

令和2年度版

# 久留米市男女共同参画白書

(久留米市男女共同参画行動計画令和元年度実施状況)

令和3年3月

## 久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)

## はじめに

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした第3次久留米市男女共同参画行動計画（平成23年度～令和2年度）の後半にあたる第2期実施計画（平成28年～令和2年度）の令和元年度の実施状況と令和2年度の実施状況を報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状に関する統計資料、相談窓口一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せてご活用いただければ幸いです。

令和3年3月

久留米市長 大久保 勉

# 目 次

<b>第1部 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の 令和元年度推進状況及び令和2年度実施計画</b>	.....	1
1 行動計画の概要	.....	3
成果指標一覧	.....	4
2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の令和元年度推進 状況及び令和2年度実施計画	.....	6
3 事業の取組状況	.....	11
施策の方向Ⅰ 人権尊重と男女平等のための意識づくり	.....	11
体系表	.....	11
施策1 男女平等意識の啓発	.....	12
施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	.....	22
施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	.....	23
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	.....	26
体系表	.....	26
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	.....	27
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	.....	33
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	.....	34
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	.....	36
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	.....	41
施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	.....	47
体系表	.....	47
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	.....	48
施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	.....	51
計画推進体制の整備	.....	58
体系表	.....	58
1 計画推進体制の強化・徹底	.....	59
4 部課別具体的事業一覧	.....	63

<b>第2部 女性の現状に関する統計資料</b> .....	67
I 人口	
1. 人口の変化(市) .....	69
II 労働	
1. 女性の就業状況 .....	71
2. 従業員の性別構成 .....	72
3. 男女別の所定内給与(筑後地区) .....	74
4. 農業就業人口(販売農家)に占める女性の割合(市).....	75
5. 市職員における女性の割合 .....	76
III 家庭・健康・福祉	
1. 就学前児童の保育状況(市) .....	77
2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況(市) .....	78
3. 相談の状況(市) .....	79
4. 児童相談の状況 .....	84
5. 自殺の概要 .....	85
IV 教育	
1. 教育機関における役職別男女の割合 .....	86
2. 学校種類別進学率の推移(国) .....	87
V 社会参画	
1. 委員会・審議会等における女性登用状況 .....	88
2. 民生委員・保護司における女性の割合(市) .....	92
3. 団体等における女性役職者等の割合(市) .....	93
4. 議会における女性議員の割合 .....	94
5. HDI、GII、GGIにおける日本の順位 .....	95
VI 苦情処理機関	
1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別) .....	96
<b>第3部 相談窓口一覧</b> .....	97
<b>第4部 参考資料</b> .....	103
資料1. 久留米市男女平等を進める条例 .....	105
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱 .....	111
資料3. 男女共同参画社会基本法 .....	115



**第 1 部 第 3 次久留米市男女共同参画行動計画・第 2 期実施計画の  
令和元年度推進状況及び令和 2 年度実施計画**



# 1 行動計画の概要

## (1) 計画の期間

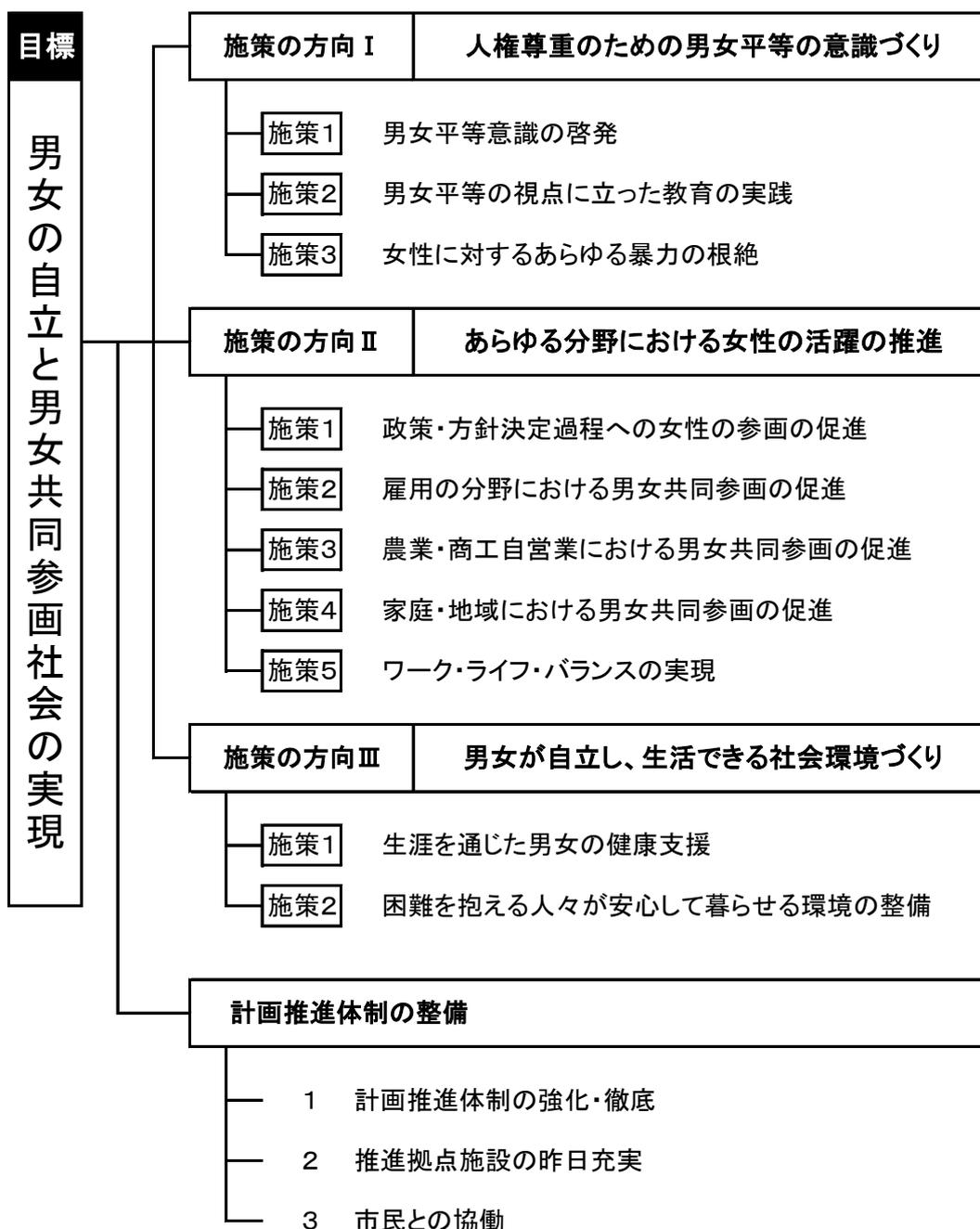
計画の期間は平成23年度から令和2年度までの10年間にわたるもので、実施計画は5年ごとに策定しており、今回は後期の第2期実施計画（平成28年度～令和2年度）の策定について、令和元年度に実施した事業の状況報告である。

また、令和2年度の実施計画について報告する。

## (2) 施策の体系

第3次男女共同参画行動計画の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、3つの施策の方向のもと、前半5年は様々な施策を推進した。

後半5年は施策を見直し、新たな実施計画を立て推進する。



# 成果指標一覧

## 【達成基準】

今回指標が無いもの - 現状値と比較して上昇している ○  
 目標値を超えたもの ◎ 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和元年度 (R2.4.1)	達成基準	目標値	担当課
I 人権尊重のための男女平等の意識づくり	1 男女平等意識の啓発	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合（市民意識調査）	53.4% (H26年度)	66.1%	◎	60.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②男女平等推進センターの認知度（市民意識調査）	47.4% (H26年度)	45.7%	▲	52.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③男女平等推進センターにおける男女平等に関する講座・講演会等の参加者の男性の割合	29.8% (H26年度)	29.5%	▲	35.0% (R2年度)	男女平等推進センター
		④校区コミュニティ組織による委嘱学級における男女平等に関する学習の参加者数	1,217人 (H26年度)	1,111人	▲	1,340人 (R2年度)	生涯学習推進課
	2 男女平等の視実践に	①学校教育の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	58.4% (H26年度)	65.2%	◎	61.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②男女平等研修を受講した保育関係者数	480人 (H26年度)	334人	▲	550人 (R2年度)	子ども保育課
		③教職員に対し、男女平等研修を実施した学校数	28校 (H27年度)	54校	○	66校 (R2年度)	学校教育課
	3 女性力に根絶するあらゆる	①DV被害について「相談しなかった（できなかった）」人の割合（市民意識調査）	46.0% (H26年度)	58.3%	▲	40.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②DVを人権侵害だと認識する市民の割合（市民意識調査）	81.0% (H26年度)	73.2%	▲	100.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどの ※メディアにおける女性の性的描写を女性への人権侵害だと認識する人の割合（市民意識調査）	32.1% (H26年度)	39.3%	○	40.0% (R1年度)	男女平等政策課
		④セクシュアル・ハラスメント防止対策を整備している市内事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	51.4% (H26年度)	55.3% (H29年度)	◎	55.0% (R2年度)	労政課
	II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 参画の促進方針の定	①審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.3% (H27.4.1現在)	44.4% (R2.4.1現在)	○	50% (R2.4.1現在)
②市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合			7.3% 25.9% (H27.4.1現在)	15.1% 30.3%	◎	15.0% 30% (R2.4.1現在)	人事厚生課
③久留米市内の管理職試験受験可能女性教職員に占める受験者の割合			9.6% (H27年度)	12.4%	○	15.0% (R2年度)	教職員課
2 雇用の分野における女性の活躍の推進		①職場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	18.6% (H26年度)	20.1%	○	25.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②市内事業所における女性管理職等の割合（久留米市雇用実態調査）	17.3% (H26年度)	17.4% (H29年度)	○	19.0% (R2年度)	労政課
		③男女平等推進センターにおける女性活躍推進事業の講座等の受講者数	— (H26年度)	604人	◎	560人 (毎年度)	男女平等推進センター

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和元年度 (R2.4.1)	達成基準	目標値	担当課
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	3 農業・商業・工業 自営業者 男女共同参画 促進	①認定農業者における女性農業者の割合（食料・農業・農村基本計画）	4.2% (H26年度)	6.4%	○	7.0% (R1年度)	農政課
		②女性の起業融資制度利用者数	— (H26年度)	9件	○	15件(累計) (R2年度)	新産業創出支援課
	4 家庭・地域 の促進 参画における 男女共同	①家庭生活で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	22.2% (H26年度)	22.2%	○	25.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②地域活動・社会活動の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	31.1% (H26年度)	33.7%	◎	33.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③プレパパママ教室における参加夫婦数	340組 (H26年度)	343組	○	380組 (R1年度)	こども子育てサポートセンター
		④校区コミュニティ組織における女性役員の割合（正副会長）	14.3% (H27年度)	13.2% (R1.6.1現在)	▲	19.0% (R2年度)	地域コミュニティ課
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	①育児、子どものしつけを「夫と妻が同じ程度に分担している」と答えた人の割合（市民意識調査）	23.9% (H26年度)	25.2%	○	28.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②市職員における男性の育児休業取得率	3.4% (H26年度)	15.4% (H30年度)	◎	15.0% (R2年度)	人事厚生課
		③ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる企業への助成件数	— (H26年度)	17件	○	30件(累計) (R1年度)	労政課
		④育児休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	71.9% (H26年度)	72.6% (H29年度)	○	75.0% (R2年度)	労政課
		⑤介護休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	53.6% (H26年度)	62.0% (H29年度)	◎	55.0% (R2年度)	労政課
		⑥待機児童数 （くろめ子どもの笑顔プラン）	33人 (H27年度)	54人	▲	0人 (H30.4.1現在)	子ども保育課
		⑦学童保育所入所児童数 （くろめ子どもの笑顔プラン）	3,561人 (H27年度)	4,528人	○	5,500人 (R1年度)	子ども政策課
	III 社会環境が自立し、生活できる 男女が自立し、生活できる	1 生涯を通じた健康支援	①生活習慣病予防健康診査の受診率（第2期健康くろめ21）	8.7% (H26年度)	12.1%	◎	10.0% (R1年度)
②妊婦健診受診率			98.8% (H26年度)	99.7% (暫定値)	○	100.0% (毎年度)	こども子育てサポートセンター
2 困難を抱える人々の暮らしを整える環境		①ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業率	62.3% (H26年度)	55.6%	▲	65.0% (R2年度)	家庭子ども相談課
		②家族介護教室の参加率	69.3% (H26年度)	70.8%	○	75.0% (R2年度)	長寿支援課

## 2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の令和元年度推進状況及び令和2年度実施計画

### 施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

#### 施策1 男女平等意識の啓発

##### ○取組状況

全庁で、男女平等の視点に立った啓発・広報活動に取り組むとともに、男女平等推進センターや各総合支所において、講座や講演会の開催、情報提供、市民の自主的活動への支援などを通じ、男女平等意識の醸成に努めた。また、久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム2019」において、市民との協働による啓発を行うことができた。

##### ○成果と課題

令和元年度に「第8回久留米市男女平等に関する市民意識調査（5年に1回実施。以下、「市民意識調査）」において固定的性別役割分担意識を調査した結果「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」、「どちらかと言えば同感しない」人が合わせて66.1%となり、前回（平成26年度）より12.7ポイント増加し意識改革が進んでいる。一方、地域や家庭、職場において「男女が平等」と考える人の割合は増加していない。

意識啓発が進んだ一方、固定的性別役割分担意識による慣習や慣行が根強く残っており、市民が男女平等だと実感できるには至っていないため、今後も、男女平等に向け、市民一人ひとりが主体的に行動につなげる取り組みを一層充実させる必要がある。

##### ○令和2年度の取組

引き続き市民や地域活動団体、関係課などと連携を図りながら、固定的性別役割分担意識の解消に向けた講座や講演会の開催を行う。開催に際しては参加しやすいテーマ設定や、広報の方法を工夫するとともに、男性や子育て世代、若年層の参加者を増やすための取組を進めていく。

#### 施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

##### ○取組状況

保育関係者や教職員向けの研修を実施した。各学校においては、男女平等教育を推進するとともに、授業をはじめとする諸活動において、男女平等意識の育成を重視した教育に取り組んだ。

##### ○成果と課題

保育・学校教育の場において、男女平等教育を進めるための研修を実施した。今後は、職員間で共通理解を図り、保育・学校教育の場で効果的に実践できるようにしていくことが必要である。

##### ○令和2年度の取組

引き続き、保育関係者や教職員に対し研修会を実施することで、日頃から男女平等保育や学校教育が行えるようにする。また、各学校において推進計画をもとにした研修会等が実施されているかの確認や内容への指導助言、その他健康教育や性に関する教育についての指導の充実が図られるよう助言を行う。

#### 施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

##### ○取組状況

「第2次久留米市DV対策基本計画・実施計画」に基づき、DVのない社会の実現を目指し全庁で取り組みを進めることができた。

令和元年度は、男女平等研修のテーマがDV（3年に1回実施）であり「DV防止、被害者支援の視点から職務を考える」の演題で非常勤職員を含む全職員に対し研修を実施した。

市民や地域の団体、企業等に対して、DVやセクシュアル・ハラスメント等の研修を実施した他、男女平等推進センター広報紙（ジャーナル）や「セーフコミュニティ通信」、「商工労働ニュース」等に記事を掲載し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発を行った。

また、パープルリボンキャンペーンとして、児童虐待防止の象徴であるオレンジリボンと連携したオレンジ&パープルツリーを久留米市庁舎1階及び久留米シティプラザに設置し広く啓発を行った。あわせて、女性団体の支援とパープルリボンの啓発を目的としたパープルマルシェを市民との協働で開催した。さらに、市内の大学及び工業高等専門学校にパープルツリーを設置し、若年層への啓発に取り組んだ。

その他、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の相談を受け、被害者の相談から自立支援まで、関係機関・団体と連携を図りながら、被害者への切れ目のない支援に努めた。

## ○成果と課題

市民や職務関係者等への啓発・研修の実施、DV防止カード等の設置拡大、相談・支援体制の充実など、全庁で取り組むことができた。特にパープルリボンキャンペーンは、女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知を広く市民に行うことができた。

一方、市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントやDVの被害に遭った人のうち、「相談できなかった」また「相談しなかった」と回答した人の割合が5割を超えており、多くの被害者が相談できていない状況があることがわかった。セーフコミュニティの取組でもある被害の早期発見に向けた相談窓口の更なる周知と被害の重篤化を防ぐ速やかな支援が必要である。

また、令和元年度の市における女性からの相談件数は4,766件で、その内1,425件はDVが主訴であり、依然として多くのDV相談が寄せられている。また、性暴力の相談も108件と多く寄せられており、被害者の心身の回復には早期に適切なケアを受けることが有効であることから、潜在化していると考えられる性暴力の被害者に対し今後も相談窓口の周知と関係機関との連携による支援体制の充実を図る必要がある。

## ○令和2年度の取組

セーフコミュニティDV防止対策委員会の目標である「DVの発生防止」と「DV被害者の潜在化の防止（早期発見）」に向けて、市民や民間団体、関係機関等との協働で取組を進めていく。また、引き続きパープルリボンキャンペーンを実施し、パープルツリーを活用した啓発を通して女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知に努めていく。

また、複雑・多様化する相談に対応するために、相談体制の充実、関係機関・団体との連携を強化し、DVや性暴力被害者の相談から自立支援まで、被害者の立場に立った支援に取り組んでいくことが必要である。

## 施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

### 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

#### ○取組状況

市の審議会等への女性委員の登用や、市職員における女性役職者の積極的な登用を進めてきた。

また、地域や企業等において、女性の人材育成と女性が方針決定過程への参画を促進できるような講座やセミナーを実施した。

#### ○成果と課題

審議会等委員に占める女性委員の割合は、条例に基づくものと設置要綱等によるものを合わせて全体では44.4%（令和2年4月1日現在）となり、昨年とくらべ0.2ポイント増加している。

市職員の女性の役職者への登用も着実に進んでおり、女性役職者の比率は管理職15.1%、監督職30.3%（令和2年4月1日）と令和元年度と比べ増加し、行動計画の目標を達成することができた。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、人材の発掘と育成及び環境整備を進めていく必要がある。

#### ○令和2年度の取組

女性委員の登用促進にあたっては、女性人材の育成や取組への理解促進、関係機関への働きかけ、ロールモデルの発掘や活躍事例の紹介などに努める。

また、地域や企業において女性が政策・方針決定への参画が促進されるような講座やセミナーを継続して実施していく。

## 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

### ○取組状況

事業主及び労働者に対し、セクハラ・パワハラ防止セミナーや地域女性活躍推進交付金を活用した女性活躍推進セミナーなど、男女共同参画の理解を深めるための講座を実施した。また、子育て中の人の仕事相談カフェ等においても労働者の権利に関する情報提供を行った。

### ○成果と課題

事業主及び労働者、また就職を希望する女性に対し、労働者の権利に関する啓発や女性の人材育成・能力活用に関する情報提供等を行うことができた。

今後も継続して情報発信・啓発を行っていくことが必要であり、すべての労働者に情報が届くようにしていくことが課題である。

### ○令和2年度の取組

競争入札参加登録事業者への調査で得た課題を、今後施策にどのように反映するか関係課と検討する。女性活躍推進法の周知や各種ハラスメントセミナー、女性管理職養成講座等の実施、国や県と連携した相談事業の実施、また商工労働ニュース等での啓発等の事業を実施していく。

## 施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

### ○取組状況

農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成を図るため、女性認定農業者・家族経営協定申請を推進した。また女性農業者リーダー育成研修事業を実施した。

また、男女平等推進センターにおいて「女性の働き方応援事業」の一環として起業支援セミナー等を開催し、起業を目指す女性の支援を行った。その他、各商工団体に対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを働きかけるとともに、事業者に対しては広報紙等による啓発を行ったり、商工団体の機関紙に啓発記事を掲載した。

### ○成果と課題

女性認定農業者の割合は、6.4%と昨年度(6.3%)とほぼ同様であった。今後も家族経営協定の推進とともに認定農業者への共同申請を促進していくことが必要である。

起業家セミナー及び女性起業家支援イベントを実施した。また、起業支援セミナーには延べ53人が参加し、起業のための基礎知識の習得や女性同士のネットワークづくりへの支援を行うことができた。今後は、さらに起業を目指す女性への融資制度の紹介や対象者の拡大等支援体制の拡充が必要である。

### ○令和2年度の取組

農業については、女性農業者リーダー養成事業等の実施により、農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成などに取り組んでいく。また、女性認定農業者や家族経営協定申請の促進とともに履行状況確認によるフォローアップについての検討が必要である。

商工自営業は、商工労働ニュースや商工団体機関誌へ記事を掲載し、男女共同参画社会の意義の普及・啓発を行うことで意識改革を促していくとともに、起業家セミナーや女性起業家支援イベントを実施し、起業を促進するための支援体制を拡充する。

## 施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

### ○取組状況

男性の料理教室やプレパママ教室、まちづくりネットワーク講座等を実施し、男女共同参画の必要性の理解促進と男性の生活的自立を促した。

平成30年度に引き続き、まちづくり連絡協議会及び関係課と協働して各校区コミュニティ組織の役員及び自治会の女性の登用率を調査した。また、地域の担い手となる女性の人材育成を目的として、「女性のまちづくり参画講座」を実施した。

### ○成果と課題

男性対象の事業の実施により、男性の家事・育児参画について参加者の理解を深めることができた。

一方、市民意識調査では家庭における「炊事、掃除、選択などの家事をする人」を尋ねたところ、「主に妻が担っている」割合が9割近くになっており、男性の家事への参画が進んでいないことが分かった。今後も、男性に対する男女共同参画の理解の促進に向け講座の日時や講座内容・広報活動の工夫を行い、より男性が参加しやすいようにしていく必要がある。

地域においては、各校区コミュニティ組織における女性の登用率を調査し、前年より女性の登用が進んだ校区が僅かであるが増加した。また、女性のまちづくり参画講座は48人が参加し、地域のリーダーとなり得る新たな女性の人材育成を行うことができた。

今後もまちづくり連絡協議会との協働による男女共同参画の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

### ○令和2年度の取組

男性の男女共同参画の意識の醸成とともに、家庭における生活的自立のための様々な家事参画を実践できるようにするための講座を実施する。

校区コミュニティ組織の女性登用調査結果をもとに、女性登用の働きかけや啓発及び女性リーダーの育成講座を継続することで、まちづくりや地域活動における男女共同参画を促進する。

## 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

### ○取組状況

市内の経済団体において働き方改革についての部会等を設置し、勉強会や講演会を実施するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や情報提供を行った。また、企業に対してワーク・ライフ・バランス助成を行い仕事と家庭の両立支援を行ったほか、保育所の定員増や多様な保育サービスの実施、学童保育所の整備等両立支援制度の充実に努めた。

市職員に対しては、時間外勤務縮減の徹底や、管理職に対し「両立支援シート」の利用を呼びかけるなど、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行った。

### ○成果と課題

市内の経済団体においてイクボスをテーマにセミナーを開催する等、働き方改革への理解を深める取り組みが実施されている。今後も、より多くの経営者の意識が高まるよう継続した啓発と支援が必要である。

保育所待機児童解消のため新規事業として送迎保育ステーション事業が開始されたほか、認定子ども園の定員増や保育士確保に向けた取り組み等が行われているが、待機児童の解消には至っていない。

市職員においては、時間外勤務の縮減が進んでおり、男性の育児休業取得率も15%になり行動計画の目標が達成される等、取組の成果が表れている。今後も、両立支援シートの活用方法を周知するなど更なる働き方の見直しを進めていく必要がある。

### ○令和2年度の取組

企業に対し、働き方改革への理解を促し、その実現に向けて経済団体が主体的に取り組んでいくよう先進事例の紹介を行っていく。

市職員については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組を進め、時間外勤務の上限規制を設けた。これに基づき時間外勤務の抑制や働き方改革など職場環境の整備に取組み、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指していく。

## 施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

### 施策1 生涯を通じた男女の健康支援

#### ○取組状況

男女が生涯にわたり健康な生活を営み、状況に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報提供・啓発を行い、各種健康診査や相談及び健康づくりに関するセミナー等を通じて健康の保持・増進を支援した。

#### ○成果と課題

「こころの相談カフェ」は、63回の実施で、163件の相談を受け、平成30年度（68回、190件）と比べ減少した。今後も支援者の資質向上を図っていく。

性感染症の検査件数は 556 件であり、平成 30 年度（591 件）に比べ減少しているため、性感染症予防についての正しい知識の普及啓発が今後も必要である。また、生活習慣病予防健康診査受診率は 12.1%と平成 30 年度（11.8%）と同程度となっており、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、受診率向上に向けた更なる取組が必要である。

## ○令和 2 年度の取組

心身の健康に関して、市民が気軽に相談できる健康相談や健康教育事業を実施する。

## 施策 2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

### ○取組状況

子育て中の人、ひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人など、様々な困難を抱え社会的配慮を必要とする男女が、性別に関わりなく経済的・生活的・精神的に自立した生活を送ることができるように、社会参画支援、介護体制の充実、自立生活支援等に取り組んだ。

### ○成果と課題

こども子育てサポートセンターによる総合相談により、DV を含めた婦人相談を専門の相談員に繋ぐなど、困難を抱える女性の速やかな支援を行うことができた。

生活困窮世帯の子どもに対して学習支援や居場所づくりを行う学習支援事業は、100 世帯の支援を行うことが出来た。

また、障害者やその家族の総合的・専門的相談機関である基幹相談支援センター及び高齢者の相談機関である久留米市地域包括支援センターにおいて様々な相談を受け必要な支援を行った。

いずれの相談機関も、相談体制の充実を図るとともに関連する困難事例等においては相互に協力できるように連携する必要がある。

## ○令和 2 年度の取組

各事業の市民への周知を図るとともに、相談機関との連携強化を図る。

## 計画推進体制の整備

### ○取組状況

庁内推進組織である男女平等政策会議において、施策の総合調整を行うとともに、部局相互の連携・調整を図りながら、計画の着実な推進に取り組んだ。

男女平等問題研修では、男女共同参画の視点に立った行政運営を目指し、DV をテーマとした全職員への研修や、階層別研修、外部講師を招いた課題研修を実施した。

また、次期計画策定の基礎資料とするため、18 歳以上の市民 3,000 人に対し市民意識調査を実施し、1,114 人から回答を得た。（有効回答率：37.1%）

### ○成果と課題

市民意識調査では、固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合が増加しており、市民の男女平等に関する意識が向上している。一方、家庭や職場・地域等多くの場面において「男女平等である」と思う人の割合は向上していない。この結果から見えてくるものは、市民の男女平等の意識が高まったことにより、身近な場において固定的性別役割分担意識に基づき根強く残っている慣習や慣行に対し、より敏感に性別による不平等感や差別に気づくようになったことが原因であると考えられる。

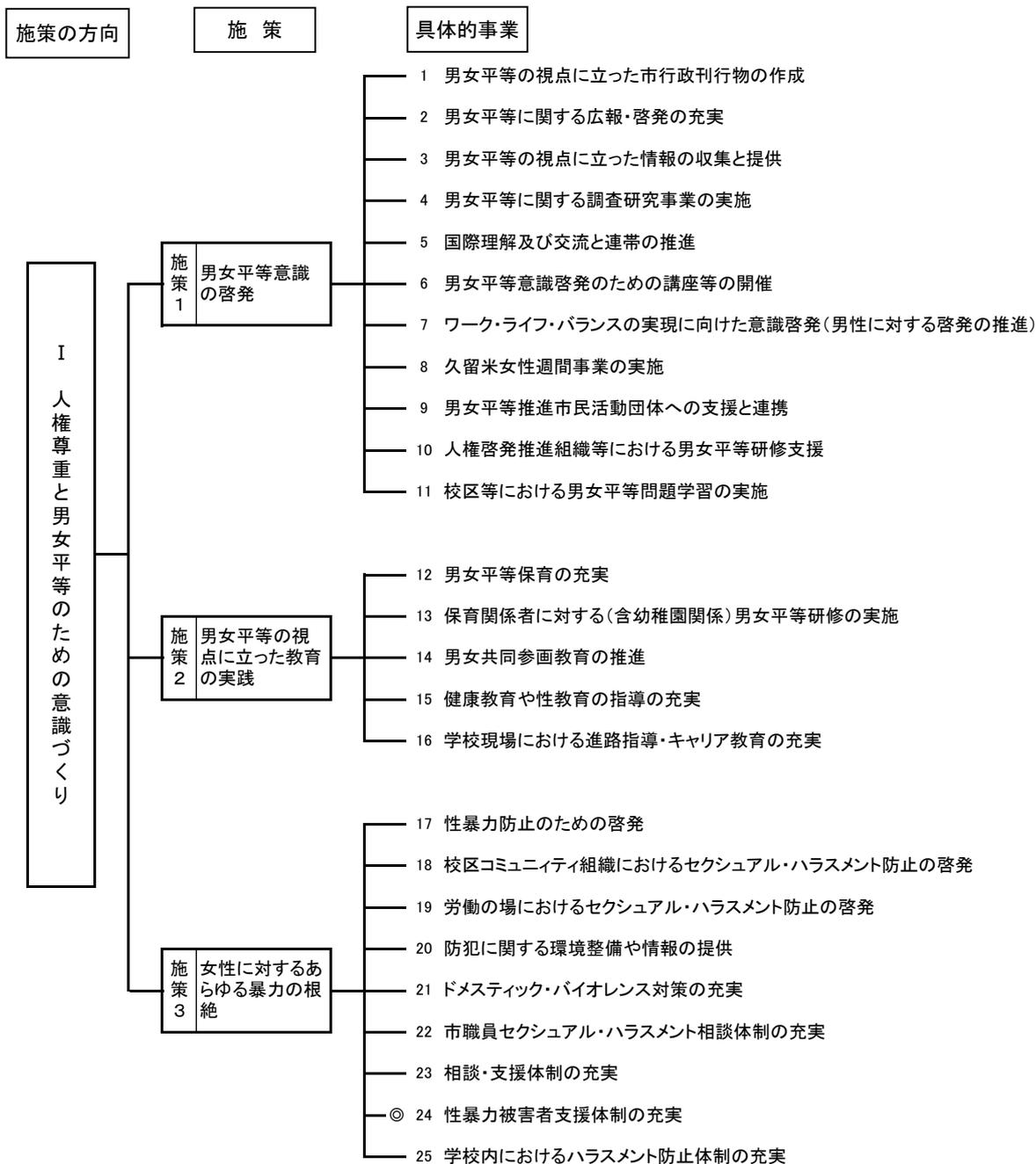
## ○令和 2 年度の取組

男女平等政策会議や男女平等政策審議会等の運営を通して、行動計画に基づく事業を着実に実施していく。

また、市民意識調査等を基に次期第 4 次男女共同参画行動計画の策定に取り組む。

### 3 事業の取組状況

#### 施策の方向 I 人権尊重と男女平等のための意識づくり



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業

#### 予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
<b>●男女平等の視点に立った情報の収集と提供</b>									
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】 男女平等の視点を踏まえた作成編集を行った。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集。	-	-	全庁 (総合政策部)	
			【活動指標】 実施		【実績】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) 刊行物を作成していない。	【計画】 掲載する職員の性別やレイアウトに偏りがないようにする。	-	-	全庁 (総務部)	
			【活動指標】 実施		【実績】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・男女平等推進センタージャーナル ・セーフコミュニティ通信等	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (協働推進部)	
			【活動指標】 実施		【実績】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・「市税のしおり」	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (市民文化部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物) 各種刊行物を男女平等の視点に立ち掲載内容を配慮し作成した。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (健康福祉部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) 子育て経験者である市民編集員とともに、子育て便利マップを10,500部作成。作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、掲載内容、イラストなどに配慮した。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (子ども未来部)	
			【活動指標】 実施		【実績】				
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・生物多様性啓発チラシ ・環境講演会チラシ(施設課) ・くるめ環境フェア(チラシ) ・緑のカーテンハンドブック ・エコ実験パフォーマンスショー(チラシ) ・くるめエコ・パートナー(チラシ兼登録用紙) ・くるめクリーンパートナー(チラシ)	【計画】 引き続き、男女平等の視点を踏まえ、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (環境部) 畜場以外各課	
			【活動指標】 実施		【実績】				
					【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・H30年度版久留米産農産物のレシピ集 ・地産地消推進店2019 ・農業・農村の多面的機能PRチラシ ・知ってみんな農！ やってみんな農！	【計画】 取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	996	1,200	全庁 (農政部)
			【活動指標】 実施		【実績】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】 商工観光労働ニュース ※その他各種刊行物を男女平等の視点を踏まえ作成した。	【計画】 ・「商工労働ニュース」の発行年4回、各9,000部作成	-	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標】 実施		【実績】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・筑川避難判断マップ ・くるくるガイドブック ・住情報冊子 ・空き家啓発冊子	【計画】 引き続き、取組内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標】 実施		【実績】			
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・たぬしまるだより発行(月1回6,300部) ・人権啓発事業等のイベントチラシ(随時)	【計画】 刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえて作成や編集を行う。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 実施		【実績】			
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・北野地域広報誌「コスモス通信」発行(月1回、5,600部) ・人権講演会チラシ ・北野生涯学習センター主催講座チラシ	【計画】 ・R2年度から北野地域広報誌は廃刊となるため、今後はチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引きを用いて作成する。	-	-	全庁 (北野総合支所)			
【活動指標】 実施		【実績】				【課題・今後の方向性】		
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・地域広報誌「インガット通信」の発行 ・人権同和問題講演会、人権学習会におけるチラシの発行	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (城島総合支所)			
【活動指標】 実施		【実績】				【課題・今後の方向性】		
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) ・三潞地域情報誌「たまるくんだより」発行(月1回、5700部) ・人権啓発事業チラシ	【計画】 西部地域情報誌として、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (三潞総合支所)			
【活動指標】 実施		【実績】				【課題・今後の方向性】		
【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【実績】 「久留米の水だより」の発行(年3回)	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (上下水道部)			
【活動指標】 実施		【実績】				【課題・今後の方向性】		

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課		
1	男女平等の視 点に立った市 行政刊行物の 作成	各課の刊行物の用語やイラストな どの表現について、市作成の「表 現の手引き」を基に、男女平等の 視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊 行物の文章・イラスト・写真などに ついては、男女平等の視点を踏 まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際 は、行政刊行物の手引を用いて 作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) くるめっ子通信	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿っ て、行政刊行物を発行する。	-	-	全庁 (教育部)		
			【活動指標】 実施	【実績】 男女平等の視点を踏まえた作成 を行った。 ・ペーパーバック ・新聞折込用チラシ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿っ て、行政刊行物を発行する。				【実績】	【課題・今後の方向性】
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊 行物の文章・イラスト・写真などに ついては、男女平等の視点を踏 まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際 は、行政刊行物の手引を用いて 作成する。	【実績】(主な刊行物の名称) 農業委員会だより 広報くるめ	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿っ て、行政刊行物を発行する。				【実績】	【課題・今後の方向性】
2	男女平等に関 する広報・啓 発の充実	広報くるめを始め、各種媒体を活 用し、固定的性別役割分担意識 の見直し等、男女共同参画に関 する理解を深めるための啓発を 進める。 あらゆる機会をとらえ、女性憲章 や男女平等を進める条例の趣旨 の周知・浸透を図る。	【取組内容】 男女平等を進める条例や女性憲 章を周知するとともに男女共同参 画に関する理解を深めるため、 下記により広報・啓発を行う。 ・条例パンフレットの作成・配布 ・広報くるめや啓発資料等への掲 載	【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・男女共同参画社会づくり表彰 (新規)の実施  【実績】 ・条例パンフレットの配布 ・男女共同参画に関するチラシの 作成 ・男女共同参画社会づくり表彰の 実施 ＜受賞団体＞津福校区まちづく り振興会、久留米市消防団有馬 火消しはしご隊	【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・男女共同参画社会づくり表彰の 実施	129	114	男女平等政策 課		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 上記取り組みを継続するとと もに、効果的な周知方法を模索す る。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 センター事業の広報、啓発を目 的に、情報発信機能の充実を図 る。 ・広報くるめを始め、ホームペ ージやメール等による情報発信 ・広報紙「男女平等推進センター ジャーナル」を発行し、団体・機 関、個人の情報提供希望者に配 布	【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,500 部  【実績】 センター事業の広報、啓発を目 的に、以下のとおり周知・情報発 信を行った。 ・「男女平等推進センター・ジャー ナル」を発行(年3回 各2,000部) し、団体・機関、個人の情報提供 希望者に配布。 ・センター発行のチラシや広報紙 にセンターホームページのQR コードを添付し、ホームページへ とつなげることで情報の充実を 図った。 ・情報提供希望者や市職員に対 して、メールやインターネット「く るめーる」を活用した情報提供を 行った。(情報提供者数郵送302 人、メール211人) ・男女平等に関する講座や催し の情報を市ホームページで紹介 するとともに、適宜新聞、情報誌 等へ情報提供した。	【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,000 部  【実績】				【課題・今後の方向性】	
【活動指標・当初値】 ジャーナル発行 年3回 各2,500 部	【課題・今後の方向性】 ・読みやすくわかりやすい紙面や ホームページづくり ・多様化する情報取得の方法や ニーズに合わせた広報媒体の活 用 ・様々な機会を捉えたタイムリー な情報発信	【課題・今後の方向性】								
						145	258	男女平等推進 センター		

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供を行うとともに、男女共同参画週間、久留米女性週間記念事業、女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女平等に関する啓発事業と連動させた企画展示を定期的に行い、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	【取組内容】 男女平等問題関連の図書や資料・DVDを収集し、市内図書館と連携して情報提供を行う。 久留米女性週間記念事業等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し来場者に向けて男女平等意識の啓発を行う。 男女平等に関する啓発事業と連動した企画資料やパネル展示を行う。	【計画】 男女平等に関する情報の提供啓発パネルの常設設置 所蔵の絵本を活用した意識啓発事業の実施  【実績】 ・センターの図書等を市内図書館と連携し情報提供した。(3月末現在蔵書数31,276冊。図書・雑誌・ミニコミ誌・女性関連行政資料及びDVD等) ・上映会を5回開催(延参加者数517名)。男女共同参画等について啓発を行うと共に図書情報ステーションの利用を促進した。	【計画】 男女平等に関する情報の提供啓発パネルの常設設置  【実績】	2,482	2,581	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等に関する情報提供や啓発、講座案内等を行い専門図書室としての利用を促進する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等推進センターと連携し、男女平等問題に関する企画、展示を行う。	【計画】 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間に企画展を行なう。  【実績】 ・6月に男女共同参画に関する資料展示実施 ・11月に女性に対する暴力をなくす運動に関する資料展示実施	【計画】 令和元年度と同様に、男女平等推進センターと連携し展示を行う予定。  【実績】			
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	長期的に取り組むべき課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	【取組内容】 第2次DV対策基本計画に基づきセンター調査研究事業を行う。	【計画】 必要に応じ調査研究事業を行う。  【実績】 調査研究事業を3月に実施予定であったが見送った。	【計画】 必要に応じ調査研究事業を行う。  【実績】	0	8	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 委員3名、会議開催6回(27年度) ・DV被害者支援マニュアルの見直し ・聴覚障害者のためのDV資料の検討 ・啓発ポスターの検討 ・医療関係者向けマニュアル概要版の検討	【課題・今後の方向性】 必要に応じ、調査研究事業を行う。	【課題・今後の方向性】			
5	国際理解及び交流と連帯の推進	外国人からの相談や国際的な視点での講座の実施、情報収集・提供などを通して、市民の活動を支援し、国際理解と交流を深める。	【取組内容】 ・外国人女性が言葉の壁なく相談できるよう、当事者の要望に応じて通訳事業を実施 ・国際的な視点での映画上映の実施 ・国際理解を深めるために諸外国の男女平等関連図書や情報の収集、提供 ・市民との協働事業「くるめフォーラム」において国際的支援を行う民間団体を実行委員やパネラー参画の働きかけ	【計画】 外国人相談に対応するため、必要に応じた通訳事業の実施 「多言語DV防止カード」の設置拡大による相談窓口の周知  【実績】 ・通訳事業(1回) ・女性へのDVや人権問題に関する上映会を5回開催(延参加者数517名) ・諸外国に関する男女平等関連図書や情報の収集、提供 ・外国人女性が相談に繋がるよう「多言語DV防止カード」を設置	【計画】 外国人相談に対応するため、必要に応じた通訳事業の実施 「多言語DV防止カード」の設置拡大による相談窓口の周知  【実績】	86	131	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 通訳4回(27年度)	【課題・今後の方向性】 ・外国人相談者への窓口周知、安心して相談できる環境づくり ・国際的な視点からの情報提供、事業実施	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課			
●講座・講演会等による意識啓発											
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 関係機関・団体と連携し、啓発講座や研修を実施。 ①女性・男性問題に気づき、意識を変え、新しい視点を獲得していくための研修 ②個々の女性・男性が本来もっている力を引き出し、直面するさまざまな問題を自分で解決するための力をつける講座	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協働による多方面からの事業展開 ・若年層や地域を対象に市民との協働による啓発講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生活的自立を図る講座の実施  【実績】 ・男女共同参画週間記念事業(40人) ・学生対象のデートDV防止啓発講座(5校、658人) ・男女共同参画サポーターによる地域啓発講座(9箇所、242人) ・次世代男女共同参画促進事業(35人) ・男性の働き方を考えるセミナー(54人) ・LGBTセミナー(20人) ・子育ても仕事も私も大切にするために(11人) ・政策参画講座(延75人) ・まちづくり参画講座(延48人) ・関係機関職員やDV被害支援者等への研修会 ・図書関連講座(61人) ・女性の起業支援セミナー(延53人) ・ライフプランセミナー(延36人) ・就職応援セミナー(延25人) ・就職・再就職・転職をめざす女性のためのパソコン講座、簿記講座実施(延104人)	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協働による多方面からの事業展開 ・若年層や地域を対象に市民との協働による啓発講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生活的自立を図る講座の実施  【実績】	1,727	2,176	男女平等推進センター			
			【活動指標・当初値】 ・男女共同参画週間記念講演会(51人) ・学生対象のデートDV防止啓発講座(8校1,072人) ・地域啓発講座(5回91人) ・次世代男女共同参画推進事業(74人) ・育児ママのじぶん計画セミナー(5回72人) ・女性のための政策参画講座(9回260人) ・男性の生き方支援講座(2回28人) (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域への男女平等推進の浸透に向けた取り組みの充実 男性や若年層が参加しやすい企画、広報に努める 関係機関・団体との連携・協働の強化	【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 ・人権問題の一環として、男女平等に関する講座を開催する。また、指定管理者(生涯学習センター)主催講座においても、男女平等に関する講座を開催する。	【計画】 ・生涯学習センター主催講座の実施 ・なるほど人権セミナーにおいて、男女平等に関する講座を実施(生涯学習推進課)  【実績】 ・生涯学習センター主催事業で男女平等に関する学習機会を提供した ・なるほど人権セミナーにおいて、「男女の平等～人と人との平等度をはかるモノサシ」と題し、講演を実施、174名の参加があり、女性の地位向上を図る為に何をすべきかを考えさせられた。	【計画】 ・生涯学習センター主催事業の実施 ・なるほど人権セミナー全8回のうち1回を男女平等に関するテーマを実施				65 (生涯学習センター)	105 (生涯学習センター)	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 ・実施	【課題・今後の方向性】 ・令和2年度もなるほど人権セミナーにおいて、男女の平等に関するテーマを扱う予定。	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 男女平等への理解を深め、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座を実施する。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座の中で、男女平等意識を深めるための講座を開催する。また、周囲の呼びかけ、チラシ作成などを行う。  【実績】 子育てパパママ応援講座として小学生以下の子どもと保護者を対象に「パンづくり講座」を実施した。市広報紙や市HP、チラシ、有線放送で受講生募集を行い、16組42名(男8、女34)の参加があった。	【計画】 田主丸生涯学習センター講座の中で、男女平等意識を深めるための講座を開催する。また、周囲の呼びかけ、チラシ作成などを行う。  【実績】	14	14	田主丸総合支所文化スポーツ課						
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して講座を実施していく。	【課題・今後の方向性】									

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男女共同参画講座」を実施する。  【実績】 講座実施 「男女共同参画のまちづくり」と題し、久留米市の男女共同参画についての取組を紹介 講師：男女平等政策課職員 参加者：8名	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として「男性向け家事支援講座」を実施する  【実績】	0	20	北野総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続きわかりやすい内容で男女共同参画講座を実施して啓発を行なう。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座6講座実施する。 城島生涯学習センター主催講座リフレッシュセミナーの9月講座として、男女平等推進センターの市民サポーターによる男女共同参画の講座を実施する。  【実績】 男女共同参画講座として、味噌作り体験講座・そば打ち体験講座・時短お手軽おつまみ講座・我が家のお掃除マイスターの4講座を実施し59名参加。 城島生涯学習センター主催事業第4回リフレッシュセミナー男女共同参画で作る生き生きライフを実施し51名参加。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座2講座実施する。 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターで在宅カレッジ講座として「男女共同参画」に主眼をおく講座1講座実施する。  【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もよりいっそう男女平等への理解を深めるため、関係課との連携を図り、身近な事例を題材に、開催日時や広報を工夫することによってより参加しやすい講座を企画実施する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座・講演等を実施する。	【計画】 前年同様、三潁生涯学習センター講座として、男女平等への理解を深めるための「男女共同参画講座」を実施する。  【実績】 ・講座「家族でマイはし作り」において、男女平等について考えるワークを実施。 ・対象：小学生とその保護者 ・内容：家庭内の家事の役割分担・自分らしき・将来の夢について親子で考える。 ・参加者：7組(18人) ・会場内に男女共同参画を題材とした写真を展示し、啓発に努めた。	【計画】 ・三潁生涯学習センター主催講座として、性別役割分担意識解消と男女の生活的自立につながる講座・教室を実施する。  【実績】	5	20	三潁総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・男女共同参画について今後も引き続き分かりやすい内容で講座を行い、啓発に努める。	【課題・今後の方向性】			
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性を対象にした啓発講座の実施  【実績】 働き盛りの男性を中心に、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の観点から、自身の働き方や男女共同参画を考えるきっかけとなる講座を実施(54人)	【計画】 男性を対象にした啓発講座の実施  【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・男性の生き方支援講座(2回28人)(27年度)	【課題・今後の方向性】 男性が参加しやすい内容、開催日の工夫	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。  【活動指標・当初値】 実施	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。  【実績】 5経済団体にて働き方改革についての取り組み部会等を設置し、理解を深めるための取り組みを実施した。取り組みのテーマは、働き方改革関連法対応(労働時間の上限規制、36協定、就業規則改定、年次有給休暇の取得義務化)、外国人雇用、人を生かす経営・企業づくり。  【課題・今後の方向性】 経営者や管理職への意識改革をセミナーや県との連携事業などを通じてより一層図っていく。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。昨今のコロナ禍によりその重要性はより高まっている。 そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を革新することへの理解を引き続き深めていただく。  【実績】	11	140	労政課
●市民との協働による啓発の推進								
8	久留米女性週間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に、固定的性別役割分担意識の解消を図るため下記のとおり啓発を行う。  (女性憲章や男女平等を進める条例の啓発等) ・本庁、えーるピア久留米:くるめフォーラムの会場(懸垂幕掲揚) ・本庁、総合支所(のぼり旗掲揚) ・総合支所、市民センター(公用車ボディパネル掲示) ・本庁、総合支所、市民センター  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 昨年と同様に以下の事業を行う。 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示 ・(新規)男女共同参画社会づくり表彰の表彰式の実施  【実績】 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示した。 ・本庁、各総合支所や市民センター等で懸垂幕やのぼり旗を掲揚した。 ・公用車にボディパネルを掲示した。  【課題・今後の方向性】 啓発の強化を行う。	【計画】 昨年と同様に以下の事業を行う。 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示  【実績】	11	11	男女平等政策課
			【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に市民との協働にて記念事業「くるめフォーラム」を開催。男女平等意識の啓発とともに団体・グループや個人の情報交換と交流を図る。 《実施事業》 記念、映画、市民企画、展示パザール  【活動指標・当初値】 延参加者 5,287人 (27年度)	【計画】 市民参画型事業として男性や若年者など幅広い層の参加を促進  【実績】 くるめフォーラム2019(9/28～10/6) 一人ひとりの個性が尊重され、人権が保障される男女平等な社会づくりを進めることを目的に、実行委員会形式で開催(31団体、45人)により実施。 ・全体テーマ:男女平等社会づくり ・内容 記念講演「年齢は捨てなさい」 下重暁子(作家) 映画上映「マイ・インターン」 市民企画(11企画うち2企画は地域会場で実施) 展示(9団体) パザール(20団体) 延べ参加者数4,880人  【課題・今後の方向性】 市民参画型事業として男性や若年者など幅広い層の参加を促進	【計画】 市民参画型事業として男性や若年者など幅広い層の参加を促進  【実績】	2,711	2,550	男女平等推進センター

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課		
8	久留米女性週 間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間の際に、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等により周知啓発を行っている。	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等	-	-	田主丸総合支所地域振興課		
				【実績】 久留米女性週間に併せて、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等を実施した。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性週間に併せて横断幕等の掲示をし、啓発を行う。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置を行う。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置を行う。	-	-			北野総合支所地域振興課
				【実績】 計画どおり実施した。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 毎年実施する。	【課題・今後の方向性】					
【取組内容】 久留米女性週間に合わせて、支所前に横断幕を掲示し、支所のロビー及び文化センターのコーナーにチラシ・ポスターを掲示した。公用車のボディパネル掲示で広い範囲への啓発を行うとともに、城島女性ネットワークの地域事業の支援も実施する。	【計画】 久留米女性週間にあわせて懸垂幕、のぼり旗、公用車用ボディパネルを掲示する。城島女性ネットワークの事業支援を行う。	【計画】 久留米女性週間にあわせて懸垂幕、のぼり旗、公用車用ボディパネルの掲示を行なう。城島女性ネットワークの事業支援を行う。	-	-			城島総合支所地域振興課			
	【実績】 久留米女性週間にあわせて懸垂幕、のぼり旗、公用車用ボディパネルの掲示を行なった。城島女性ネットワークの事業支援を行なった。	【実績】								
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、久留米女性週間に合わせた男女平等の意識の浸透を図る。城島女性ネットワークの事業支援を行う。	【課題・今後の方向性】								
【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。	0	0			三潁総合支所地域振興課			
	【実績】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行なった。	【実績】								
【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 引き続き、久留米女性週間に合わせた啓発活動を行う。	【課題・今後の方向性】								
9	男女平等推進市民活動団体への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る。	【取組内容】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同推進ネットワークへ啓発事業費の補助を行い、市民の自主活動を支援する。	【計画】 補助金の効果的な活用により、市民に男女平等の意識醸成が図れるよう支援し、更に連携を深める。	【計画】 補助金の効果的な活用により、市民に男女平等の意識醸成が図れるよう支援し、更に連携を深める。	500	500	男女平等政策課		
				【実績】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同推進ネットワークへ事業費補助を行い、えるピア久留米や総合支所地域で啓発事業が行われた。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女共同参画を進める市民団体が今後も活発に活動を行っていくための継続的な支援・連携を行う。	【課題・今後の方向性】					

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
9	男女平等推進市民活動団体への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る。	【取組内容】 ・男女平等を推進する民間団体からの相談等に対し、職員が助言やサポート等の支援する。 ・民間団体が自主的に企画・実施する講座等を公募し、活動のための場所や助成金等を支援する。	【計画】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。  【実績】 男女平等社会の実現を目指して活動する市民グループが企画・実施する講座等を公募し、経費補助や広報の支援等を行い4企画実施。 参加対象者を明確にするとともに効果的な広報を行った。 ①女性と戦争を考える「平和」な社会を未来へ 語り部 秋山初枝 江口和子(8月2日、31人) 企画: for peace ②パープルリボンを結ぼう 企画: Mellcore 石本宗子 飯田すずか (11月2日、35人) ③暴力や虐待がもたらすトラウマの影響 企画: S・ばーぐるリボン (1月27日、35人) ④若者と語り合ってみませんか～わたしたちにとってのお金の話～ 企画: リプロダクティブヘルス・ラインと環境を考える会 (2月12日 41人)	【計画】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。  【実績】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。	151	153	男女平等推進センター
10	人権啓発推進組織等における男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進していく。	【取組内容】 人権フェスタ等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し、来場者に対し、男女平等意識の啓発を行う。	【計画】 人権フェスタ等において男女平等に関する人権啓発パネルを設置するよう、主催者に働きかける。  【実績】 2中学校区の人権フェスタにおいて、男女共同参画に関するパネル(4種)を設置し、来場者への啓発を行った。	【計画】 人権フェスタ等において男女平等に関する人権啓発パネルを設置するよう、主催者に働きかける。  【実績】	-	-	人権・同和对策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 他校区の人権フェスタ等でもパネル設置を働きかけ、啓発の機会を増やす。	【課題・今後の方向性】	-	-	人権啓発センター
			【取組内容】 啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う  【実績】 講師あつせん数 16件	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う  【実績】	231	446	人権啓発センター
11	校区等における男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。	【取組内容】 校区人権講座等における男女平等学習の実施について主催者に働きかける。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施を働きかける。  【実績】 23校区において男女平等について学習した。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施を働きかける。  【実績】	-	-	人権・同和对策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各校区の事業スケジュールの関係で人権行事の実施数に限りがある。今後も男女平等学習が地域で計画的に実施されるよう支援する。	【課題・今後の方向性】	-	-	人権・同和对策課

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
11	校区等における男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。	【取組内容】 ・地域の実情やニーズに合わせ、センター職員による啓発講座を実施する。 ・地域からの講座実施に関する相談に対応し、講師紹介については男女平等の視点を持った人材情報を提供する。	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施  【実績】 ・地域活動への女性の参画を促進するための女性の人材育成講座として「女性のまちづくり参画講座」を実施(延参加者数48人) ・校区コミュニティ組織に働きかけ、男女共同参画サポーターや職員による地域啓発講座を実施	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施  【実績】	647(事業番号6に含む)	736(事業番号7に含む)	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 5地域 (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域における男女共同参画意識の浸透 校区コミュニティ組織への働きかけや効果的な広報による講座参加者の確保	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 ・校区コミュニティ組織による委嘱学級で、男女平等問題学習を実施する。	【計画】 委嘱学級において、人権学習および男女平等問題を必修単元に指定し、学習内容の提供などの支援をおこなう。  【実績】 男女平等問題学習を必ず一度は実施。	【計画】 委嘱学級において、人権学習および男女平等問題を必修単元に指定し、学習内容の提供などの支援をおこなう。  【実績】	7,215	7,638	生涯学習推進課
			【活動指標・当初値】 ・学習参加者数(H27) 1,241人	【課題・今後の方向性】 今年度は特に新型コロナウイルスの影響で未実施の学級も少なからずあった。未実施の学級に対しては、来年度は特に実施するようフォローする。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策2) 男女平等の視点に立った教育の実践

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践</b>								
12	男女平等保育の充実	男女平等保育・教育の視点を基盤にしなが、乳幼児保育・教育に関する研究や広報・啓発、情報提供、相談対応等を行う。	【取組内容】 乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発・相談対応等を行う	【計画】 男女平等の視点を基盤にした幼保小合同研修会で使用する発表スライドの作成及びにじのかけ橋、幼研だよりの発行	【計画】 ①監査等で男女平等に関する情報提供を行う。 ②男女平等の視点を基盤にした幼保小合同研修会で使用する発表スライドの作成及びにじのかけ橋、幼研だよりの発行	145	145	子ども保育課 幼児教育研究所
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 ①監査等の際、保育施設等において男女平等の視点で見えて気になることがあった場合、情報提供を行い改善に努めてもらった。 ②にじのかけ橋及び幼研だよりの発行。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ①研修や監査等の際に男女平等の視点をもって伝える。 ②引き続き、にじのかけ橋や幼研だよりの成果物に男女平等の視点をもった表現を用いる。	【課題・今後の方向性】			
13	保育関係者に対する(含幼稚園関係)男女平等研修の実施	久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施する。また、研修会の報告等をおとして全職員が男女平等に対する共通認識が持てるよう園内研修等を実施するよう働きかける。	【取組内容】 久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施	【計画】 課主催の合同研修会の実施 保育所連盟、幼稚園協会での男女平等研修の実施	【計画】 課主催の合同研修会の実施 保育所連盟、幼稚園協会での男女平等研修の実施 (新型コロナウイルス感染症のため、研修の実施の時期は不明)	-	-	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 課主催の合同研修会・久留米市保育所連盟研修の実施。公立保育所職員研修の実施。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 保育所だけでなく、幼稚園・届出保育施設等さまざまな施設から参加されるようすすめる。	【課題・今後の方向性】			
14	男女共同参画教育の推進	各学校で作成した男女共同参画推進計画をもとに教育活動全般における男女共同参画教育の推進を図るために、校長会や学校訪問等での指導・助言を行う。併せて各校の教務主任等を対象とした研修会を実施し、学校における男女共同参画教育を進めていくための指導・助言を行う。	【取組内容】 各学校において、推進計画に基づく実践について、学校訪問等で指導・助言を行う。市教育センターにおいて、12月に10年経験者研修で、外部講師を招聘し、職員への周知を図る。	【計画】 教育センターにおいて男女共同参画等の研修会を行う。	【計画】 各学校において、推進計画をもとにした研修会等が実施されているかの確認及び内容への指導助言をする。	0	0	学校教育課 教育センター
			【活動指標・当初値】 研修会の実施	【実績】 教育センターにおいて「個別の人権課題についての対応」と題して研修を行った。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 研修会の実施	【課題・今後の方向性】 研修内容の充実	【課題・今後の方向性】			
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。	【計画】 各学校において健康教育や性に関する教育についての指導の充実が図られるよう助言を行う。	0	0	学校教育課
			【活動指標・当初値】 授業の実施	【実績】 各学校において、男女共同参画教育や性に関する教育の視点に基づき授業や指導が行われた。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 授業の実施	【課題・今後の方向性】 指導内容の充実	【課題・今後の方向性】			
16	学校現場における進路指・キャリア教育の充実	自己の適性を見いだし、望ましい職業観を育成するための進路指導の一貫として職場体験学習と校内における年次毎のキャリア教育の充実を図る。	【取組内容】 キャリア教育の全体計画、年間計画について、学校訪問等での指導・助言を行う。	【計画】 職場体験学習を生かした道徳科や特別活動の授業の実施について把握し、キャリア教育の充実について助言する。	【計画】 職場体験学習を生かした道徳科や特別活動の授業の実施について把握し、キャリア教育の充実について助言する。	0	0	学校教育課
			【活動指標・当初値】 中学校職場体験の実施	【実績】 各学校において、キャリア教育の全体計画に基づき、職場体験や道徳の授業等でキャリア教育が行われた。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 中学校職場体験の実施	【課題・今後の方向性】 キャリア教育の内容の充実	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
●性暴力や性の商品化等の防止								
17	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることの認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会づくりに向けて啓発を行う。また、性的サービス及び性的な行為を文章や写真で表す等の“性の商品化”について、あらゆる人々に対してその防止に向けた啓発を進める。	【取組内容】 性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、講座や展示等により情報発信・啓発を行う。 ・性暴力防止啓発講座 ・性暴力被害者支援講座 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示 ・新聞等からの性暴力に関する情報を切抜き、センターに掲示 ・広報誌「男女平等推進センタージャーナル」での性暴力に関する記事の掲載  【活動指標・当初値】 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン講演会「漂流少女に関わって」(35人) ・理論と実践ワーク「女性のための護身術2016」(14人) ・性暴力防止啓発講座「性暴力差倍バーからのメッセージ」立ち上がる選択」(42人) ・ジャーナル12月号で性暴力被害者支援体制の紹介(28年度実施)	【計画】 性暴力防止のための啓発事業の実施  【実績】 パープルキャンペーン(11/12～25) ・講演会「ハラスメントの新常識 あなたの理解で大丈夫」(11月17日、35人) ・一般社団法人職場のハラスメント研究所所長 金子雅臣 ・上映会「デザート・フラワー」(11月15日、133人) ・知的障害児のための性の健康教育(13人) ・女性のための護身術(17人) ・ジャーナルで「パープルキャンペーン」期間中の事業を紹介	【計画】 性暴力防止のための啓発事業の実施  【実績】	1,320	1,768	男女平等推進センター
18	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	「まちづくり活動の手引き」を活用して、地域コミュニティにおける男女がともに担うまちづくりの重要性の理解を図る。 あわせて、所管課と協力しながら各校区の役員を対象とした男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座の企画などを校区コミュニティ組織の事務局に働きかける。	【取組内容】 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修会を行う。 ・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。  【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【計画】 校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかけるとともに、出前講座や校区等でのまちづくり研修の中で、セクハラ防止の啓発を行う。  【実績】 まちづくり連絡協議会役員や、各校区役員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施し、セクハラを含む男女共同参画意識の醸成を図った	【計画】 「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の新任の会長や事務職員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修を行う。  【実績】	-	-	地域コミュニティ課
19	労働場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	企業や労働者を対象にしたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止セミナーの開催やパンフレットの配布、商工労働ニュースへの記事の掲載等を行う。	【取組内容】 ・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催、また、商工労働ニュースにセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載する  【活動指標・当初値】 H26雇用実態調査 セクハラ防止対策実施事業者の割合 51.4%(3年ごとに調査)	【計画】 ・企業向けセミナーを県と共催で開催 ・商工労働ニュース4回発行  【実績】 ・企業向けのハラスメント防止セミナーを県と共催で1回開催した。参加者①11/28、28人 ・商工労働ニュースに、ハラスメント防止の記事を4回掲載した。	【計画】 ・企業向けセミナーを県と共催で開催 ・商工労働ニュース4回発行  【実績】	1,405	1,572	労政課
20	防犯に関する環境整備や情報の提供	セーフコミュニティの重点取り組みである街頭防犯カメラの設置や防犯灯の設置補助といった防犯に関する環境整備を行う。また、性犯罪等の発生状況や防犯に関する情報を市広報紙やセーフコミュニティ通信を通じて提供する。	【取組内容】 ・大規模集客施設や駅などの犯罪多発地域に街頭防犯カメラを設置することで、安心感の向上や犯罪の抑止力を高める。 ・自身でできる性犯罪防止の取り組みについてセーフコミュニティ通信に掲載し、犯罪の未然防止に努める。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進める。 ・地域と連携し防犯活動の活性化を図るとともに、キャンペーンや出前講座を活用し、犯罪発生状況や未然予防などの情報提供に努める  【実績】 街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進めたほか、各校区で青パトによる防犯パトロールや見守り活動が積極的に行われるなど、地域の体感治安向上に繋がった。また、警察と協働で、性犯罪防止キャンペーン(2回)を実施し、犯罪の未然予防などの情報提供を行った。  【課題・今後の方向性】 犯罪の手口が悪質化・巧妙化していることから、タイムリーな情報発信・啓発の実施	【計画】 ・街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進める。 ・地域と連携し防犯活動の活性化を図るとともに、キャンペーンや出前講座を活用し、犯罪発生状況や未然予防などの情報提供に努める  【実績】	-	-	安全安心推進課

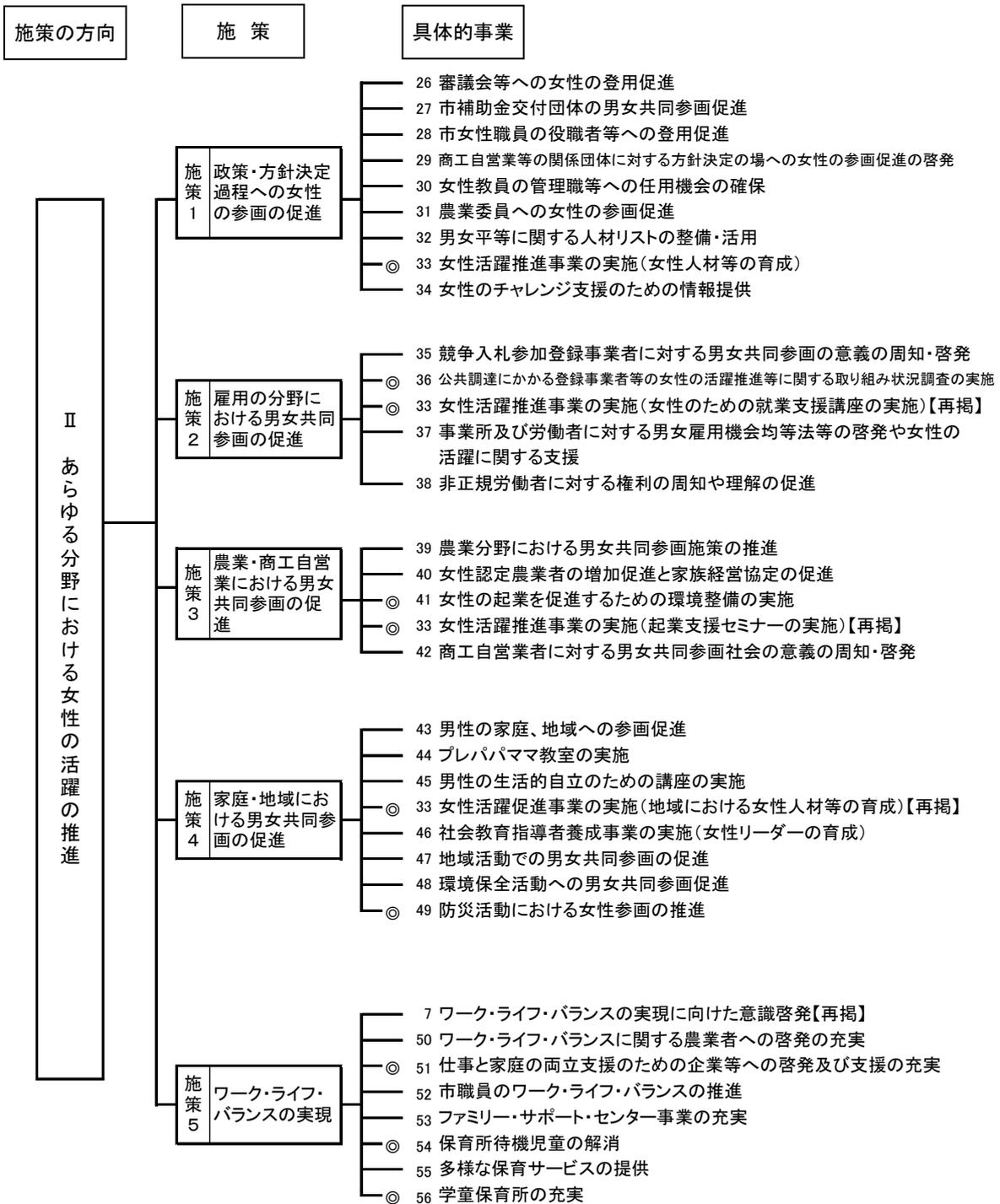
施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●相談・支援体制の充実</b>								
21	ドメスティック・バイオレンス対策の充実	DV対策基本計画(別冊)に基づき、啓発を含め、被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。	【取組内容】	【計画】	【計画】			全庁 (別冊管理)
				【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
22	市職員セクシュアル・ハラスメント相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	【取組内容】 セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた取組みと、相談体制の整備を図る。 ・各部署や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知を図る	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・管理職研修等での事例紹介 ・相談員の配置に関する周知について、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・相談員の配置に関する周知について、各フロア等に相談員名簿を掲示、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実	-	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】	【実績】 ・63名(うち新任者18名)の相談員を任命するとともに新任者への研修を実施した。また、各研修を通じて相談体制の周知やセクシュアルハラスメントの未然防止に努めた。	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 引き続き、セクシュアルハラスメントの未然防止と相談体制の充実に向けた取り組みを進める。	【課題・今後の方向性】			
23	相談・支援体制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実	【取組内容】 ・女性が抱える問題解決のため、下記の相談事業(電話・面接)を実施 総合相談、性暴力相談、法律相談(女性弁護士による面接のみ) ・庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施し連携強化を図る。 ・スーパービジョンの実施、他機関での研修会への参加により、相談員の資質やスキルの向上を図る	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 27年度相談件数 総合相談4,460件 (うちDV相談1,303件) 法律相談 107件	【実績】 総合相談件数が3,747件、法律相談を合わせると3,826件と、近年、高い数値で推移。 DV相談は、緊急を要するケースや内容が複雑・深刻化しているケースが多く、裁判所等他機関への同行支援や関係機関・団体との個別のケース会議を実施。被害者に寄り添いながら支援を行った。相談員の資質や技術向上を図るために、スーパービジョンや外部機関への実践的研修の実施、外部研修等を行った。	【実績】			
			【取組内容】 研修等に積極的に参加することにより男女平等問題に関する知識の習得に努め、女性相談者からの相談に適切な対応ができるよう、相談能力の向上を図る。	【計画】 引き続き研修会等へ参加し、相談対応能力の向上を図る。	【計画】 研修会等への参加と課内共有	-	-	広聴・相談課
			【活動指標・当初値】	【実績】 ネットワーク会議及び男女平等推進センター等が主催する研修会に参加し、情報収集や職員の資質向上に努めた。	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 課内での情報共有や課内研修の実施	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 ・関係部局、機関との更なる連携強化を図る	【計画】 ・関係部局および関係機関との更なる連携強化を図る。	184	420	家庭子ども相談課
			【活動指標・当初値】	【実績】 ・婦人相談1019件 ・(うちDV572件)	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 関係機関との連携強化	【課題・今後の方向性】			

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり  
 (施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 24	性暴力被害者 支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携して、支援体制の充実を図る。	<b>【取組内容】</b> ・性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議の開催 ・相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供 ・ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化 ・性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等効果的な場所に設置し、相談体制の整備を図る	<b>【計画】</b> ・性暴力被害者支援連携会議の開催 ・必要に応じた同行支援 ・関係機関・団体への研修等実施 ・相談員の技術向上のための研修参加  <b>【実績】</b> 性暴力相談は108件38人、うち急性期相談件数 21件9人。 ・必要に応じた警察や医療機関等への同行支援実施 ・性暴力被害者支援連携会議の開催(2/4)	<b>【計画】</b> ・性暴力被害者支援連携会議の開催 ・必要に応じた同行支援 ・関係機関・団体への研修等実施 ・相談員の技術向上のための研修参加  <b>【実績】</b>	-	-	男女平等推進センター
			<b>【活動指標・当初値】</b> 実施	<b>【課題・今後の方向性】</b> ・複雑・多様化する相談への対応 ・相談体制の充実 ・相談窓口の周知	<b>【課題・今後の方向性】</b>			
25	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	各学校のハラスメント防止体制に対する指導・助言を行うとともに各学校及び市教育委員会に配置しているハラスメント相談員への効果的な研修を行いハラスメント防止のための取り組みの充実を図る。	<b>【取組内容】</b> 学校内におけるハラスメント防止体制の充実を図るため、各学校への指導助言及びハラスメント相談員研修を実施。	<b>【計画】</b> ・定例校長会、学校訪問時における指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施  <b>【実績】</b> 定例校長会時の指導助言 ハラスメント相談員研修： 6月18日実施	<b>【計画】</b> ・定例校長会、学校訪問時における指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施  <b>【実績】</b>	-	-	教職員課
			<b>【活動指標・当初値】</b> 実施	市教育委員会相談員及び各学校の校内相談員のスキルアップ	<b>【課題・今後の方向性】</b> 異動によって相談員に交代が生じるため、質の確保を図る必要がある。			

## 施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.51、54、56は一部新規)

### 予算額及び決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
●あらゆる分野における女性の登用の促進									
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 就任や改選が必要な団体等へ働きかけを行う。	-	-	全庁 (総合政策部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	2	2				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (総務部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	16	7				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	6	6				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	13	11				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	21	18				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 全ての審議会等において委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上となるよう、委員就任時の働きかけ等を行っていく。	-	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	4	4				
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (環境部)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	6	6							
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるよう努める。	-	-	全庁 (農政部)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	3	3							
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女平等政策とも40%以上と成るように努める。	-	-	全庁 (商工観光労働部)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	4	4							
【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数。	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (都市建設部)			
【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	10	9							

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課		
26	審議会等への女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 3	目標を達成した審議会等数 3	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 1	目標を達成した審議会等数 1	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (北野総合支所)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 2	目標を達成した審議会等数 2	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (城島総合支所)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 1	目標を達成した審議会等数 1	【計画】 引き続き、審議会等委員の男女の割合がいずれも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (三瀨総合支所)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 該当なし	【計画】 令和2年4月1日付で審議会を設置。当該審議会委員の選定において、男女のいずれの割合も40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (上下水道部)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
27	市補助金交付団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	審議会等の数 6	目標を達成した審議会等数 6	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (教育部)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数 該当なし	目標を達成した審議会等数 該当なし	【計画】 引き続き、委員の性別の割合が、男女とも40%以上となるように努める。	-	-	全庁 (農業委員会事務局)	
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上							
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。	【計画】 役職に占める女性の役割を増やすように働きかけを行う。	-	-	全庁 (総合政策部)		
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 所管する両公社の役員は、公社事業に係る特定部局長を登用しており、女性の登用が難しい。そのため、女性の登用については、状況を踏まえながら、公社への提案や協議に努めていく。						
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 改選にあたっては推薦団体に働きかけた	【計画】 推薦団体への働きかけを継続する	-	-	全庁 (総務部)		
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的な働きかけを行う						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状 況等の調査や女性参加促進の 働きかけを行い、男女共同参画 の啓発を図る。特に市の出資法 人における女性役員や管理職の 登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 評価会議や申請の受付の際に、 役員に女性が少なかったり、男性 が少ないときには、呼びかけをして いる。また、チラシ等作成の際に も、気をつけるよう呼びかけを行 い、啓発を行っている。	【計画】 補助金活用団体への呼びか けを継続し、女性の役員 の割合が、40%となるよう啓発 を行う。また、市が行っている 男女共同参画に関する事業 の周知を行い、啓発につな げていく。	-	-	全庁 (協働推進部)	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 呼びかけを行っているが、まだ、女 性が少ない団体も多く見られる。 今後も偏ることのないよう、啓発を 行っていく。					
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた会議や打ち合わ せの場で、女性職員の登用促進 について啓発を行なった。	【計画】 引き続き女性登用促進に関 する久留米市の方針の説明 をし、理解を求めていく。	-	-	全庁 (市民文化部)	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 女性役員や管理職が少ない団体 に対して、引き続き働きかけを行っ ていく。					
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 概ね達成できた。	【計画】 引き続き、交付団体に対し、 市が行っている男女共同参 画に関する事業等の啓発を 行うとともに、役員等につい ても男女共同参画の必要性 を説明し、審議会等と同様に 男女の割合が40%以上とな るように働きかける。	-	-	全庁 (健康福祉部)	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 40%未達成団体が存在するた め、働きかけや事業の啓発を行う。					
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 機会をとらえて各団体への働きか けを行った。	【計画】 機会をとらえて各団体への 啓発を行う。	-	-	全庁 (子ども未来部)	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 団体の構成委員に男女の偏りがあ る場合は役員の男女構成におい て男女の偏りを減らすための工夫 が必要					
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。	【計画】 女性委員の登用が少しずつ でも図られていくよう、事務局 と意見交換を行い働きかけて いく。	-	-	全庁 (環境部) 政	
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 久留米市地区環境衛生連合会役 職に占める女性の割合が約2割に とどまっている。 今後も継続的に女性専用の働きか けを行う必要がある。					
【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 男女共同参画に関する啓発を継 続できた。	【計画】 継続的に必要性を説明し、 理解促進を図る。部主催の 男女共同参画促進研修等へ の参加を促し、啓発を図る。	-	-	全庁 (農政部)				
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も理解を深めてもらえるよう継 続的に取り組みを進める。								
【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 概ね達成できた。	【計画】 ・団体の役員等に対し男女 共同参画等の必要性を説明 し、審議会等の女性登用率 の割合を高める。 ・市の男女共同参画の事業 等を案内するなど啓発を行 う。	-	-	全庁 (商工観光労働 部)				
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、文書等により補助金交 付団体へ、男女共同参画の必要 性を説明し、男女の割合が50%に 近づこう努める								
【取組内容】 ・役員等について、男女共同参 画の必要性を説明し、審議会等 と同様に男女の割合が40%以上 となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行って いる男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。所管財団であ る、(公財)久留米市都市公園管 理センターの理事、評議員の改選 時などにおいて、女性の登用促進 に向け協議を行った。	【計画】 引き続き、女性登用促進に 繋がるよう協議を行うなど努 めていく。	-	-	全庁 (都市建設部)				
【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 40%未達成								

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった。  【課題・今後の方向性】 各種補助団体に対し、男女平等参画への理解を深めてもらうために、引き続き啓発を行う。	【計画】 継続的に男女共同参画の必要性を説明し、各種補助団体の役職者等の男女の割合が40%以上となるように努める。また、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 実施	【実績】 ・あまり達成できなかった	【計画】 男女共同参画の必要性を理解してもらえよう、実行委員会開催時に働きかけを行う。	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・役員等について、男女行動参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【計画】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 団体によっては役員選出方法が決まっている場合もあり難しいが、理解を深めるため、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。	【計画】 男女平等参画の必要性を理解してもらえよう、実行委員会開催時に働きかけを行う。	-	-	全庁 (三潞総合支所)
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。ふるとみづま祭実行委員17名のうち女性2名。	【計画】 男女共同の推進に繋がる働きかけを実施する。	-	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き働きかけを行っていく。	【計画】 委員改選時に男女の割合が40%以上となるよう働きかけを行う。	-	-	全庁 (教育部)
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。	【計画】 委員改選時に男女の割合が40%以上となるよう働きかけを行う。	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等参画への理解を深めてもらうために、継続的に働きかけていく必要がある。	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (農委事務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (農委事務局)

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
28	市女性職員の 役職者等への 登用促進	女性職員の登用については、女性活躍推進法により策定が義務付けられている特定事業主行動計画と連動し、登用率などの具体的な数値目標と取組み内容を設定する。	<p>【取組内容】</p> 女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進法や次世代法に基づく特定事業主行動計画に定めた取組みを行う ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 ・管理職員に対する、女性職員活用に向けたマネジメント研修の実施 ・庁内プロジェクト等における女性職員の積極的な参加促進 ・ロールモデルとなる女性職員との交流や意見交換の機会付与	<p>【計画】</p> ・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・キャリア研修等の実施等について重点的に取り組む	<p>【計画】</p> ・次期計画を策定し、計画で定めた取組みを実施する。	-	-	人事厚生課
			<p>【活動指標・当初値】</p> 平成32年度までに ・管理職に占める女性職員の割合を15%以上 ・監督職に占める女性職員の割合を30%以上	<p>【実績】</p> ・人事異動や人事交流等において、女性職員の積極的な登用を図り、管理職の15.1%、監督職の30.1%を女性とし、数値目標を達成した。 ・人材育成課と連携し、女性職員を対象にキャリア研修を実施した。	<p>【実績】</p>			
			<p>【課題・今後の方向性】</p> ・引き続き、女性活躍推進法の趣旨に基づき、次期の特定事業主行動計画を策定し、取組みを進める。	<p>【課題・今後の方向性】</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			
29	商工自営業等の 関係団体 に対する方針決定の場への 女性の参画促進の啓発	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、関係商工団体(久留米商工会議所、市内の3商工会)に対して文書等での働きかけや各団体の事務局との意見交換を行い、商工自営業者への啓発を促す。	<p>【取組内容】</p> 文書や事務局長会議等を通じ、方針決定の場への参画や役職への女性の積極的な登用について、働きかけを行う。	<p>【計画】</p> ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催	<p>【計画】</p> ・文書による働きかけの対象団体を増やす。 ・事務局長会議の開催等	-	-	商工政策課 企業誘致推進課
			<p>【活動指標・当初値】</p> 実施	<p>【実績】</p> 文書による働きかけ、及び、事務局長会議の開催時に方針決定の場への参画や役職への女性の積極的な登用について働きかけを行った。 具体的な事例としては、久留米市中小商工業融資委員会(中小商工業者に対する融資に関して調査審議し意見を答申する委員会)の委員の、委員15名のうち6名が女性であり、特に商工団体等から構成する業界団体は委員6名のうち女性5名に就任いただいている。また、企業立地促進委員会(久留米市の企業誘致に関する政策について審議答申を行う機関)において、改選時に「久留米市における審議会等への女性の登用促進」の主旨をお伝えし、全14名の構成委員のうち、市議会議員を除く学識経験者等8名中、4名の女性に就任いただいている(任期2年)。	<p>【実績】</p>			
			<p>【課題・今後の方向性】</p> 今後も文書や事務局長会議を通じ働きかけを行う。	<p>【課題・今後の方向性】</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			
30	女性教員の 管理職等への 任用機会の確保	校長会、教頭会、女性教員研修会、女性管理職研修会等において、管理職等任用選考試験における女性受験者の拡大を図る。	<p>【取組内容】</p> 定例校長会や研修等を通じて、管理職等任用候補者選考試験の受験を促す。	<p>【計画】</p> ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知	<p>【計画】</p> ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知	-	-	教職員課
			<p>【活動指標・当初値】</p> ・管理職試験受験可能女性教員に占める受験者の割合 9.6%(27年度)	<p>【実績】</p> 12.33%(R1年度)	<p>【実績】</p>			
			<p>【課題・今後の方向性】</p> 退職者増により増えた候補者である主幹教諭の業務と管理職試験受験の両方は厳しいこともあり、業務の緩和が課題。	<p>【課題・今後の方向性】</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			
31	農業委員への 女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等へ対し啓発活動を行う。	<p>【取組内容】</p> 女性農業委員の確保に向け、農業者や関係団体へ女性農業委員の必要性について啓発活動を行う。	<p>【計画】</p> 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用に向けた啓発活動の実施	<p>【計画】</p> 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用に向けた啓発活動の実施	-	-	農業委員会事務局
			<p>【活動指標・当初値】</p> 女性農業委員割合 11.4%(27年度)	<p>【実績】</p> 女性農業委員割合 21%	<p>【実績】</p>			
			<p>【課題・今後の方向性】</p> 女性農地利用最適化推進委員は3%に留まるため、次回改選時には更なる登用を目指す。	<p>【課題・今後の方向性】</p>	<p>【課題・今後の方向性】</p>			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●女性の登用環境の整備</b>								
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 審議会・委員会等への女性の登用状況調査の各部回答をリスト化し、情報提供を行う。	【計画】 31年度も引き続き、人材リストの作成を行い、情報提供できるようにする。 【実績】 女性委員が少ない審議会の所管課へ情報提供できるよう、女性人材リストを作成した。	【計画】 2年度も引き続き、人材リストの作成を行い、情報提供できるようにする。 【実績】	-	-	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各部の女性登用に関する相談の際に情報提供ができるよう、様々な分野で活躍する女性の情報を収集する。	【課題・今後の方向性】	-	-	男女平等推進センター
			【取組内容】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化し、公的機関や地域研修の講師紹介に活用する。	【計画】 人材リストの整備活用 【実績】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化しているが、十分な活用にはつながっていない。	【計画】 人材リストの整備活用 【実績】	-	-	男女平等推進センター
33	女性活躍促進事業の実施(女性人材等の育成)	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】 ・政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(延75人) ①政治が変わると生活が変わる！女性議員をもっと議会に送ろう(40人) ②③市の管理職を講師に講座を実施。 ・女性の起業支援セミナー(延53人) ・女性のまちづくり参画講座(延48人) ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座(延48人) ・日商PC3級検定対策講座(延56人)	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 政策参画講座5回118人 政策参画講座地域版4回142人(27年度)	【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成	【課題・今後の方向性】	-	-	男女平等推進センター
			【取組内容】 男女共同参画社会実現のための活動を行っている女性や様々な形で活躍する女性などを取材し、「男女平等推進センタージャーナル」において紹介する。	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回 【実績】 久留米市で活躍する女性を「男女平等推進センタージャーナル」において紹介した。	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 【実績】	-	-	男女平等推進センター
34	女性のチャレンジ支援のための情報提供	広報紙「男女平等推進センタージャーナル」等において、起業や社会貢献、ボランティア活動など、女性が活躍している事例を紹介する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための活動を行っている女性や様々な形で活躍する女性などを取材し、「男女平等推進センタージャーナル」において紹介する。	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回 【実績】 久留米市で活躍する女性を「男女平等推進センタージャーナル」において紹介した。	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 【実績】	-	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 2回(27年度)	【課題・今後の方向性】 様々な分野において活躍する女性の情報を収集し、身近な女性ロールモデルを発掘する。	【課題・今後の方向性】	-	-	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額(千円)	2年度予算額(千円)	担当課
<b>●男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進</b>								
35	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	国は建設業で働く女性技術者・技能者の5年以内の倍増(6%)を目指し、業界団体や企業に対して、女性採用等に係る自主的な目標設定や経営トップの理解を求めていくこととしている。このような中、本市としても、経営者の意識改革を促すために、業界団体等と協力して、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する情報提供や研修等を実施していく。	【取組内容】 経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施  【活動指標・当初値】 研修会等の開催数	【計画】 研修会開催数1回  【実績】 研修会1回開催	【計画】 研修会開催数1回  【実績】	-	-	契約課
◎36	公共調達にかかる登録事業者等の女性の活躍推進等に関する取り組み状況調査の実施	企業による女性の活躍推進等に関する取り組み状況について任意の報告を求め、男女共同参画の意義の周知・啓発を図るとともに、同意が得られた企業についてはその内容を公開する。	【取組内容】 公共調達にかかる登録事業者等に女性活躍推進に関する取り組み状況調査を実施し、同意の下で内容を公開する。  【活動指標・当初値】 -	【計画】 報告書の結果を素に、市の公共調達に係る登録業者から女性活躍が推進できるよう関係課と具体的手法について検討する。  【実績】 契約課と協議を行い、公共調達に係る登録業者への加点等について協議した。 ・状況調査は行わず。	【計画】 加点に向けて調整を行う。  【実績】	0	0	男女平等政策課
◎33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座  【活動指標・当初値】 7回 延参加者数322人(27年度)	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施  【実績】 ・女性の起業支援セミナー(延53人) ・ライフプランセミナー(延36人) ・就職応援セミナー(延25人) ・就職・再就職・転職をめざす女性のためのパソコン講座、簿記講座実施(延104人)	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施  【実績】	1422	1,375	男女平等推進センター
37	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法の啓発や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する知識、女性活躍推進法などに関するセミナーの開催、女性活躍に関する事業等を行う。なお、これらは事業所訪問や商工労働ニュース、雇用優良事業所表彰などを通じて情報発信、啓発を行い、企業における好事例などの「見える化」の促進に取り組む。	【取組内容】 男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラ防止や女性活躍の推進を図るため、企業向けセミナーや女性管理職養成講座等を行う。また、商工労働ニュースや企業訪問を通じて、情報発信、啓発を行う。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー ・福岡県と共催で「働き女子のためのキャリアデザインセミナー」 ・商工労働ニュースへ掲載  【実績】 ・企業向けのハラスメント防止セミナーを県と共催で開催した。28人参加。 ・女性活躍推進セミナーを企業向けに開催した。32社41人参加。 ・県主催・市共催で「働き女子のためのキャリアデザインセミナー」を開催した。延べ33人参加。 ・商工労働ニュースに雇用優良事業所の記事を掲載した。	【計画】 ・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー(新型コロナの影響により中止) ・女性リーダー養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載  【実績】	1,812	2,475	労政課
38	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	パートタイムで働く人など非正規労働者に対して、年間を通じた就労相談・支援窓口において、国、県と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供などを行い、権利の周知や理解促進を図る。	【取組内容】 ジョブプラザや子育て中の人のしごと相談カフェ事業において、労働法の基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェセミナー  【実績】 ・久留米市ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェ共通のセミナーを3回実施。 ・セミナーで国や県の労働相談窓口等の周知を行った。44人参加。	【計画】 ・久留米市ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェ共通のセミナー  【実績】	6,623	7,052	労政課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策3) 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●女性農業者の活躍促進</b>								
39	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダー養成事業(研修会、意見交換会、視察等)を実施するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	【取組内容】 女性農業者リーダー養成事業等を実施し、女性農業者の活躍を支援することにより、男女共同参画を推進する。	【計画】 女性農業者リーダー養成事業等を実施する。	【計画】 継続して女性農業者リーダー養成事業等を実施する。	100	376	農政課
				【実績】 女性農業者に向けて、技術・知識の習得のための勉強会及び先進経営体視察を5回実施。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 研修の成果として、自発的に勉強を始める者が増えてきた。来年度は研修の仕方を変えていく方針。引き続き、県・農業団体等と連携しながら、総合的に事業の推進を図る。	【課題・今後の方向性】			
40	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。	【取組内容】 計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。 また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを行う。	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。 また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを1年毎に行う。	38	20	農政課
				【実績】 女性農業者向けの研修で、認定農業者についての勉強会を行った。また、家族経営協定の推進については、R2.3月末までに16組締結、6組で調印式実施。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 女性農業者への支援のひとつとして、引き続き、家族経営協定締結の推進・認定農業者への共同申請の推進を行う。	【課題・今後の方向性】			
<b>●商工自営業における女性の活躍促進</b>								
41	女性の起業を促進するための環境整備の実施	起業を目指す女性を支援するため、関係機関と連携しながら、融資制度の維持・確保や、起業に関係する情報の提供を行う。	【取組内容】 創業支援施設「くめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施。創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施(新型コロナウイルスの影響により中止)	-	-	新産業創出支援課
				【実績】 関係機関と連携し、女性起業家の学びとマッチングのつどいを年3回実施(延参加者数30人)	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 市の融資制度を維持し、起業を促進するための支援事業を推進する。	【課題・今後の方向性】			
33	女性活躍促進事業の実施(起業支援セミナーの実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のための女性の起業支援セミナーの実施	【計画】 女性の経済的自立のための事業実施	【計画】 女性の経済的自立のための事業実施	751	679	男女平等推進センター
				【実績】 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得や起業を目指す女性のネットワークづくり 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得を図る企業支援セミナーを関係機関と連携し実施した。 ・女性の起業支援セミナー(延参加者数53人)	【実績】 起業に必要な知識習得や起業を目指す女性のネットワークづくりを関係機関と連携し実施した。 ・女性の起業支援セミナー(延参加者数53人)			
			【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【課題・今後の方向性】 ・起業に必要な知識習得 ・女性起業者の拡大	【課題・今後の方向性】			
33	女性活躍促進事業の実施(起業支援セミナーの実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のための女性の起業支援セミナーの実施	【計画】 女性の経済的自立のための事業実施	【計画】 女性の経済的自立のための事業実施	-	-	男女平等推進センター
				【実績】 女性の起業支援セミナー 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得や起業を目指す女性のネットワークづくりを関係機関と連携し実施した。 ・女性の起業支援セミナー(延参加者数53人)	【実績】			
			【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【課題・今後の方向性】 参加者の確保及び女性起業者の拡大	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
42	商工自営業者 に対する男女 共同参画社会 の意義の周 知・啓発	市民意識調査の結果を踏まえ、 商工労働ニュースや、関係商工 団体の発行する機関誌への掲載 をはじめ、久留米市等の主催す る啓発セミナーへの参加を呼び かけることで、男女共同参画社会 の意義について周知・啓発を行 い、商工自営業者の意識や行動 の改革を促す。	【取組内容】 商工労働ニュースへの掲載、商 工団体の発行する機関誌への掲 載依頼を行い、男女共同参画社 会の意義について周知・啓発を 行う。	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 ・中小企業へのメルマガを活用し た啓発	-	-	商工政策課
				【実績】 ・商工労働ニュース平成31年度 春号に「男女共同参画社会の実 現を目指して」の記事を掲載し た。 ・各商工団体に男女共同参画社 会の実現に向けた取り組みにつ いて理解を求め、地元企業への 啓発のため、商工団体機関誌へ の掲載依頼を行い、全ての団体 において掲載された。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、継続した周知啓発活動 を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策4)家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●男性の家庭生活や地域活動への参画促進</b>								
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しやす いようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【計画】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (総合政策部)
			【実績】	【実績】	【実績】			
			【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発 を行う	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発 を行う	-	-	全庁 (総務部)
			【実績】 該当なし	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 ・男性が参加しやすい環境づくり ・男女平等を推進する男性が多 い機関や団体と連携し事業実施	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの 講座開催、啓発	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの 講座開催、啓発			
			【実績】	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 男性参加者数 1,182人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も参加しやすい講座になる よう検討していく	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (市民文化部)
			【取組内容】 講演会や親子参加の体験講座な ど、男性・女性ともに参加しやす いよう土曜日・日曜日に実施す る。	【計画】 ・保護者向け及び親子参加型の 講座を複数実施する(生涯学習 センター) ・なるほど人権セミナー(8回シ リーズ)において、土・日実施の 回を計画する。	【計画】 ・保護者向け及び親子参加型の 講座を複数実施する(生涯学習 センター) ・なるほど人権セミナー(8回シ リーズ)において、土・日の開催を 最低2回は実施する。			
			【実績】 ・親子ふれあい家庭教育教室、 子育てカレッジ、基本料理講座を 実施した。(累計292名) ・なるほど人権セミナーにおいて 8回のうち2回を土曜午前中に開 催した(累計394名)	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・土日の開催を引き続き計画す る。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (健康福祉部)
【取組内容】 プレババママ教室の実施等によ り、父親の主体的な育児の関わり の必要性を啓発する。	【計画】 -	【計画】 -						
【実績】 【H29.10月からこども子育てサ ポートセンターへ業務移管】	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】 プレババママ教室参加者 752人(H27年度)	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (子ども未来 部)			
【取組内容】 子育て交流プラザや児童セン ター、地域子育て支援センター 等で開催する子育てに関するセ ミナーや親子遊びの講座を土日 に開催するなど、男性が参加し やすいように設定する。 また、男性向けの子育てセミナー を開催する。	【計画】 男性向けや男性が参加しやすい 子育てセミナーを実施する。	【計画】 男性向けや男性が参加しやすい 子育てセミナーを実施していく。						
【実績】 子育て支援施設において、親子 参加の催しなどを土日に開催す るなど、男性が参加しやすいよ う設定した。その他親子で参加で きるイベントを開催した。 ○子育て交流プラザ ・おはなしなあに(全11回(日)) ・みんなであそぼう(全9回(土又 は日)) ・プレババ・プレママセミナー(1 回) ・子育てセミナー(全9回開催の うち1回を土曜日に開催) ○児童センター ・親子クッキング(全3回(土)) ・親子一輪車教室(全4回(土)) ・サロン学習会(全10回開催の うち1回を日曜日に開催) ○子育て支援センター ・子育て応援セミナー(全4回(う ち2回を土曜日に開催)) ○信愛つどいの広場 ・子育て支援講座(全9回(土又 は日))	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、子育てに関するセミナー や親子遊びの講座を土日に開催 したり、テーマを親子向けにしたり するなど、男性が参加しやすいよ う努める。	【課題・今後の方向性】						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しや すいようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】	【計画】 該当なし 【実績】	-	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 毎月19日を「食育の日」として定 め、全職員宛に啓発メールを送 信し、家族揃って食事をとる大切 さについて啓発を行い、定時の 帰宅を促す。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】 ・食育の日における啓発メールを 全職員、各校区まちづくり振興 会、各公立小中学校宛に送信し た。また商工政策課の産業メー ルでも周知を行った。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】	-	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、食育の情報提供を行 い、家族揃って食事をとる大切 さについて啓発を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 仕事と子育て両立支援推進セミ ナーにおいて、イクボスや働き方 改革をテーマにするなど、男性に も役立つテーマを設定する。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を 大切にしながら、充実した生活 を送ることができるよう「働き方 改革」を実現することが求められ ている。そのためには、企業に主 体的に考え、取り組んでいただく ことが重要である。 そこで、各経済団体において設 置いただいた「働き方改革」取 組み部会にて、働き方を改革す ることへの理解を深めていただ く。 【実績】 5経済団体にて働き方改革につ いての取り組み部会等を設置し、 理解を深めるための取り組みを 実施した。取り組みのテーマは、 働き方改革関連法対応(労働時 間の上限規制、36協定、就業規 則改定、年次有給休暇の取得義 務化)、外国人雇用、人を生かす 経営・企業づくり。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を 大切にしながら、充実した生活 を送ることができるよう「働き方 改革」を実現することが求められ ている。そのためには、企業に主 体的に考え、取り組んでいただく ことが重要である。昨今のコロナ禍 によりその重要性はより高まっ ている。 そこで、各経済団体において設 置いただいた「働き方改革」取 組み部会にて、働き方を改革す ることへの理解を引き続き深めて	11	140	全庁 (商工観光 労働部) ※労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 企業の主体的な取り組みにつな がるように、市としてもテーマの 設定や取り組み方法について情 報交換を行いながら進めていく 必要がある。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 現時点での計画はないが、今 後、啓発事業を行う際は、男性が 参加しやすくなるような配慮を行 う。	【計画】 現時点では無し。 【実績】	【計画】 現時点では無し。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 現時点では無し。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 生涯学習センター講座の受講生 募集において男性も申込みしや すいようなチラシの工夫また男性 の参加を呼びかける有線放送を 流すなど広報を行なう。	【計画】 田主丸町内全戸チラシ配付(た ぬしまるだより)への掲載。 公共施設へのチラシ設置。 【実績】 「手打ちそば入門」で田主丸町内 全戸チラシ配付及びたぬしまる だよりへの掲載、公共施設への チラシ設置を行ったところ受講生 16名中4名の男性参加、また夫 婦1組の参加があった。	【計画】 市広報紙や市HPの掲載や、市ラ インや有線放送での周知。田主 丸町内全戸チラシ配付と、公共 施設へのチラシ設置。 【実績】	20	20	全庁 (田主丸総合 支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して実施していく。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 北野地域広報紙(コスモス通信) で、積極的に男性対象の講座や 地域イベントなどの広報を行う。	【計画】 北野地域広報紙(コスモス通信) への掲載。 【実績】 講座の内容を男性にも興味を持 ってもらえるよう、広報紙に載 せる際に工夫した。	【計画】 広報くめへの掲載。 【実績】	-	-	全庁 (北野総合支 所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 R2年度から北野地域広報誌が廃 刊となるため、広報くめ等に載 せる際、男性に興味を持ってもら えるよう工夫を行う。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しや すいようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 地域の男性料理教室等に参加し てもらおうようチラシ・ポスター等 で広く周知を図る。	【計画】 地域の男性料理教室等に参加し てもらおうようチラシ・ポスター等 で広く周知を図る。	【計画】 地域の男性料理教室等に参加し てもらおうようチラシ・ポスター等 で広く周知を図る。	-	-	全庁 (城島総合支 所)
				【実績】 地域広報誌「インガット通信」に て、手打ちそばづくり・エツ料理 等の講座の周知を行った。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組内容の実施に向 けて努力する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性が参加しやすい日時を設定 し、また、チラシ等で積極的に広 報する。	【計画】 昨年度に引き続き男性が講座等 に参加しやすい時間、曜日を設 定し、三瀬生涯学習センターの 案内チラシ等でテーマに興味を 持ってもらえるよう工夫していく。	【計画】 昨年度に引き続き男性が講座等 に参加しやすい時間、曜日の設 定に配慮する。 案内チラシやポスターでテーマ に興味を持ってもらえるよう工夫 に努める。	-	-	全庁 (三瀬総合支 所)
				【実績】 男性が参加しやすいように時間 や曜日の設定を見直し、日曜日 にも開催したが、新規参加者は、 平日3名、日曜日2名と少なく、既 存の参加者は日曜日は他の用事 のため参加が難しかった。 ・広報くろへめ掲載 ・地域情報誌掲載 ・市ホームページへの掲載 ・市内公共施設にチラシ設置	【実績】			
			【活動指標・当初値】 時間や曜日の設定に配慮し、講 座の内容やチラシについて、男 性にも興味を持ってもらえるよ うに引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】 三瀬生涯学習センターの講座に おいて、男性が参加しやすい時 間や曜日の設定に配慮し、新規 の参加者を獲得できるよう引き続 き工夫して広報・啓発を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (上下水道部)
				【実績】 該当なし	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 男性が参加しやすいように学校 行事を土曜や日曜に設定したり、 運動会などの行事にも男性が進 んで参加できるような競技の設定 を行う。	【計画】 学校行事への男性参加者促進 及び「父親の会」等への取組への 助言	【計画】 学校行事への男性参加者促進 及び「父親の会」等への取組への 助言	-	-	全庁 (教育部)
				【実績】 各学校において、行事への男性 の参加や協力を促した。	【実績】			
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各学校において男性の行事への 参加を推奨する。	【課題・今後の方向性】			
【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (選挙管理委 員会事務局)			
	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会 事務局)			
	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】						
44	プレバママ 教室の実施	プレバママ教室の実施により、 父親の主体的な育児への関わり の必要性を啓発するとともに、父 親の参加状況を注視しながら、父 親が参加しやすいメニューの検 討を行う。	【取組内容】 教室等において父親の育児参画 の必要性を啓発するとともに、父 親育児団体との協働を進めること により、父親の育児参画に向けた 啓発の充実に努めていく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室等にお いて、先輩父親からの講話を実 施していく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室等にお いて、先輩父親からの講話を実 施していく。	423	506	こども子育てサ ポートセンター
				【実績】 ・プレバママ教室の実施(25 回) ・すこやかマタニティ教室にお いて、先輩父親からの講話を実 施(3回)	【実績】			
			【活動指標・当初値】 ・プレバママ教室 752人 ・すこやかマタニティ教室 37人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も教室により父親の育児参 加の必要性の啓発に努める。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
45	男性の生活的自立のための講座の実施	男性の家庭における生活的自立を目指すために、様々な家事(料理、洗濯、掃除、育児、介護等)への参画を促進するような講座(教室)を実施する。	【取組内容】 男性の料理講座を日曜日に実施する。	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。定員各24人。 【実績】 参加者: 前期77人、後期73人	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予定。店員各24人 【実績】	240	264	生涯学習推進課	
			【活動指標・当初】 定員に対する参加率80%・(H27)46%	【課題・今後の方向性】 定員に対する参加率80% R1前期80.2%、後期86.9%	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 「男性のための料理教室」を実施する。 【実績】 10名が参加し、全3回、延べ27名が参加した。	【計画】 男性のための様々な家事への参画を促進するような講座(教室)を実施する。 【実績】	60	60	田主丸総合支所文化スポーツ課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して講座を実施していく。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、料理・掃除等家事の技能を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として、「男性向け家事支援講座」を実施する。 【実績】 男性の家事支援のため、料理講座「俺が作るスパイスカレー」を実施 参加者15名	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として「男性向け家事支援講座」を実施する 【実績】	20	20	北野総合支所文化スポーツ課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 料理以外にも家事支援の講座を企画していく。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座6講座実施する。 城島生涯学習センター主催講座リフレッシュセミナーの9月講座として、男女平等推進センターの市民サポーターによる男女共同参画の講座を実施する。 【実績】 男女共同参画講座として、味噌作り体験講座・そば打ち体験講座・時短お手軽おつまみ講座・我が家のお掃除マイスターの4講座を実施し59名参加。 城島生涯学習センター主催事業第4回リフレッシュセミナー男女共同参画で作る生き生きライフを実施し51名参加。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座2講座実施する。 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターで在宅カレッジ講座として「男女共同参画」に主眼をおく講座1講座実施する。 【実績】	52	30	城島総合支所文化スポーツ課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 多くの男性が参加できる参加しやすい仕組みづくりや工夫が必要	【課題・今後の方向性】				
【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 年2回以上、男性の生活的自立を促進する料理教室等を開催する。 【実績】 男性の家事自立を支援するため、男性料理教室を2回実施。料理の基本を学べ、手軽に調理できるようなメニューにし、日時の設定やチラシにも工夫を行った。 ・①5月24日(金) 「男の料理教室」 参加者:14人 ・②10月20日(日) 「秋のお月見作り」 参加者:9人	【計画】 三瀬生涯学習センター主催講座として男性の家事参画を促進するため、「エコバック作り」講座の開催を図る。 【実績】	40	20	三瀬総合支所文化スポーツ課				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男性料理教室を連続講座にし、参加者の自主的な活動促進につなげる。 男性の生活自立とともに、家庭での家事・育児の男性参画を促進するため、啓発講座を実施する。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進</b>								
33	女性活躍促進事業の実施 (地域における女性人材等の育成)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ・男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施	【計画】 ・女性人材の発掘と育成講座の実施  【実績】 ・男女共同参画サポーターによる地域啓発講座の実施(9箇所) ・女性のまちづくり参画講座	【計画】 女性人材の発掘と育成講座の実施  【実績】	-	-	男女平等推進センター
46	社会教育指導者養成事業の実施 (女性リーダーの育成)	社会教育指導者養成研修を通して、女性がまちづくりに積極的に参加することを促進し、さらには男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【取組内容】 まちづくりネットワーク講座で、男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【計画】 「まちづくりネットワーク講座」で、男女共同参画を実践しているまちづくりや女性が中心的役割を担っているまちづくりについて実例を学ぶ機会の設定を検討する。  【実績】 3回にわたって若者男女すべての地域住民がつながれるまちづくりについて学んだ。特に男女問わず若者の人材発掘に関する事例を参考に意見交換を行い、今後のまちづくりについて学びを深めた。(第1回18人、第2回26人、第3回25人)	【計画】 本事業で実施していた男女平等の取組はなるほど人権セミナーや委嘱学級の講座で展開する。  【実績】	64	0	生涯学習推進課
47	地域活動での男女共同参画の促進	校区コミュニティ組織や自治会の活動を通じ、女性や若年層の積極的な登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を促進する。	【取組内容】 ・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画に関する研修会を行う。	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回  【実績】 まちづくり連絡協議会の新任理事や新任事務局職員に対し、男女共同参画に関する研修や意見交換を実施(7回) (延参加人数 404人)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回  【実績】	-	-	地域コミュニティ課
48	環境保全活動への男女共同参画促進	身近な環境問題をテーマにした「環境フェア」や環境教育等を実施する際に、男女が共同して参加できるテーマや内容にすることで、環境保全活動へ男女市民の参画を図っていく。	【取組内容】 身近でさまざまな環境問題をテーマにした環境フェアの実施や環境教育等を通して、環境保全活動へ男女市民の参画を図る。	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。  【実績】 環境問題に関心を持ってもらえるよう参加・体験型の環境フェア、地域や団体での環境学習会を実施し、環境保全活動へ市民の参画を図った。	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。  【実績】	4,093	4,240	環境政策課
49	防災活動における女性参画の推進	地域における多様な視点を反映させた防災活動を実施するため、自主防災研修や防災訓練への参加や女性消防団員の入団など、様々な活動への女性の参画を推進し、地域の防災力の向上を図る。	【取組内容】 地域で実施している自主防災研修や防災訓練などの防災活動への女性の積極的な参画を推進する。	【計画】 女性防火クラブとの連携や出前講座等での啓発に努める。  【実績】 出前講座において、校区内の女性の会等に関する講座を行った。講座を通して防災に対する啓発を行った。	【計画】 訓練等を通して女性防火クラブとの連携及び出前講座等を実施して啓発に努める。  【実績】	-	-	防災対策課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供								
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性を対象とした啓発講座の実施  【実績】 働き盛りの男性を中心に、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の観点から、自身の働き方や男女共同参画を考えるきっかけとなる講座を実施(54人)	【計画】 男性を対象とした啓発講座の実施  【実績】	83(事業 番号6に 含む)	75(事業 番号6に 含む)	男女平等推進 センター
			【活動指標・当初値】 ・子育て期の男性や夫婦を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座(32人) (28年度)	【課題・今後の方向性】 男性が参加しやすい内容、開催日の工夫	【課題・今後の方向性】			
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。 そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を改革することへの理解を深めていただく。	【計画】 すべての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが必要である。そこで、各経済団体において、「働き方改革」取り組み部会等を設置し、勉強会を実施しながら働き方を改革することへの理解を深め、実践へと進めていく。	11(事業 番号7に 含む)	140(事業 番号7に 含む)	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 企業の主体的な取り組みにつながるように、市としてもテーマの設定や取り組み方法について情報交換を行いながら進めていく必要がある。	【課題・今後の方向性】			
50	ワーク・ライフ・バランスに関する農業者への啓発の充実	農業者や農業団体を対象にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【取組内容】 農業者や農業団体を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【計画】 ふるさとくろめ農業まつり等のイベント時に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを掲示し、一般市民や農業関係者への啓発活動を行う。 家族経営協定書の作成の際に、ワーク・ライフ・バランスを考慮し作成するよう助言を行った。特に家事分担の項目を入れるよう勧めた。	【計画】 ふるさとくろめ農業まつり等のイベント時に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを掲示し、一般市民や農業関係者への啓発活動を行う。 家族経営協定書の作成の際に、ワーク・ライフ・バランスを考慮し作成するよう助言を行う。	-	-	農政課
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 家族経営協定作成の際に助言を行った。 久留米市食料・農業・農村政策審議会の中でチラシを配布する等の啓発活動を行った。	【実績】			
50	ワーク・ライフ・バランスに関する農業者への啓発の充実	農業者や農業団体を対象にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 認定農業者を対象とした研修会で周知する予定。	【課題・今後の方向性】	-	-	農政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額(千円)	2年度予算額(千円)	担当課	
51	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	ワーク・ライフ・バランスの推進に関して、企業を対象とした両立支援推進セミナーや雇用優良事業所の表彰、事業所訪問等による周知・啓発を実施し、管理職を含めた企業経営者の意識向上と職場風土の改善を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し、費用の一部を助成し男女の仕事と家庭の両立支援拡充を図る。	【取組内容】 ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職を含めた企業経営者の意識向上を図るため、両立支援推進セミナーや企業訪問を通じて周知啓発を実施する。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に対し、経費の一部を助成し、取り組みの推進を図る。	【計画】 ・ワーク・ライフ・バランス助成  【実績】 ・仕事と育児・介護の両立セミナー参加者32人 ・企業訪問による啓発128事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進助成金の代替要員確保助成の計画書の提出1件、申請4件 ・ワーク・ライフ・バランス推進助成金の環境整備助成の申請5件	【計画】 ・ワーク・ライフ・バランス推進助成(代替要員確保助成のみ) ・働き方改革取組事例創出事業 ・テレワーク人材養成事業(新型コロナの影響により中止し、補正予算にて企業向けのテレワーク導入に関する相談窓口・補助事業を実施  【実績】	2,263	2,400	労政課	
			【活動指標・当初値】 ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる企業への助成件数	【課題・今後の方向性】 ・ワーク・ライフ・バランス推進助成金制度は、R2年度までで事業を休止し、ワーク・ライフ・バランスの働き方改革の重要性の理解を促すセミナーを実施する。また、働き方改革の一つとして注目されるテレワークの人材養成事業を実施する。	【課題・今後の方向性】				
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき取組を進める。	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充  【実績】 ・定時退庁日及び育児の日の全庁メールでの情報発信 ・新採研修、新任課長研修での周知 ・定時退庁日の取組の厳格化 ・全庁通知等による計画年休の取得促進 ・年休の取得状況調査と年休取得の促進 ・子育て支援プログラムの活用 ・終礼実施の徹底 ・テレワーク(在宅勤務)の試行実施 ・時差出勤の試行実施	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充  【実績】	-	-	人事厚生課	
			【活動指標・当初値】 ・職員1人あたりの時間外勤務時間数 平成26年度比10%減 ・年次有給休暇を初年度付与日数の半分以上取得した職員の割合 80%	【課題・今後の方向性】 引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組を進める。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた。  【課題・今後の方向性】 取り組みを継続していきよう、呼びかけを徹底していくとともに、業務の効率化や簡素化に努めていく。	【計画】 ・各呼びかけの実施 ・業務の効率化や簡素化の検討	-	-	全庁(総合政策部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 定時退庁日ごとに呼びかけを行った  【課題・今後の方向性】 意識付けを行い、徹底する	【計画】 朝礼や定時後に、引き続き呼びかけを行い、定着させる	-	-	全庁(総務部)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 定時退庁日には朝礼での呼びかけや管理職から休暇取得の呼びかけなどを行った。 また、事務の効率化を図り、様々な工夫を行った。  【課題・今後の方向性】 更なる定時退庁日の徹底、休暇取得の促進を図る。	【計画】 引き続き、呼びかけを実施し、定時退庁の徹底を行っていく。 事務改善にも取り組み、効率化・簡素化に努める。	-	-	全庁(協働推進部)	
			【活動指標・当初値】 実施						

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた。	【計画】 朝礼時におけるノー残業デーの呼びかけを積極的に行う。	-	-	全庁 (市民文化部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続的に実施していく。					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 概ね達成でき、時間外が縮減された。	【計画】 引き続き時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけとともに、時間外申請の事前提出の徹底やワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化を図る。	-	-	全庁 (健康福祉部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 外部団体・委員等の日程の関係上、定時退庁日に会議等が開催されることもあったため、事前に取り組みを説明し日程調整を行う。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日に朝礼及び終礼で定時退庁を呼びかけた。 ・時間外縮減や計画年休の取得を呼びかけ、休みを取りやすい雰囲気づくりに努めた。	【計画】 ・定時退庁日の声掛けや時間外縮減、計画年休の取得の呼びかけを行い、休みを取得しやすい雰囲気づくりに努める。 ・朝礼や終礼を活用して職員同士で業務の進捗状況を確認しあい、特定職員への業務の偏りの解消に努める。	-	-	全庁 (子ども未来部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・事務の一層の効率化や特定職員への業務の偏りの解消が課題					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 おおむね達成できた	【計画】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	-	-	全庁 (環境部) 総	
			【活動指標・当初値】 実施	今後も、時間外縮減等に取り組み、ワークライフバランスの向上を図る。					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日、育児・食育の日には、朝礼時等にその旨共有し、定時退庁の意識付けを行った。	【計画】 定時退庁を遵守する意識向上、雰囲気醸成。部内会議や朝礼を通じ職員業務状況を把握し、業務平準化を図る。	-	-	全庁 (農政部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、定時退庁の意識をより高めていく必要がある。					
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 ・定時退庁日を朝礼及び終礼で呼びかける。	-	-	全庁 (商工観光労働部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、定時退庁と、職員のワーク・ライフ・バランスが保たれるよう呼びかけを行う。					
【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた 災害対応など突発的な事象を除き、定時退庁の徹底を図れた。男性職員の育児休暇取得についても周知を図り、取得につながった。	【計画】 継続的に取り組みを推進する。	-	-	全庁 (都市建設部)				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 -								
【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた。	【計画】 朝礼でノー残業デー等の周知徹底を行うとともに、事務の効率化や簡素化に努め、時間外の削減やワークライフバランスの向上を図る。	-	-	全庁 (田主丸総合支所)				
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ノー残業デーの徹底及び業務の効率化や簡素化の更なる推進								

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた	【計画】 朝礼や課内会議を通じて、定時退庁日や時間外勤務削減の意識徹底を図る。	-	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 定時退庁日の周知徹底や、業務の効率化を図り、時間外労働勤務の縮減を目指す。	【計画】 引き続き、取組内容の実現に努める。	-	-	全庁 (城島総合支所)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 達成できた。		【計画】 朝礼や課内会議を通じて、定時退庁日や時間外勤務削減の意識徹底を図る。	0	0
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組内容の実現に努める。	【計画】 朝礼等を利用した職員への意識付け		-	-
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・概ね達成できた		【計画】 朝礼時及び終礼時における定時退庁日の呼びかけを積極的に行う。	-	-
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き環境整備に努める。	【計画】 朝礼での定時退庁日の呼びかけ。		-	-
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 概ね達成できた		【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。	-	-
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 一部の課の業務が学校・保護者との時間調整が必要であり、設定された水曜日には定時退庁ができなかった。	【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。		-	-
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかけた。・管理監督職より、時間外縮減、休暇の積極的な取得を呼びかけた。・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化に取り組んだ。		【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。	-	-
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 選挙時以外は、今後も定時退庁日の徹底に努める。	【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。		-	-
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・達成できた定時退庁日には上司から必ず呼びかけを行い残業を行わないように徹底した。またチーム毎に業務の現状確認を行い計画的な年休取得を促した。		【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。	-	-
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 計画的な年休取得をさらに進めていく。	【計画】 年休を取りやすい職場風土の醸成に努め、計画的な年休取得を促す。また、ノー残業デーの徹底を行う。		-	-

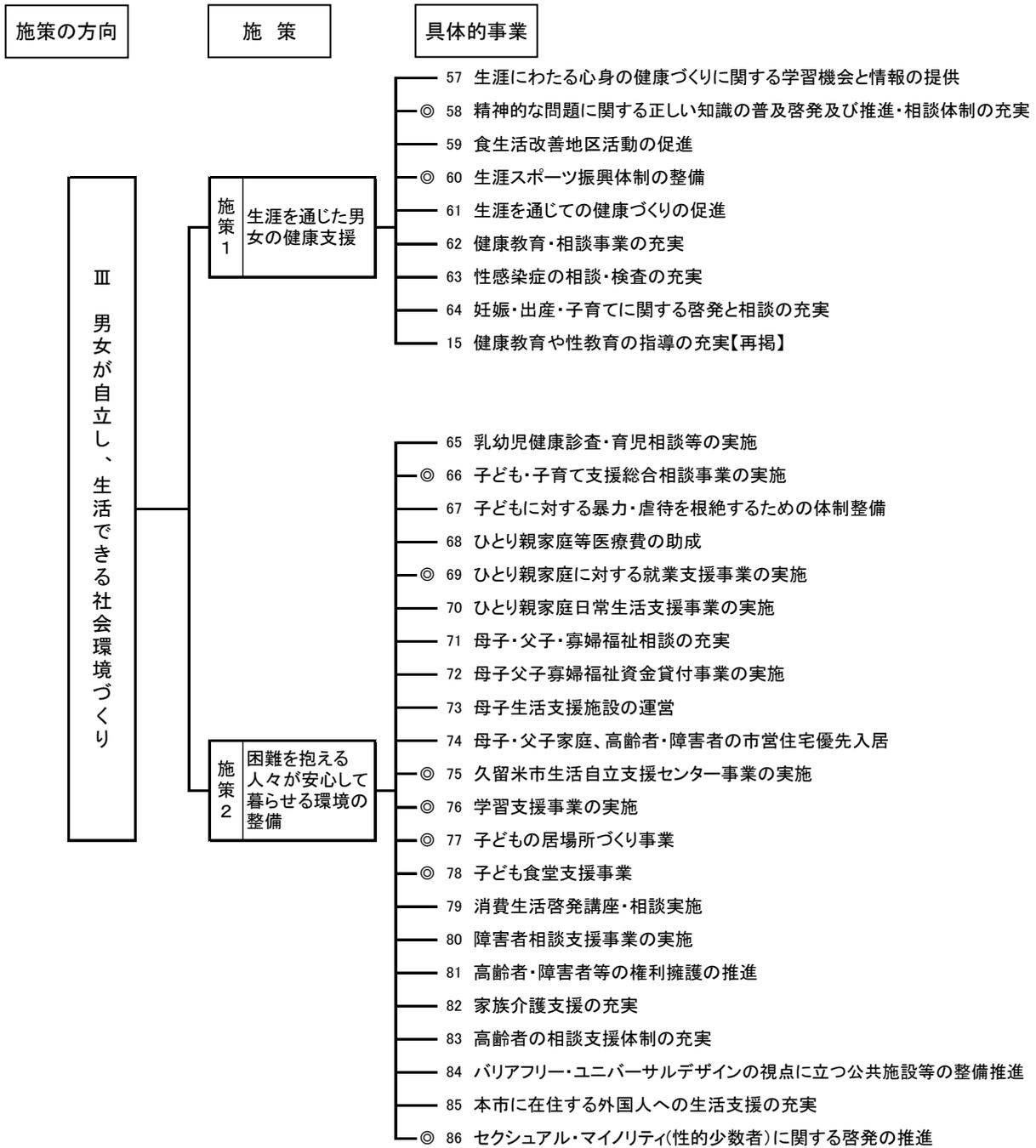
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●両立支援制度の充実</b>								
53	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てを援助したい人、援助を受けたい人の会員組織による子育て相互援助活動の促進を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努める。	【取組内容】 さらなる会員の拡大を図るとともに、依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。	【計画】 養成講座の実施 関連機関等で開催される会合等での事業周知  【実績】 5月にみまもり会員養成講座を開催し、19人が登録。(うち1人はおねがいの会員からどっちも会員に変更) 《令和2年3月末》 おねがいの会員(依頼会員): 1,303人 みまもり会員(提供会員): 418人 どっちも会員: 96人 活動件数: 2,118件	【計画】 養成講座の実施 関連機関等で開催される会合等での事業周知  【実績】 養成講座の実施 関連機関等で開催される会合等での事業周知	12,106	13,200	子ども政策課
			【活動指標・当初値】 1,519人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 引き続き、提供会員の確保を図るとともに、依頼会員と提供会員の需要ギャップの改善に向け、更なる提供会員の確保に努める。	【課題・今後の方向性】			
◎54	保育所持機児童の解消	「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき今後5年間のニーズ量に応じた施設整備等を進める。	【取組内容】 ・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。	【計画】 認定こども園定員増 1件 送迎保育ステーション事業開始 さらなる保育士確保の取り組み  【実績】 認定こども園定員増 1件(20名) 送迎保育ステーション事業開始 保育士確保事業の実施 ・保育士進学支援事業 ・保育士UIJターン就職支援補助金	【計画】 認定こども園定員増 2件 送迎保育ステーションの継続 さらなる保育士確保の取り組み  【実績】 認定こども園定員増 2件 送迎保育ステーションの継続 さらなる保育士確保の取り組み	632,011	890,610	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 9,005人	【課題・今後の方向性】 ・ニーズ量に応じた施設整備 ・保育士確保に向けた取り組み	【課題・今後の方向性】			
55	多様な保育サービスの提供	(病児保育) 既存施設の定員増や新規開設の働きかけ等、病児保育の拡充に努め、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。  (一時預かり) 引き続き、利用者のニーズや地域バランス等を考慮した事業展開を図るとともに、量的確保および担当保育士の確保を始めとする実施体制の維持・拡大に努める。  (休日保育) 休日保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。  (夜間保育) 夜間保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 ・H29年度に1施設・定員4人の拡大を実現するために必要な調整を実施する。 ・今後の整備量を把握するため、キャンセル待ち発生状況の調査を行う。	【計画】 ニーズや実施状況を確認しながら今後の対応を検討する。  【実績】 実施施設との意見交換会を実施し、現状把握など情報共有を図った。 《令和2年3月末》 ○施設毎の実績(単位:人) ・マリアン・キッズ・ハウス:1,132 ・エンゼルキッズ:588 ・すくすくランド:736 ・ハイジア病児保育室:604 ・たのっしーランド:223  1月あたりの病児受け入れ児童数:54.7人	【計画】 ニーズや実施状況を確認しながら今後の対応を検討する。  【実績】 実施施設との意見交換会を実施し、現状把握など情報共有を図った。	63,023	65,157	子ども政策課
			【活動指標・当初値】 1日あたりの病児受け入れ可能児童数 15人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 ニーズや実施状況を確認しながら今後の対応を検討する。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。	【計画】 引き続き実施体制の確保に努める  【実績】 保育所・認定こども園 計35箇所	【計画】 引き続き実施体制の確保に努める  【実績】 引き続き実施体制の確保に努める	9,286	20,126	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 ・7,000人(市内受入実績)	【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ保育士の確保が必要	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 篠山保育園、江上保育園、青木保育園にて引き続き休日保育を実施する。	【計画】 引き続き他施設への実施助費など休日保育の安定的実施を目指す。  【実績】 私立保育所 1か所で実施	【計画】 引き続き他施設への実施助費など休日保育の安定的実施を目指す。  【実績】 私立保育所 1か所で実施	-	-	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 ・休日保育実施カ所数 ・1日あたりの休日保育受け入れ可能児童数	【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ保育士の確保が必要	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。平成27年には20名の定員増を行なった。	【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。  【実績】 私立保育所 1か所 届出保育施設 2か所で実施	【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。  【実績】 私立保育所 1か所 届出保育施設 2か所で実施	-	-	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 ・認可夜間保育所の定員数	【課題・今後の方向性】 夜間の保育需要に対応できる体制の確保	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進  
 (施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 56	学童保育所の 充実	運営内容や施設の充実を図り、 子どもを安心して預け働くことが できる環境づくりに取り組む。	【取組内容】 ・定員超過状態の校区に学童保 育所施設を整備する。	【計画】 大善寺2クラブ整備(定員80名) 善導寺2クラブ整備(定員80名)	【計画】 大善寺2クラブ整備(定員80名) 善導寺2クラブ整備(定員80名) 山川2クラブ整備(定員80名)	74,576	131,165	子ども政策課
			【実績】 整備に係る資材が入手困難とな り、工期の見直しが行われたため 実施できなかった。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 施設定員の合計 3,330人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 施設の充実を図りながら指導員 の確保も同時に進める必要があ る。	【課題・今後の方向性】			

**施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり**



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.58、69は一部新規)

**予算額及び決算額**

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課			
●ライフステージに応じた健康づくりへの支援											
57	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性が心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・更年期・高齢期における健康に関する講座の開催や情報の提供・相談体制の充実を努める。	【取組内容】 ・年代ごとの変化についての知識や、健康の維持や増進のための健康管理についての講座の開催 ・図書においては、関連書籍を収集し、情報提供に努める。 ・健康に関する相談には、関係機関と連携し回復に向けた支援に取り組む。	【計画】 関係課や団体等と連携して講座開催や情報提供に努める。  【実績】 厚生労働省委託事業である「女性就業支援全国展開事業」を活用し実施した。 ・「ストレスに負けない自分づくりのメソッド」(2月15日、20人)	【計画】 関係課と連携して講座開催や情報提供に努める。  【実績】	-	-	男女平等推進センター			
			【活動指標・当初値】 生涯にわたる女性のための健康づくりセミナー 「もしかして更年期？ ～いつまでも 生き生きと暮らすために～」(3月13日 参加者30人)  総合相談4,460件 (うち健康相談 668件)	【課題・今後の方向性】 関係課と連携して講座開催や情報提供に努める。	【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施  【実績】 ・女性の健康相談 5人 ・出前講座の実施 39回 ・思春期保健情報交換会 1回	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施  【実績】				558	692	子ども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 ・女性の健康相談 20人 ・思春期保健講演会 68人 ・出前講座 9回 (27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施  【実績】 ・健康なるほど講座(健康教育)3,031人・健康なつとく相談(健康相談)3,360人	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施  【実績】				444	717	地域保健課
			【活動指標・当初値】 4,390人(H27年度健康教育) 3,909人(H27年度健康相談)	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する。また、若い世代を対象者増加に向けた取り組みを図る。	【課題・今後の方向性】						
◎58	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び推進・相談体制の充実	あらゆる機会を捉え、悩みを抱えたときには誰かに相談すること、また悩みを抱えた人の発するSOSのサインやその対応について学校・企業などと連携し積極的に周知するとともに、相談体制の一層の充実を図る。	【取組内容】 ・市民一人ひとりが、自殺のサインに早期に気づき、適切な関係機関につなぐ役割を担うゲートキーパーとしての意識を浸透させるため、広く啓発活動や人材養成をおこなっていく。 ・また、市民の身近な場所で相談できる場を提供する。	【計画】 (普及啓発)講演会、街頭キャンペーン、広報紙掲載 (関係団体との連携強化)自殺対策連絡協議会、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議 (支援者の資質向)かかりつけ医・精神科医連携研修、ゲートキーパー研修の実施 (こころの健康支援)こころの相談カフェ (若年層対策強化)SOSの出し方教育	【計画】 (普及啓発)講演会、街頭キャンペーン、広報紙掲載 (関係団体との連携強化)自殺対策連絡協議会、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議 (支援者の資質向)かかりつけ医・精神科医連携研修、ゲートキーパー研修の実施 (こころの健康支援)こころの相談カフェ (若年層対策強化)SOSの出し方教育	4,192	5,201	保健予防課			
			【活動指標・当初値】 (平成27年度実績) ・講演会(市民243人、職域84人) ・街頭キャンペーン(2回) ・自殺対策連絡協議会(1回) ・自殺対策庁内会議(2回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・かかりつけ医うつ病アプローチ研修(2回、264人) ・ゲートキーパー養成講座(3,527人)	【実績】 (普及啓発)講演会(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)、街頭キャンペーン(9月1回)、広報紙掲載 (関係団体との連携強化)自殺対策連絡協議会(1回)、職域メンタルヘルス連絡会議(台風にて中止)、関係機関連携調整会議(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) (支援者の資質向)かかりつけ医・精神科医連携研修(2回・397人)、ゲートキーパー研修の実施(出前講座を含む66回・2,111人) (こころの健康支援)こころの相談カフェ(図書館、みんくるにて)計63回・相談人数163人 (若年層対策強化)SOSの出し方教育(5校、その他1回)	【実績】						
			【課題・今後の方向性】 引き続き、関係機関との連携を強化するとともに、支援者の資質向上を目的とした会議・研修会を実施していく。 また、対象に応じた啓発の検討を行う。	【課題・今後の方向性】							

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額(千円)	2年度予算額(千円)	担当課
59	食生活改善地区活動の促進	久留米市食生活改善推進員協議会と連携し、地域の住民を対象に、生活習慣病予防・地産地消推進のための調理実習の実施や、食を視点とした健康づくりを啓発するための各種イベントへの参画などにより、市民の食生活の改善に向けて取り組む。	【取組内容】 食を視点に、地域における健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業の一環として、男性料理教室を実施する。  【活動指標・当初値】 ・地区組織活動113回	【計画】 ・地区組織活動 115回  【実績】 ・地区組織活動 115回	【計画】 ・地区組織活動 115回  【実績】  【課題・今後の方向性】 生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や男性料理教室等の地域からの依頼事業を展開している。今後も、食を通じた地域における健康づくりの推進に、引き続き取り組んでいく。	1,500	1,500	健康推進課
◎60	生涯スポーツ振興体制の整備	地域における市民スポーツの活性化を目的に、スポーツ推進委員等と連携し、仕事や子育て等で普段運動していない人が身近にスポーツに親しむことができるよう環境整備を行い、市民の健康増進を図る。	【取組内容】 地域や企業ごとに普段運動をしていない人を巻き込んだスポーツ教室を実施し、また、運動の継続の可能性を探る。  【活動指標・当初値】 普段運動していない参加者数・・・1,000人	【計画】 45回スポーツ教室を実施予定  【実績】 26回スポーツ教室を実施 参加者917名	【計画】 講師派遣型12回 教室型30回  【実績】 講師派遣型12回(見込) 教室型30回(見込)  【課題・今後の方向性】 これまで地域等からの申請に基づき講師を派遣する形で教室を開催していたが、制度をより利用しやすくなるため、従来の派遣型に加え、総合型クラブ等が企画する教室に参加者を公募し、複数回参加できるように、令和2年度から制度の一部見直した。	630	886	体育スポーツ課
61	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種健診を実施し、男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進する。 ・生活習慣病予防健診(35～39歳) ・特定健康診査・特定保健指導(40～74歳)	【取組内容】 生活習慣病予防健診・特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導実施率向上のための取り組みを進める。  【活動指標・当初値】 ・生活習慣病予防健診受診率8.4% ・特定健康診査受診率34.8%(H26年度) ・特定保健指導実施率6.1%	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率11.6%  【実績】 ・生活習慣病予防健診受診率12.1%	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率12.1%  【実績】  【課題・今後の方向性】 生活保護担当課と連携した受診勧奨を行うことにより、受診率は増加している。今後も引き続き受診率向上のための取り組みを行っていく。	189,801	245,646	健康推進課
62	健康教育・相談事業の充実	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。	【取組内容】 糖尿病について正しい知識の普及と予防意識の向上を図るため、血圧・血糖測定と栄養・糖尿病に関する健康相談を実施する。  【活動指標・当初値】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,542人	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,200人  【実績】 11回開催 参加者1,124人	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,200人  【実績】  【課題・今後の方向性】 年々増える糖尿病患者に対応するため、今後も継続的に取り組みをしていく必要がある。	428	559	健康推進課
			【取組内容】(No57再掲) 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。  【活動指標・当初値】 4,390 (H27年度健康教育) 3,922 (H27年度総合健康相談)	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施  【実績】 ・健康なるほど講座(健康教育)3,031人・健康なつとく相談(健康相談)3,360人  【課題・今後の方向性】 ・引き続き、市民が気軽に相談できるよう健康相談や健康教育を実施する。また、若い世代を対象者増加に向けた取り組みを図る。	444			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●妊娠・出産と性に関する健康への支援</b>								
63	性感染症の相談・検査の充実	夜間HIV(エイズ)即日相談・検査を6月1日～7日のHIV検査普及週間、8月の盆帰省時、12月1日の世界エイズデー時の年3回、及びHIV(エイズ)、性感染症に関する相談・検査を毎週水曜日に実施する。 また、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設(インターネットカフェ・コンビニエンスストア等)や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットの配布や成人式での検査案内カードの配布、依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施するなど、人が集まる場での効果的な普及啓発活動を行う。	【取組内容】 6月1日～7日のHIV検査普及週間、12月1日の世界エイズデー、及びお盆帰省時期に、夜間HIV(エイズ)即日検査を実施し、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットを配布する。 ・新成人には、成人式にて啓発物を配布。 ・依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施。	【計画】 ・定例及び夜間HIV(エイズ)即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布  【実績】 (令和2年3月末現在) ・HIV検査件数:370件 ・梅毒検査件数:278件 ・クラミジア検査件数:274件 ・HIV相談件数:708件 ・性感染症相談件数:567件	【計画】 ・定例及び夜間HIV(エイズ)即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施。うち1回は土曜日開催予定。 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布  【実績】	773	1,789	保健予防課
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。	【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査受診率100% ・女性の健康相談の実施  【実績】 ・妊婦健康診査受診率99.9%(未確定) ・女性の健康相談 5人	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査受診率100% ・女性の健康相談の実施  【実績】	252,823	262,956	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 平成29年度 ・HIV(エイズ)検査件数:328件 ・梅毒検査件数:245件 ・クラミジア検査件数:244件 ・HIV(エイズ)相談件数:694件 ・性感染症相談件数:520件	【課題・今後の方向性】 土日開催を希望する声があることから、年2回の夜間即日検査に加え、土曜日の即日検査を実施する。	【課題・今後の方向性】			
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。	【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。	【計画】 ・くろみホール、総合支所において、保健師・栄養士などによる相談会の開催  【実績】 ・ゆったり子育て相談会 1,339人	【計画】 ・くろみホール、総合支所において、保健師・栄養士などによる相談会の開催  【実績】	747	1,192	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 ゆったり子育て相談会(H27年度2,940人)	【課題・今後の方向性】 引き続き相談会を通して子育てを支援する。	【課題・今後の方向性】			
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。  【実績】 各学校において、年間計画に基づく指導が実施された。	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。  【実績】	0	0	学校教育課
			【活動指標・当初値】 授業の実施	【課題・今後の方向性】 内容の充実	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
<b>●子ども・子育てに関する支援の充実</b>								
65	乳幼児健康診 査・育児相談 等の実施	乳幼児健康診査により、乳幼児の健全な育成を図り、発育や精神面等において問題のある乳幼児を対象として、発達相談事業を実施する。また、保護者の子育てに対する不安解消を図るため、母子保健に関する各種健康相談を実施する。	【取組内容】 乳幼児の健全な発育発達のため健康診査を行い、問題がある乳幼児に対して、各種相談に繋ぐなど、個々に応じた支援を行う。	【計画】 ・乳幼児健康診査受診率100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施  【実績】 ・乳幼児健康診査受診率96.9% ・気になるお子さん相談108人 ・ことばの相談 70人 ・パパママきもち楽々相談 53人	【計画】 ・乳幼児健康診査受診率100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施  【実績】 ・乳幼児健康診査受診率96.9% ・気になるお子さん相談108人 ・ことばの相談 70人 ・パパママきもち楽々相談 53人	76,899	77,923	子ども子育てサ ポートセンター
66	子ども・子育て 支援総合相談 事業の実施	子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った総合相談窓口を地域子育て支援センター等に設置し、子育てへの負担・不安の軽減や地域とともに見守るしくみづくりを目指す。	【取組内容】 子育てに関する様々な相談に対し、必要に応じて関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 ワンストップ相談対応の充実(相談員のスキルアップ等) 専門相談への速やかな繋ぎと連携  【実績】 新チームの新設で、子ども総合相談の事務分掌が明確になった。ケースの状況に応じて、多種職での検討を踏まえた上で、スムーズに必要な支援機関へのつなぎを行えた。	【計画】 ワンストップ相談対応の充実(相談員のスキルアップ等) 専門相談への速やかな繋ぎと連携  【実績】 新チームの新設で、子ども総合相談の事務分掌が明確になった。ケースの状況に応じて、多種職での検討を踏まえた上で、スムーズに必要な支援機関へのつなぎを行えた。	1,801	2,182	子ども子育てサ ポートセンター
67	子どもに対する 暴力・虐待を 根絶するた めの体制整備	児童虐待を未然に防ぐために、要支援家庭を様々な子育て支援事業や子育て支援機関につなぐ仕組みを整えるとともに、関係機関や市民に対して虐待防止に関する広報・啓発活動を行う。また、「子ども見守り地域ネットワーク」の構築により、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待防止のための体制充実を図る。	【取組内容】 ・セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会で具体的な取り組みについて検討する。 ・乳児家庭訪問事業の地域連携、校区拡充 ・子どもや職員によるオレンジリボン作成 ・中学校への出前サロン事業 ・関係部局や学校、病院、福祉施設等の関係機関、団体との個別ケース会議の実施 ・久留米大学との協働事業として、オレンジリボンキャンペーンを中心に、オレンジリボンの着用を行う。	【計画】 ・職員対象のオレンジリボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。  【実績】 ・乳児家庭訪問事業の地域連携4校区 ・小中学校への出前サロン事業9小中学校 ・個別ケース会議88回	【計画】 ・職員対象のオレンジリボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。  【実績】 ・乳児家庭訪問事業の地域連携4校区 ・小中学校への出前サロン事業9小中学校 ・個別ケース会議88回	2,827	5,032	家庭子ども相 談課
<b>●生活上の困難に直面した人々への支援</b>								
68	ひとり親家庭 等医療費の助 成	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童、父母のない児童の生活の安定と自立を支援するため、医療費を助成する。	【取組内容】 制度周知のためホームページによる情報発信	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務  【実績】 ・受給者へ更新案内を実施 ・ホームページの適宜修正	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務  【実績】 ・受給者へ更新案内を実施 ・ホームページの適宜修正	241,876	256,154	医療・年金課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
◎ 69	ひとり親家庭 に対する就業 支援事業の実施	ひとり親家庭の母又は父等が、看護師等の就職に有利な資格の取得や、職業能力開発のための講座等を受講する際に、給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ひとり親サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)等との連携により、就労支援講座や就業情報の提供を行う。 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就職を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の母または父の就業に有利な資格取得のため、高等職業訓練促進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業・高卒認定試験合格支援事業を実施し、就業支援や学び直しの充実を図る。  【活動指標・当初値】 高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率80%以上	【計画】 ・各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。  【実績】 ・高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率85%  【課題・今後の方向性】 ・制度の周知・関係機関との連携強化 ・ひとり親サポートセンター事業の相談件数と就職率を上げる。	【計画】 ・各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 ・久留米ひとり親サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)の相談窓口を市役所庁舎2階ジョブプラザ内に移転する。  【実績】  【課題・今後の方向性】	38,103	47,925	家庭子ども相談課
70	ひとり親家庭 日常生活支援 事業の実施	ひとり親家庭の母・父が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣し、家事を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。  【活動指標・当初値】 生活支援員派遣対象世帯:5世帯以上	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。  【実績】 ・生活支援員派遣対象世帯:12世帯  【課題・今後の方向性】 ・制度の周知を図り自立に向けての支援を行う。	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。  【実績】  【課題・今後の方向性】	2,523	2,901	家庭子ども相談課
71	母子・父子・寡 婦福祉相談の 充実	ひとり親家庭等の生活の安定、自立を目指し、住宅、手当、就労、貸付等について助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じた相談員の資質の向上を図っていく。	【取組内容】 母子・父子家庭や寡婦の生活の安定を図るため、経済的、社会的、生活的自立に向けた助言を行う。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加  【実績】 ・相談件数716件  【課題・今後の方向性】 ・ひとり親家庭の自立を目指して支援する。	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加  【実績】  【課題・今後の方向性】	-	-	家庭子ども相談課
72	母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業の実施	母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行い、経済的自立を支援する。	【取組内容】 子どもの学費を貸し付ける修学資金や就学支度資金など経済的自立を支援する事業を行う。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。  【実績】 ・貸付件数164件  【課題・今後の方向性】 ・ひとり親家庭の経済的自立を目指して支援する。	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。  【実績】  【課題・今後の方向性】	89,430	135,000	家庭子ども相談課
73	母子生活支援 施設の運営	経済的・社会的に援助を必要とする母子家庭の母と児童とともに保護し、自立に向けて援助することを目的として、母子生活支援施設を運営する。 また、支援体制の強化に向けた取り組みについて検討を進めていく。	【取組内容】 入所者から様々な相談を受けながら、自立に向けての支援、施設的安全性の向上に取り組む。  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 支援が必要な母子家庭の母と児童を保護し、自立に向けて支援する。  【実績】 ・入所者 1世帯2人  【課題・今後の方向性】 ・入所している母子に寄り添いながら、支援していく。	【計画】 ・支援が必要な母子家庭の母と児童を保護し、自立に向けて支援する。  【実績】  【課題・今後の方向性】	5,908	10,781	家庭子ども相談課
74	母子・父子家庭、 高齢者・ 障害者の市営 住宅優先入居	市営住宅の定期募集とは別に、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、入居機会を拡大させる。	【取組内容】 定期募集の時期に、一般世帯とは別枠で空き状況に応じ母子・父子・高齢者・障害者の枠を設け、市営住宅の優先入居を実施する。  【活動指標・当初値】	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。  【実績】 年3回別枠募集を実施した。  【課題・今後の方向性】 今後も引き続き別枠募集を実施し、入居機会の拡大に努める。	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。  【実績】  【課題・今後の方向性】	-	-	住宅政策課
◎ 75	久留米市生活 自立支援セン ター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、支援員がどのような支援が必要かを相談者に寄り添いながら考えて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	【取組内容】 総合相談事業、家計改善支援事業の実施  【活動指標・当初値】 実施	【計画】 (久留米市独自) 新規相談受付1,040件/年 支援プラン作成660件/年 就労・増収者数145名/年  【実績】 新規相談受付1,131件/年 支援プラン作成793件/年 就労・増収者数196名/年  【課題・今後の方向性】 関係機関と連携し、困窮者の早期発見・早期支援に取り組むとともに、地域の社会資源を活用した支援プランを策定する。	【計画】 (久留米市独自) 新規相談受付1,020件/年 支援プラン作成660件/年 就労・増収者数145名/年  【実績】  【課題・今後の方向性】	45,250	45,668	生活支援第2課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
◎76	学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どものいる世帯(主に中学生)を対象に、学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	【取組内容】 適切なアウトリーチ及び居場所型事業の実施	【計画】 【居場所型】 平均参加者数21人/回 【アウトリーチ型】 100世帯に対して介入  【実績】 【居場所型】 平均参加者数15.4人/回 【アウトリーチ型】 100世帯に対して介入	【計画】 【居場所型】 平均参加者数24人/回 【アウトリーチ型】 100世帯に対して介入  【実績】	15,409	15,410	生活支援第1・第2課
◎77	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、学校終了後に生活習慣の習得の支援や学習の支援、食事の提供等を行う。	【取組内容】 市内のNPO団体等に委託し、居場所づくりを実施する。	【計画】 ・対象地域外についての実施方法の検討  【実績】 ・拠点型利用児童数12世帯17人 ・派遣型利用児童数5世帯7人	【計画】 ・対象地域外についての実施方法の検討  【実績】	12,590	12,711	家庭子ども相談課
◎78	子ども食堂支援事業	様々な家庭の事情を抱えた子どもの生活向上を図るため、食事の提供を行うとともに、地域との交流や生活習慣の習得の支援などを行う。	【取組内容】 子ども食堂を実施する団体に対し、運営費等の補助を支給する。	【計画】 実施団体の増加に向けた取組みを行う  【実績】 10月に実施団体(補助団体外含む)の意見交換会を実施(参加団体10団体) 《令和2年3月末現在》 ・補助団体8団体	【計画】 実施団体の増加に向けた取組みを行う。  【実績】	1,816	3,060	子ども政策課

●高齢者、障害者、外国人等への支援の充実

79	消費生活啓発講座・相談実施	高齢者が被害にあいやすいニセ電話詐欺や悪質商法などについて、相談や啓発を実施することで、安心して暮らせる環境の整備を図る。	【取組内容】 ポスター、チラシなどで広く消費者被害の未然防止の啓発を行う。出前講座やくらしのカレッジで悪徳商法、詐欺への啓発を行う。消費に関する相談を行う。	【計画】 31年度くらしのカレッジを年度内に8回開催予定。 出前講座メニューに「悪質商法の手口とその撃退法」をあげ学習利用を図る。(1,000名) 5月消費者月間において西鉄久留米駅にて街頭啓発活動を行う。 啓発パネル展を行う。  【実績】 カレッジの実施(8回) 出前講座参加者(952名) 街頭啓発5月10日実施	【計画】 くらしのカレッジ開催(8回予定) 出前講座の実施 5月の消費者月間中に街頭啓発活動実施  【実績】	-	-	消費生活センター
80	障害者相談支援事業の実施	障害者の地域における相談支援体制の中核をなす基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害者やその家族などからの相談に応じる相談窓口を拡充し、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように支援を行う。	【取組内容】 基幹相談支援センターを市内4ヶ所で開設し、障害者やその他家族などの総合的・専門的な相談支援や指定相談支援事業所への指導・助言など市全体の相談支援体制の強化を図る。	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する助言、支援 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局)  【実績】 相談件数 4,777件(H30.2月実績分迄)	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する助言、支援 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局)  【実績】	65,904	-	障害者福祉課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後消費者問題の動向を見ながら出前講座・カレッジ等での啓発を中心とする	【課題・今後の方向性】			
			【活動指標・当初値】 相談件数:4,470件	【課題・今後の方向性】 困難事例への対応	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。	【取組内容】 成年後見制度の啓発を進めるとともに、成年後見センターの運営により相談・支援窓口を整備する。また、制度利用促進のため、本人等が申立ができない場合に市長申立を実施する。さらに、制度の新たな担い手と期待される市民後見人のスキルアップに取り組み。	【計画】 ・出前講座 ・市民向け講演会 ・成年後見センター委託 ・成年後見制度市長申立 ・後見等報酬補助 ・市民後見人候補者フォローアップ研修  【実績】 ・出前講座…5回 ・市民・事業所向け講演会…市民向け1回26人(新型コロナウイルス対策のため1回中止)、事業所向け1回22人 ・成年後見センター委託…相談件数464件 ・成年後見制度市長申立…23件 ・後見等報酬補助…4件交付 ・市民後見人候補者フォローアップ研修…6回実施77人出席(新型コロナウイルス対策のため2回中止し、レポート提出に変更:15人提出)	【計画】 ・出前講座 ・成年後見制度説明会 ・成年後見センター運営(委託) ・成年後見制度市長申立 ・成年後見制度利用支援事業 ・市民後見人候補者フォローアップ研修開催  【実績】	16,984	20,166	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 認知症高齢者の増加から成年後見制度が必要な人の増加が見込まれる。中核機関の設置に向け準備を行い、更なる制度の普及・啓発に努める。 また、経済的な理由に拘わらず制度が利用できるよう、利用支援事業の要件を緩和しR2.4.1要綱改正予定である。 北九州市においてR1に県内初の市民後見人が誕生しており、本市においても選任されるよう市民後見人活動支援を行う。	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 長寿支援課と連携し、成年後見制度の啓発を行う。また、本人申立て及び親族申立てができない場合、市長申立てを行う。	【計画】 ・成年後見制度市町申立て ・後見等報酬補助  【実績】 相談件数 36件 申立件数 6件 補助件数 4件	【計画】 ・成年後見制度市長申立て ・後見等報酬補助  【実績】			
【活動指標・当初値】 【H27年度実績】 ・相談件数 11件 ・市町申立て 3件	【課題・今後の方向性】 成年後見制度の周知	【課題・今後の方向性】						
82	家族介護支援の充実	家族介護者の介護の負担軽減と孤立化防止のため、介護教室等を実施する。	【取組内容】 介護家族の支援や、介護負担を原因とする虐待防止などのため、家族介護に関する知識の習得を目的とした講座等を実施する。	【計画】 ・家族介護に関する講座等  【実績】 各講座を市内2ヶ所で開催。 ○体調管理講座 18人 ○介護技術講座 28人 ○認知症ケア講座 25人 ○ストレスケア講座 14人	【計画】 ・家族介護に関する講座等について、委託先と検討し実施する。  【実績】	926	1,011	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 参加者がより介護負担軽減を実感できるような講座内容の検討。参加者が参加しやすいように時間や場所の検討。 効果的な広報のために、講座のネーミング検討やチラシの見直し。	【課題・今後の方向性】			

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
83	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者や介護者の様々な相談に対し、地域包括支援センターを核とする身近な地域の相談窓口を設置し、適切な支援を行う。	【取組内容】 11全ての日常生活圏域への設置を目指し、地域包括支援センター開設に取り組み、地域における高齢者の相談支援体制の構築を図る。	【計画】 中央地域包括支援センターの2階から1階へのフロア移動  【実績】 令和元年6月に、中央地域包括支援センターの1階移転が完了した。	【計画】 北第2地域包括支援センターの移転の検討  【実績】	391,279	391,553	長寿支援課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【計画】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (総合政策部)
			【実績】	【実績】	【実績】			
			【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 本庁舎東側まごころ駐車場がわかりにくいため、来庁者が専用駐車場と、一目見てわかるよう看板等の設置を行う。	【計画】 授乳室への水の供給、点字表示の見直し等の視覚障害者への対応について検討を行う。	【計画】 庁舎EVの視覚障がい者の利用に配慮したボタン表示等の見直し	0	217	全庁 (総務部→財産管理課)
			【実績】 EVの点字表示の見直しを検討し、R2に実施	【実績】				
			【活動指標・当初値】 専用区画前後に看板設置	【課題・今後の方向性】 引き続き庁舎のバリアフリー化に努める	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 該当なし	【計画】 -	【計画】 -			
			【実績】 -	【実績】 -	【実績】 -	-	-	全庁 (市民文化部)
			【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】 -			
			【取組内容】 誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に施設を利用できるように、関係法令を踏まえ、施設整備を推進する。	【計画】 関連法令に適合する公共施設の整備を行う。	【計画】 関連法令に適合する公共施設の整備を行う。	-	-	全庁 (健康福祉部)
			【実績】 公共施設の整備を検討する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れている。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った整備を行なう。	【課題・今後の方向性】 法や制度改正を的確に把握し、対応する。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (健康福祉部)
【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点に立ち、既設構造物に対しての点検および新設時の配慮	【計画】 引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に留意し、公共施設の整備を図る。	【計画】 様々な利用者の状況を想定したうえで公共施設の整備を図る。						
【実績】 既設構造物及び新設の該当なし。	【実績】	【実績】	-	-	全庁 (子ども未来部)			
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 既設構造物の現状把握等を行う必要がある。	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 公共施設の建設・改修時にはバリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 利用者の視点に立った施設整備を行う。	【計画】 様々な特性・状況の利用者を想定して施設整備・改修を行う。	-	-	全庁 (子ども未来部)			
【実績】 該当なし	【実績】							
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 担当職員が取り組み内容を十分に把握しておく必要がある。	【課題・今後の方向性】	-	-	全庁 (環境部) 畜・上津CC・宮ノ陣cc			
【取組内容】 全ての利用者が制限されることなく、利用できるよう施設運営を行う。	【計画】 畜場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえて、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。	【計画】 畜場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえて、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。						
【実績】 該当なし	【実績】	【実績】	-	-	全庁 (環境部) 畜・上津CC・宮ノ陣cc			
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 今後も、利用者の視点に立ったバリアフリーの整備に努める。	【課題・今後の方向性】						

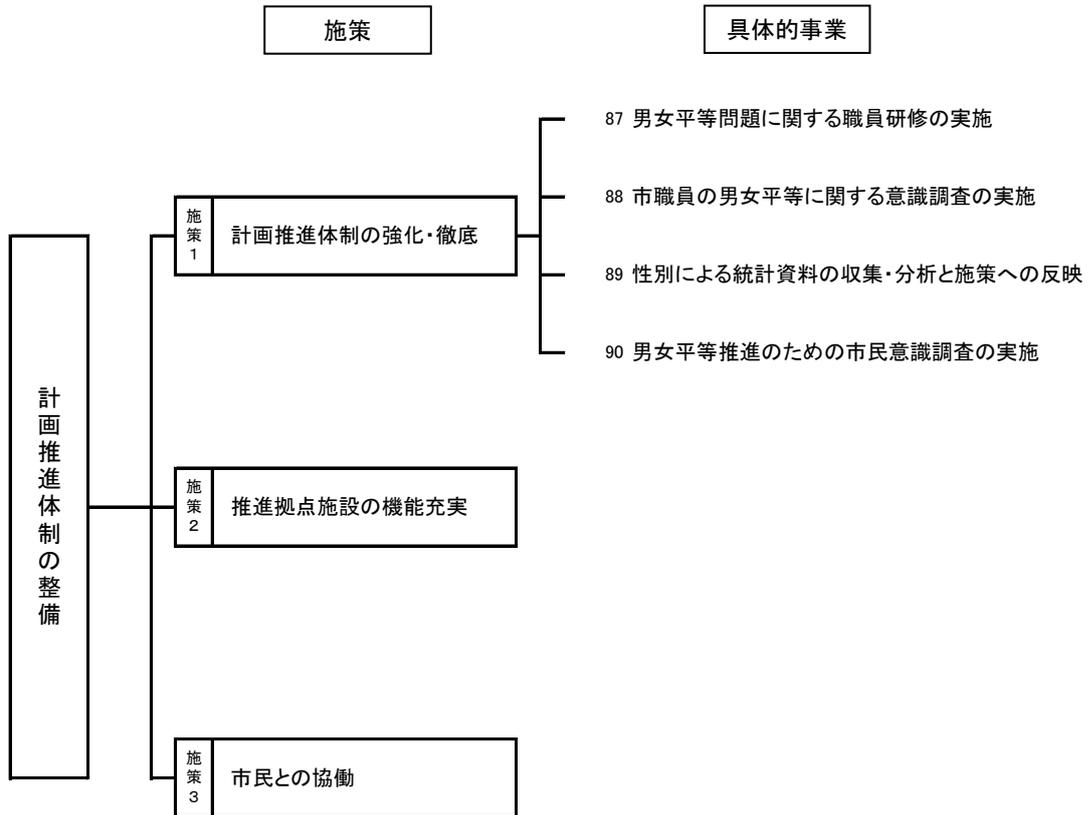
施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課	
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 新たな施設整備の際には、様々な利用者の視点に立った整備を行う。	【計画】 R1該当なし 【実績】 R1実績なし	【計画】 R2該当なし 【実績】	-	-	全庁 (農政部)	
			【活動指標・当初値】 H28該当なし	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 該当施設無し	【計画】 該当施設予定なし 【実績】	【計画】 【実績】	-	-	全庁 (商工観光労働部)	
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点を持って公共施設の整備を推進する。	【計画】 ユニバーサルデザインの視点を持って、計画的な公共施設の整備を進める。 【実績】 ユニバーサルデザインの視点を持って施設整備に取り組んだ。	【計画】 ユニバーサルデザインの視点を持って、計画的な公共施設の整備を進める。 【実績】	-	-	全庁 (都市建設部)	
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については、関係部局と調整を行う。	【計画】 安全に安心して快適に利用できるような施設の環境整備に努める。 【実績】 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕を行った。	【計画】 あらゆる市民が安全に安心して施設等を利用できるよう、環境整備に努める。 【実績】	-	-	全庁 (田主丸総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 利用者が快適に利用できるよう、継続的に点検を実施する。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 通路等の障害物や危険箇所がないか等、施設の点検と改善を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。 誰もが分かりやすい庁舎内の掲示や案内について工夫していく。	【計画】 施設の改修計画に従って、本館トイレを和式から様式へ改修しバリアフリー化を進める。 【実績】 ・本館トイレを和式から洋式に改修を行った。同時にトイレ内を自動照明で点灯するようにし、バリアフリー化を進めた。 ・屋外喫煙所を新設し、分煙化に取り組んだ。	【計画】 施設の改修計画に従って、修繕を行っていく。 【実績】	16,859	-	全庁 (北野総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き安全で安心な庁舎となるよう必要な修繕を行っていく。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 定期的に施設の点検を実施し、高齢者・障害者をはじめ、来庁者・職員すべての人にとって利用しやすい環境の整備を行う。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。 【実績】 庁舎内の定期点検を実施した。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。 【実績】	-	-	全庁 (城島総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組内容の実施に努める。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 三遊生涯学習センター授乳スペース、育児用ベッドの場所の案内等を設置した。継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。	【計画】 昨年度に引き続き、より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。 【実績】 安全に、安心して快適に利用いただけるよう、定期点検を実施した。	【計画】 昨年度に引き続き、より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。 【実績】	-	-	全庁 (三遊総合支所)	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 継続的に、施設の点検を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行い、対応する。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 誰もが、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【計画】 公共施設の整備に努める。 【実績】 公共施設の整備を進めた	【計画】 公共施設の整備に努める 【実績】	-	-	全庁 (上下水道部)	
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 今後も左記内容を踏まえ整備に努める	【課題・今後の方向性】				

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり  
 (施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課			
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインに立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 施設内の段差解消や多目的トイレの設置等、バリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事に対応可能なものは随時実施。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事に対応可能なものは随時実施。	-	-	全庁 (教育部)			
				【実績】 小2校、中2校の計4校で工事を実施した。	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 国の補助動向を見極めながら、有利な財源確保をしていくことが必要。	【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】						
				【実績】	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 国の補助動向を見極めながら、有利な財源確保をしていくことが必要。	【課題・今後の方向性】						
85	本市に在住する外国人への生活支援の充実	関係団体等と連携し、日本語教室や無料相談会などを実施し、参加者が抱える課題や問題などの把握に努める。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努める。さらに、多言語での生活情報をスマートフォンなどで容易に入手できるように、「外国人のための生活ガイド」の適切な運用を図る。 (具体的な取り組み) ・日本語教室の開催 ・無料相談会の開催 ・「外国人のための生活ガイド」サイトの運用	【取組内容】 日本語教室や無料相談会の実施を支援し、在住外国人が抱える課題解決をサポートする。また、スマートフォンでも生活に必要な情報が手軽に入手できるよう開設した「外国人のための生活ガイド」の周知を図る。	【計画】 外国人のための無料相談会(年12回) 日本語教室(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知	【計画】 外国人無料相談会(年12回) 日本語教室(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知	633	1,206	観光・国際課			
				【実績】 外国人のための無料相談会を11回(1回/月)開催。※3月はコロナウイルス感染症対策(施設閉館)に伴い開催中止。 日本語教室全30回開催。(前期15回、後期15回) 「外国人のための生活ガイド」のデータを更新。	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 「外国人のための生活ガイド」の周知を積極的に行い、アクセス数を伸ばす。	【課題・今後の方向性】						
			【取組内容】 多様な性のあり方への正しい認識と理解を深めるため、情報収集し施設内の情報掲示、書籍紹介。 男女平等啓発講座においてLGBTを含む人権問題への啓発を行う。	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施及び図書情報ステーションでの情報提供	【計画】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施及び図書情報ステーションでの情報提供				32(事業番号6を含む)	37(事業番号6を含む)	男女平等推進センター
				【実績】 セクシュアル・マイノリティについて学ぶ講座「LGBTの存在をもっと身近に」NPO法人カラフルチェンジラボ荒牧明楽(12月7日20人) 図書情報ステーションにおける書籍の収集と紹介	【実績】						
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 セクシュアル・マイノリティに関する啓発講座の実施及び図書情報ステーションでの情報提供	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示	【計画】 セクシュアル・マイノリティのパネル展示	-	-	人権啓発センター						
	【実績】 常設展示として性的少数者の人権パネルを展示。また福岡県人権啓発情報センターよりセクシュアル・マイノリティの人権に関するパネルを借用し展示。	【実績】									
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 展示室を活用した学習を推進する。	【課題・今後の方向性】									

## 計画推進体制の整備



4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額(千円)	2年度予算額(千円)	担当課	
<b>●推進体制の整備</b>									
87	男女平等問題に関する職員研修の実施	階層別研修(新規採用職員・新任課長)において男女平等問題に関する基礎知識の習得や意識向上を図るための研修を実施する。課題研修では、管理監督職から一般職(若手職員)を対象とした各種研修や講演会等を実施することで、男女共同参画の視点に立った行政運営に向けた意識の向上を図る。また、各部局に男女平等研修推進者を設置し、推進者が講師となり全職員(任期付非常勤職員、臨時職員等含む)を対象に職場研修を実施する。男女平等研修推進者は2年間を任期とし、毎年、推進者への研修を実施することで職場研修の男女平等問題の基礎知識や職場研修の実施手法を習得する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための職員の意識の向上や固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、下記のような研修や意識啓発を実施する。 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修	【計画】 ・階層別研修 ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	【計画】 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び職場研修	265	237	人材育成課	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取り組みの継続が必要。	【実績】 ・階層別研修(新規採用職員研修64名、新任課長研修38名) ・男女共同参画推進講演会(延190名) ・男女平等研修推進者研修(延92名)及び各部での職場研修(2,251名)				【実績】
			【活動指標・当初値】 研修実施の部局 100%(平成27年度)	【課題・今後の方向性】 DVに対する理解は進んだと思われるが、市民と接する際にも、DV被害者への理解を念頭に置いた接遇が出来るよう啓発を行う必要がある。	【計画】 DVをテーマとした職員研修を実施する				【計画】 新たにテーマを設定し、職員研修を実施する。
88	市職員の男女平等に関する意識調査の実施	行政内部における男女平等問題、職員の意識など、問題解決の基礎資料となる調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率100%を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女平等の職場づくり、職場研修に活用する。	【計画】 調査結果で判明した課題に対する取り組みについて、関係課と協議する。	【計画】 必要に応じて、関係課と協議を行う。	-	-	男女平等政策課	
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 99.9%(平成25年度)	【実績】 必要に応じて、関係課と協議を行った。	【実績】				
			【課題・今後の方向性】 調査票の有効回収率	【課題・今後の方向性】 次年度調査の実施予定無し	【課題・今後の方向性】				
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 近年の久留米市人口の増加傾向について要因を把握するため、性別、地域別、年齢別など様々な視点からの分析を行う。	【計画】 ・人口動向分析の更なる深化により、施策立案等への積極的な活用を促進する。	【計画】 ・人口動向分析の更なる深化により、施策立案等への積極的な活用を促進する。	-	-	全庁(総合政策部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 ・人口移動の要因分析を可能とするためのデータ入手環境を整備し、時期を逸することなく社会環境の変化や市民ニーズを施策へ反映させる仕組みを構築するため、市民窓口での「人口移動調査」を制度導入し、データ入力作業の業務委託を開始した。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 より一層、作業効率を高めるための検討を行うとともに、現状の分析を実施していく。	【課題・今後の方向性】				
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 職員情報を職種別・補職別・部局別・男女別等に整理し、人事管理や組織運営の基礎資料としている。また、市職員の定期健康診断等のデータを男女別・年代別等に整理し、健康指導や受診勧奨、各種健康教室等への参加など市職員の健康づくりに活用している。	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用	-	-	全庁(総務部) ※人事厚生課	
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】 職員情報等の年度更新を行った。	【実績】				
			【課題・今後の方向性】 引き続き情報を更新し、施策へ反映させる。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 市民意識調査で性別による収集・分析を行い、相談業務(広聴・相談課、消費生活センター)については性別による相談件数の収集を行う。	【計画】 性別による収集・分析を行う。	【計画】 性別による収集・分析を行う。	-	-	全庁(協働推進部)	
			【活動指標・当初値】 実施	【実績】	【実績】				
			【課題・今後の方向性】 引き続き情報を更新し、施策へ反映させる。	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】				

4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額(千円)	2年度予算額(千円)	担当課	
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 性別、年代等の項目をアンケート中に盛り込み得た情報を元に、男女ともに参加しやすい講座づくりを行っていく。	【計画】 性別、年代等の項目をアンケート中に盛り込み得た情報を元に、男女ともに参加しやすい講座づくりを行っていく。	-	-	全庁 (市民文化部)	
				【実績】 アンケート中に性別、年代の項目を盛り込み集計し、講座内容の参考としている。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 集計したアンケート結果を今後の事業・講座へ反映させる。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 各部署で実施する講演会等・研修等でアンケートをとり、課題を整理し改善策を検討する。	【計画】 引き続き性別、年代等の項目を盛り込んだアンケートを収集・分析し、男女ともに参加しやすい研修等を開催する。	【計画】 引き続き性別、年代等の項目を盛り込んだアンケートを収集・分析し、男女ともに参加しやすい研修等を開催する。	-	-	全庁 (健康福祉部)	
				【実績】 アンケート中に性別、年代の項目を盛り込み集計し、研修内容の参考としている。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 集計したアンケート結果を今後の講演会・研修等へ反映させる。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 各種調査・アンケートによる性別や年齢によるデータの収集・分析を行い、各種事業の改善等につなげる。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代別の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。	-	-	全庁 (子ども未来部)	
				【実績】 各種調査・アンケート実施の際は、性別や年代別の項目を設けて情報収集に努めた。	【実績】				
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 収集したデータを基に詳細な分析が必要。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 部主催の各講座において、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを配布し、今後の事業運営に反映させる。  ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業 ・環境フェア開催時の講座 ・自然観察会 ・サンデーサイクル開催時の講座	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映  【実績】 ・食育講演会(サンデーサイクル) ・雑草と生ごみを使った堆肥づくり講習会(サンデーサイクル) ・自然観察会 ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業においてアンケートを実施 ・環境交流プラザ(宮ノ陣CC)で開催している講座において、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを実施。 ・環境関連の教室やイベント開催時に、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを実施。	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映。  【実績】	-	-	全庁 (環境部) 政・保・資・宮ノ陣cc	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートによるデータの収集と分析を実施する。	【課題・今後の方向性】				
			【取組内容】 部主催のイベント・講座等において、アンケートに性別、年齢層を設け、施策検討の際の基礎資料として活用する。	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用 ・回答者属性の活用  【実績】 ・くるモニを活用し「食と農の理解促進」についてのアンケート調査を実施。 ・年齢別など属性を分析に活用した。過去5年間のデータを活用し、久留米市食料・農業・農村基本計画策定に活用した。	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用 ・回答者属性の活用  【実績】	-	-	全庁 (農政部)	
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 くるモニの回答数が少ないため、性別・年代別のデータを年度ごとに比較することが難しい。	【課題・今後の方向性】							

4 計画推進体制の整備

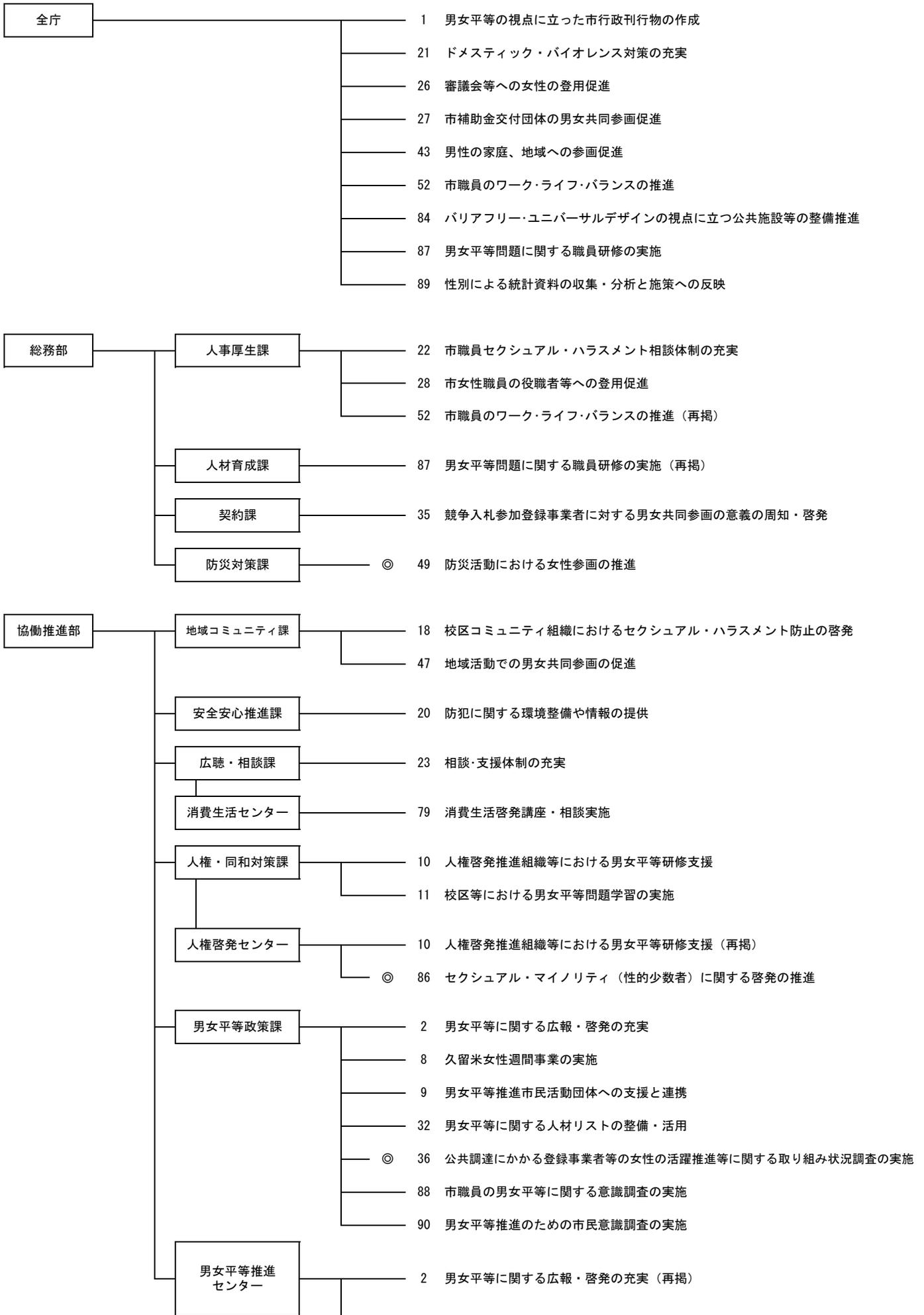
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度決算額 (千円)	2年度予算額 (千円)	担当課		
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	-	-	全庁 (商工観光労働部)		
				【実績】 部内研修のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、事業の参考とした。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 部主催の講座等におけるアンケートに性別、年齢欄を設け、都市建設分野における男女平等の推進に向けた施策の基礎資料とする。	【計画】 資料収集、基礎資料作成	【計画】 資料収集、基礎資料作成	-	-	-	-	全庁 (都市建設部)
				【実績】 ・部の男女平等研修時にアンケートを実施し、集約、整理を行った。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 -	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 支所で実施する講演会等でアンケートを取り、今後の課題を整理し、改善策について検討していく。	【計画】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析し、課題整理を行う。	【計画】 引き続き研修会等でアンケートを実施し、参加者の状況を分析し、課題整理を行う。	-	-	-	-	全庁 (田主丸総合支所)
				【実績】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約等を行った。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 講演会や研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析することで課題解決に努める。	【課題・今後の方向性】					
			【取組内容】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約や分析を行うことで今後の課題を整理し、改善策について検討をしていく。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。	-	-	-	-	全庁 (北野総合支所)
				【実績】アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	【実績】					
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】					
【取組内容】 支所で実施する研修、講演会等でのアンケートは、性別・年代ごとに集計する。	【計画】 支所で実施する研修・講演会等でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。	【計画】 支所で実施する研修・講演会でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。	-	-	-	-	全庁 (城島総合支所)			
	【実績】 支所で実施した研修及び講演会で、性別・年代ごとの集計を行った。	【実績】								
【活動指標・当初値】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組内容の実施に努める。	【課題・今後の方向性】								
【取組内容】 各種講座の開催でアンケート等を取り、課題等を抽出し、今後の事業展開へ反映させる。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。	-	-	-	-	全庁 (三瀬総合支所)			
	【実績】アンケートをとり、参加者の状況を分析。次回開催の検討資料とすることができた。	【実績】								
【活動指標・当初値】 アンケート等を取り、より良い事業展開を図る。	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。	【課題・今後の方向性】								

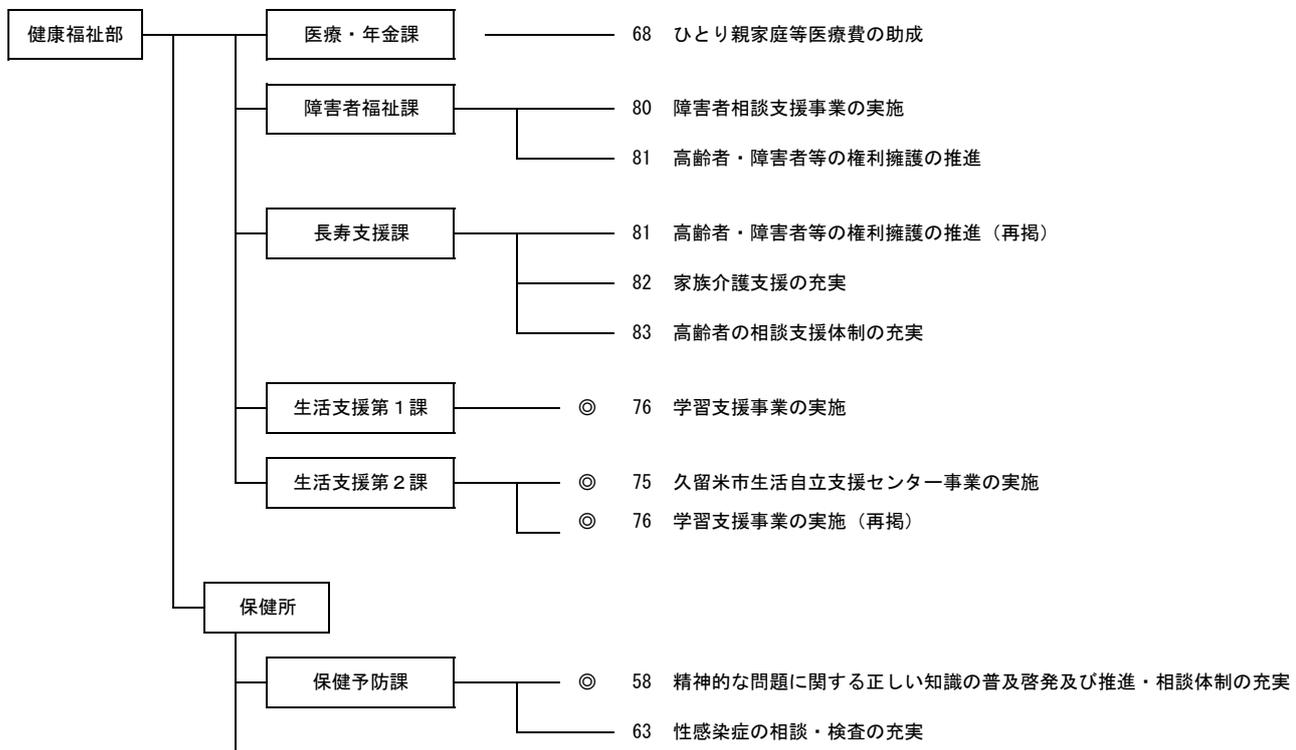
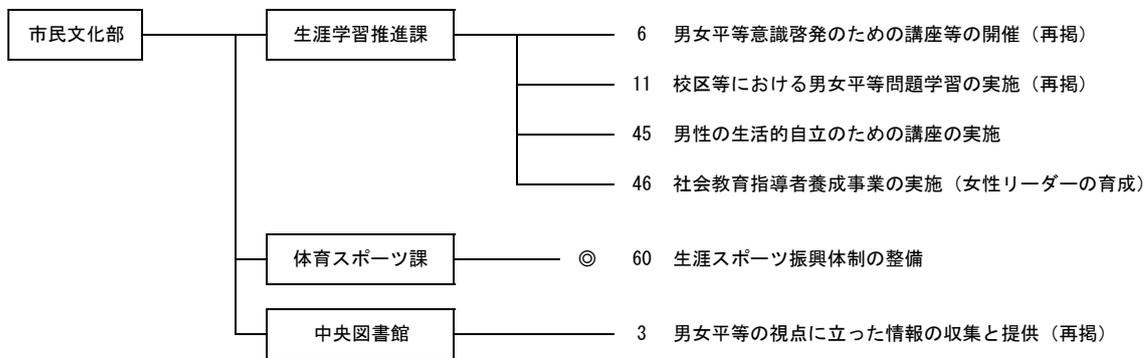
4 計画推進体制の整備

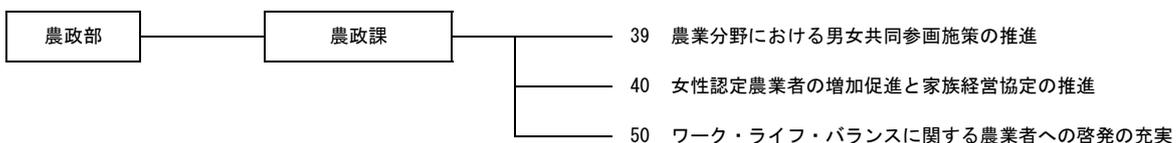
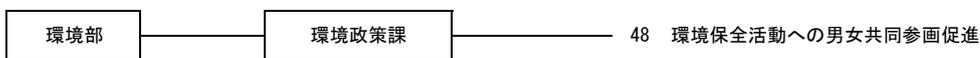
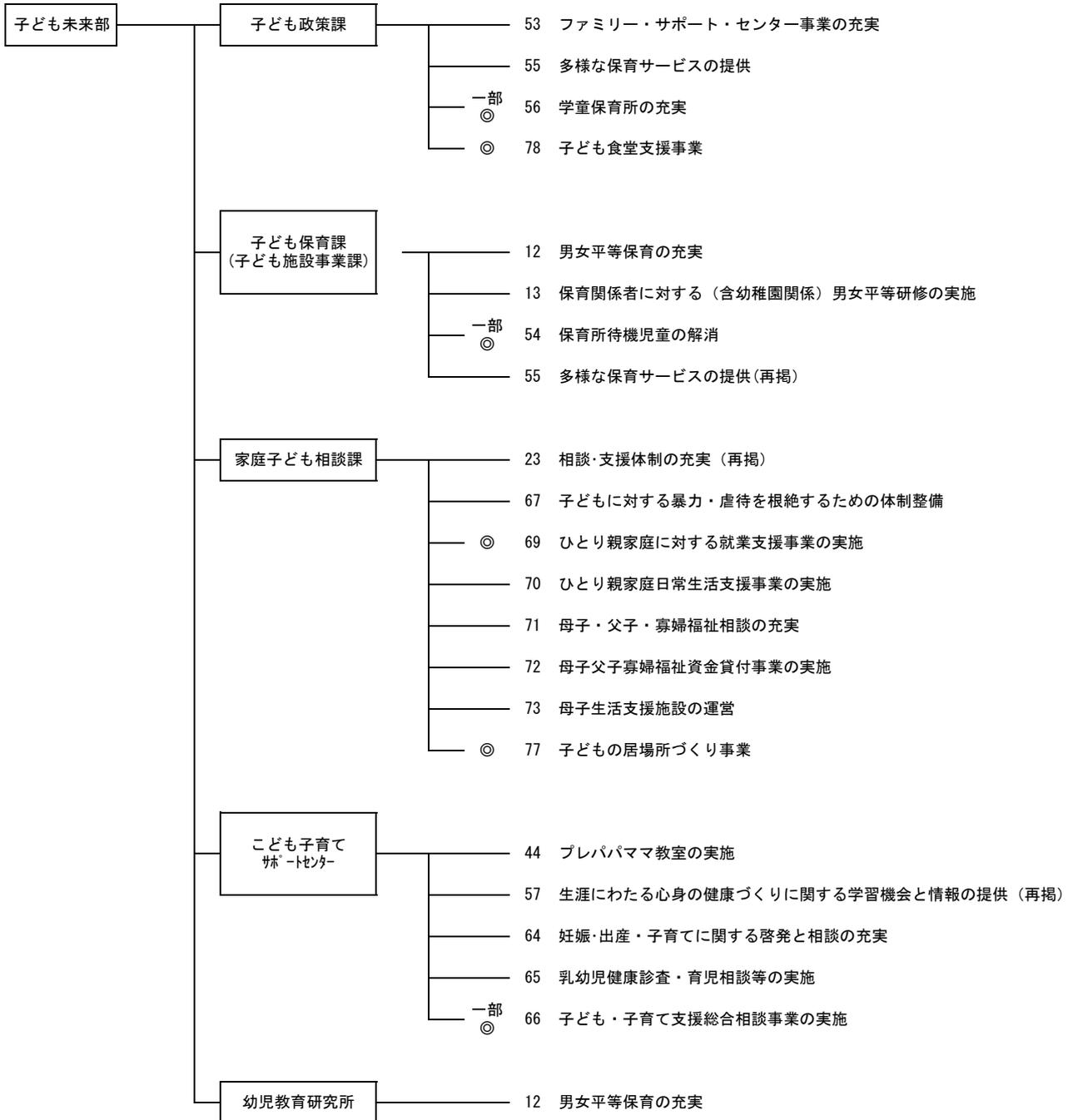
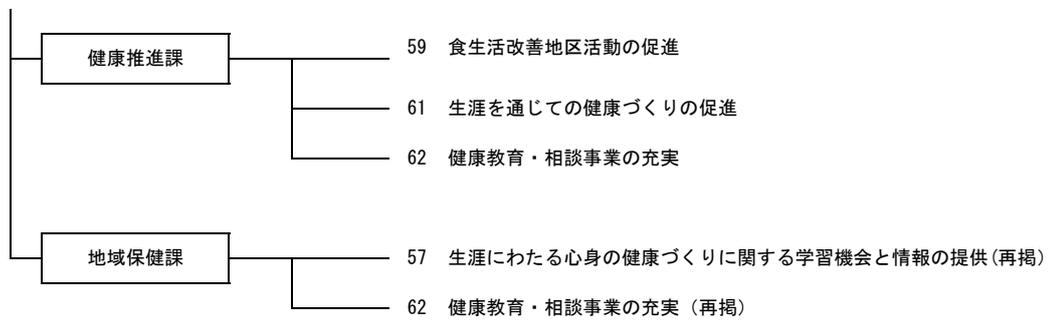
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和元年度	令和2年度	元年度 決算額 (千円)	2年度 予算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	【計画】 該当なし	-	-	全庁 (上下水道部)
			【実績】 該当なし	【実績】 該当なし	【実績】 該当なし			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 教諭の男女の人数を把握し、今後の女性管理職登用等の資料として活用する。	【計画】 平成31年度5月1日現在の学校基本調査等を活用	【計画】 令和2年度5月1日現在の学校基本調査等を活用	-	-	全庁 (教育部)
			【実績】	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】			
			【取組内容】 各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用していく。	【計画】 啓発等への活用	【計画】 啓発等への活用	-	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
【実績】 選挙の記録を作成し公表した。	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して取り組む。	【課題・今後の方向性】						
【取組内容】 該当なし	【計画】	【計画】	-	-	全庁 (農業委員会事務局)			
【実績】	【実績】	【実績】						
【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】	【課題・今後の方向性】						
90	男女平等推進のための市民意識調査の実施	第4次久留米市男女共同参画行動計画策定の基礎資料とするための調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率向上を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女がともにのびやかに生きる新しいまちづくりを進める。	【計画】 調査を実施し、市の現況把握に取り組み、次期計画の基礎資料とする。	【計画】 今年度策定する第4次男女共同参画行動計画の基礎資料とする。	1,936	-	男女平等政策課
			【実績】 第8回男女平等に関する市民意識調査を実施した(回収率37.1%)	【実績】	【実績】			
			【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 40.5%(平成26年度)	【課題・今後の方向性】 固定的性別役割分担意識は改善したもの、平等感においては改善していない項目があった。	【課題・今後の方向性】			

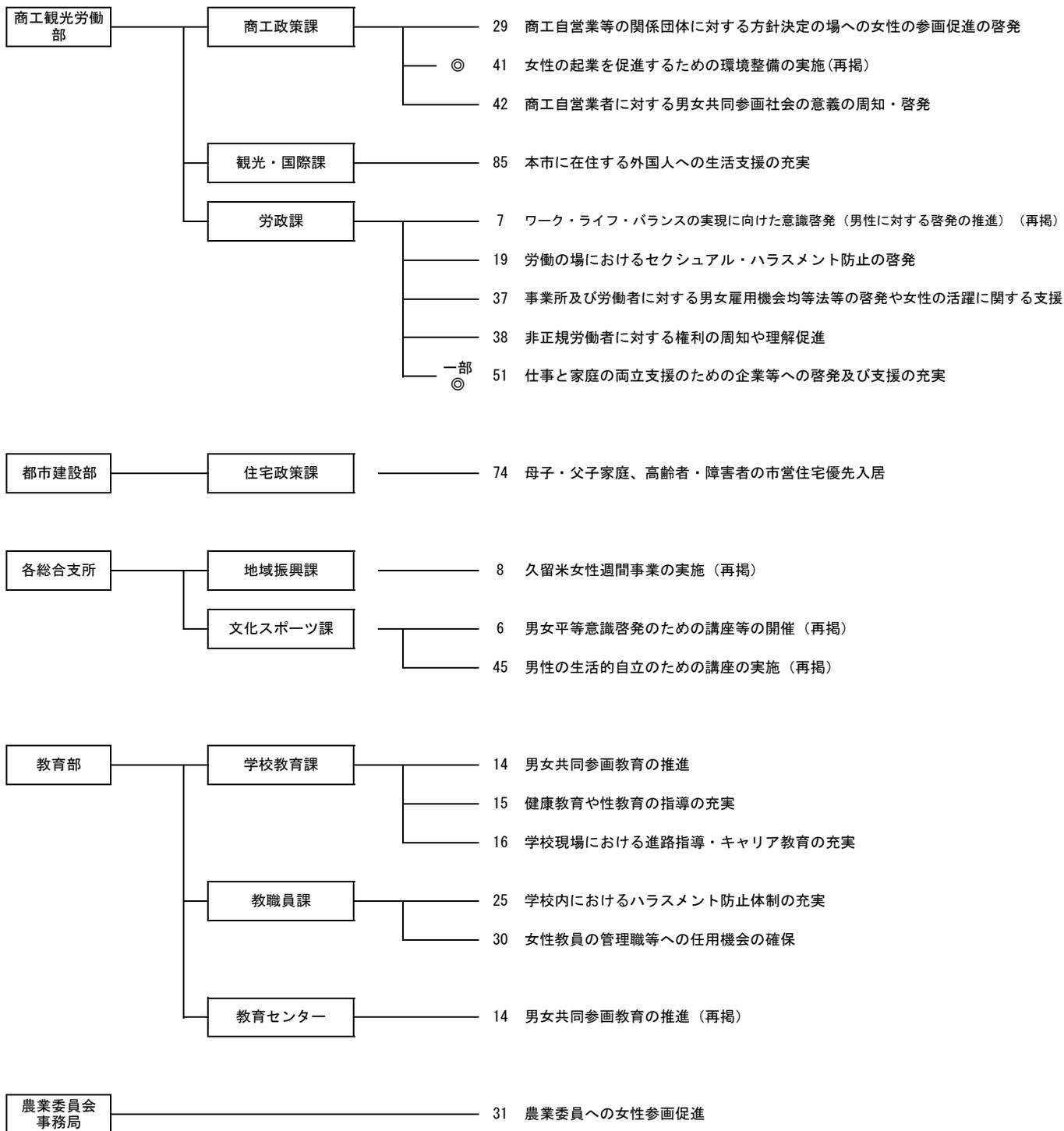
## 4 部課別具体的事業一覧

◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業









## 第2部 女性の現状に関する統計資料



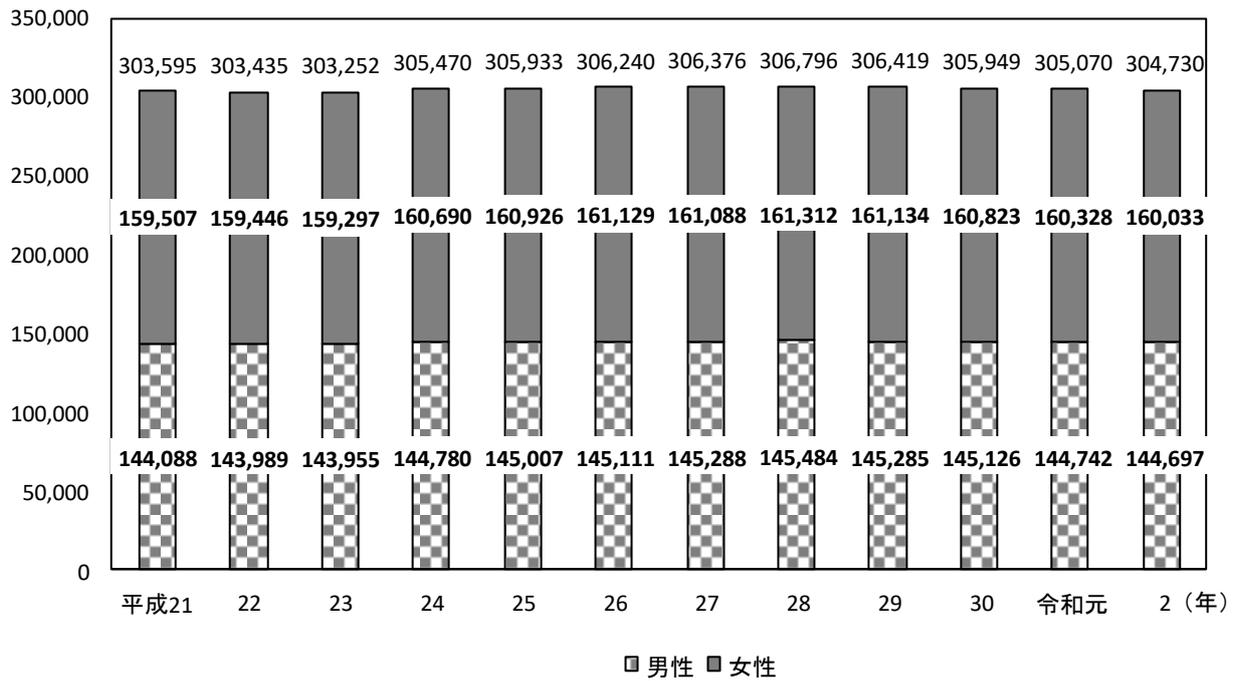
# I 人口

## 1. 人口の変化（市）

### （1）久留米市の人口

久留米市の人口は近年増加傾向で推移していたが、平成 29 年に減少に転じた。また、男女比については、女性の割合が男性を上回っている。

図 I -1 人口推移(市)

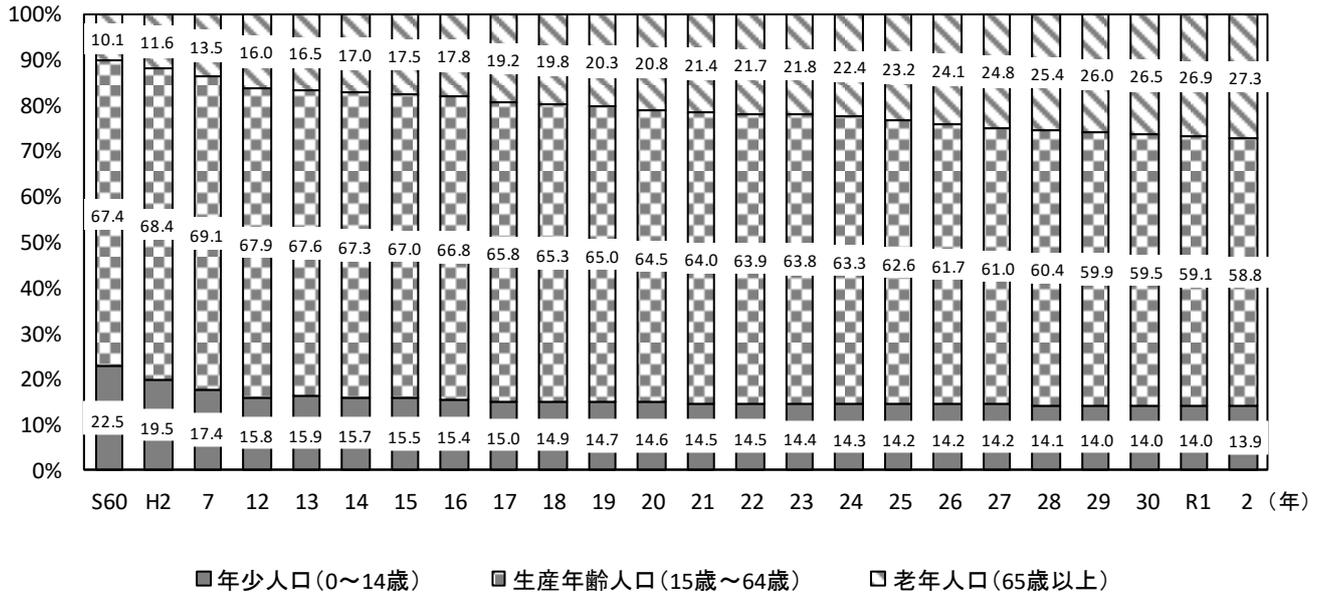


※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。  
資料出所:「住民基本台帳月報」(毎年 10 月 1 日時点)

(2) 少子高齢化の現状

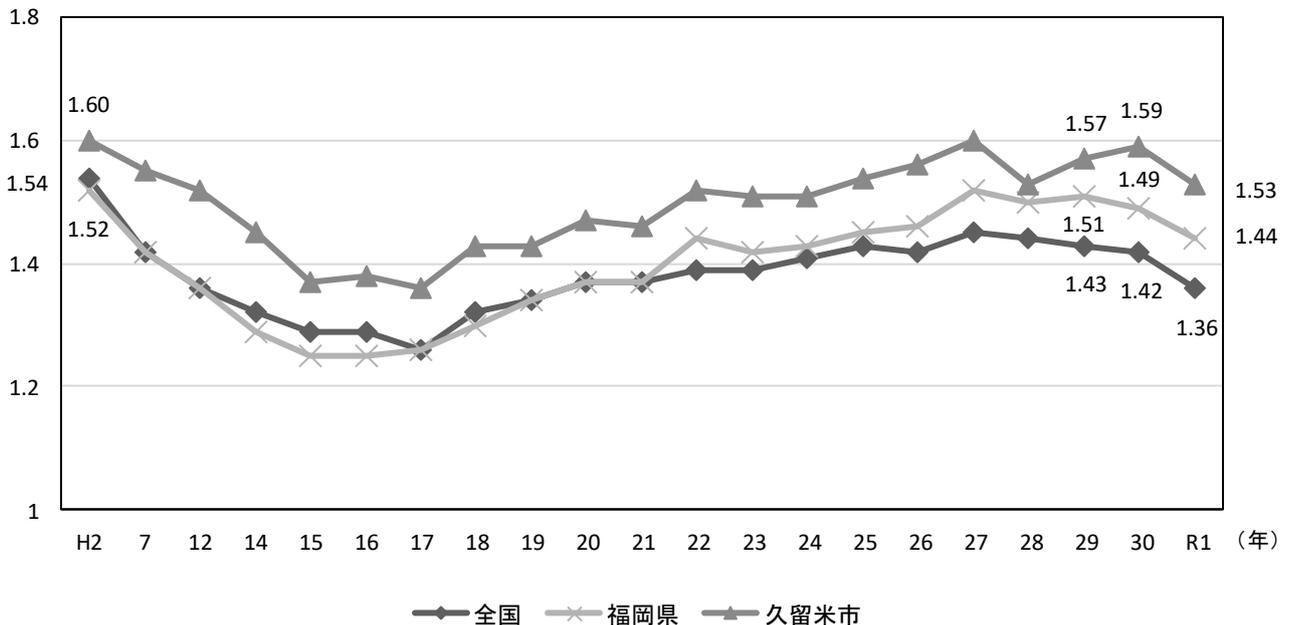
久留米市では、平成12年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は年々広がり、生産年齢人口の減少が続いている。全国の合計特殊出生率は低下を続け、平成17年には1.26と過去最低を記録した。平成18年以降は緩やかな増加傾向にあったが、近年は低下傾向にある。久留米市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる2.07(2018年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所)を大きく下回っている。

図I-2 年齢3区分の構成比の推移



※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。  
資料出所：昭和60年～平成12年…国勢調査(10月1時点)  
平成13～令和2年 ……住民基本台帳月報(10月1時点)

図I-3 合計特殊出生率の推移



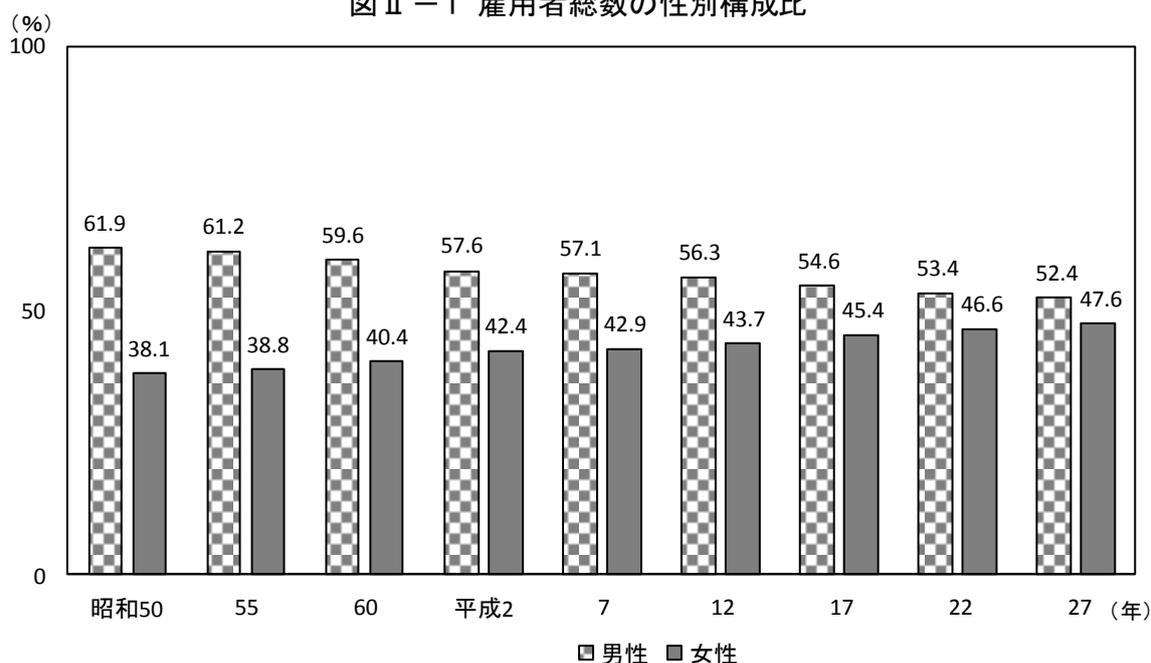
資料出所：市子ども政策課

# Ⅱ 労働

## 1. 女性の就業状況

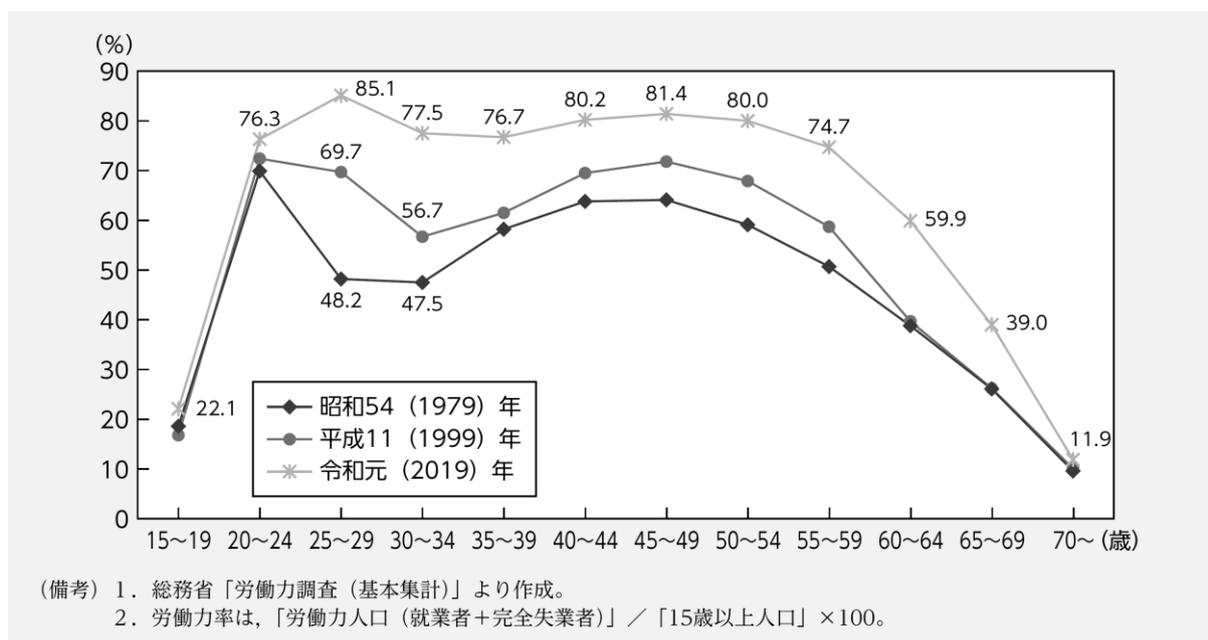
女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するM字型になる。そのカーブは以前に比べて浅くなっている。M字の底となる年齢も上昇しており、昭和54年は25～29歳及び30～34歳がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、令和元年では85.1%と年齢階級別で最も高くなっている。

図Ⅱ－1 雇用者総数の性別構成比



資料出所：国勢調査

図Ⅱ－2 女性の年齢階級別労働力率の推移（国）



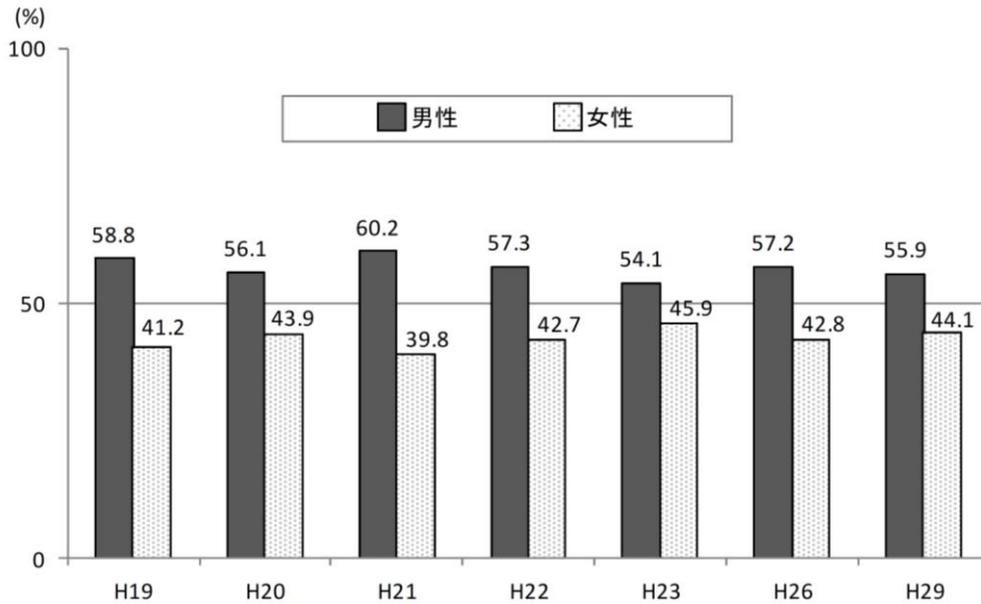
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

資料出所：内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

## 2. 従業員の性別構成

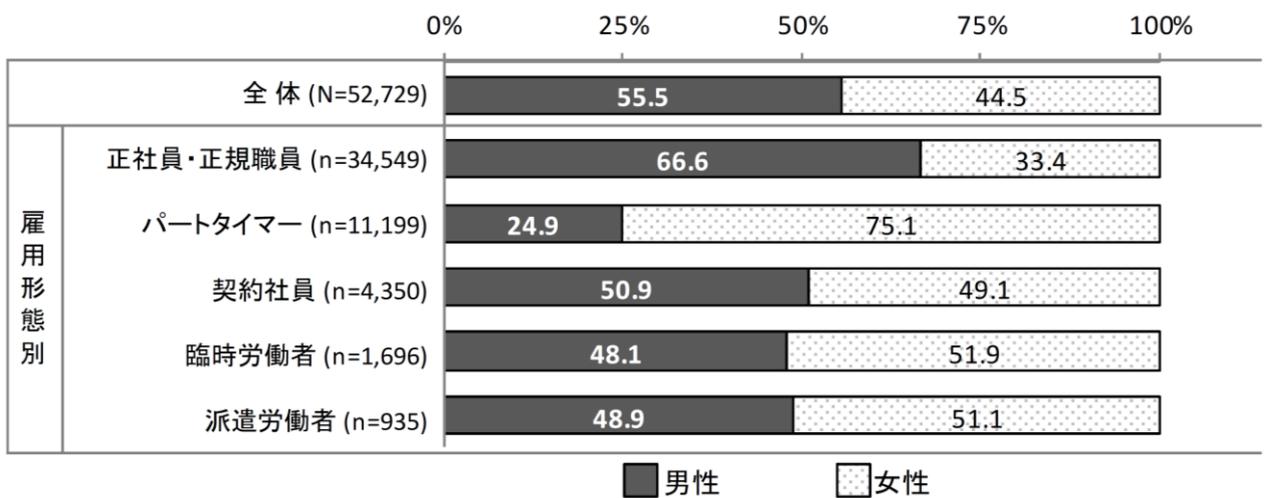
常用労働者の性別構成比の推移をみると、男性が6割弱、女性が4割強で推移している。  
 しかし、雇用形態別にみるとパートタイマーで女性が75.1%、男性が24.9%と女性の割合が高くなっている。契約社員、臨時労働者、派遣労働者では、男女の割合はほぼ同じである、

図Ⅱ－3 常用労働者の性別構成比



資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

図Ⅱ－4 従業員の雇用形態別・性別構成比



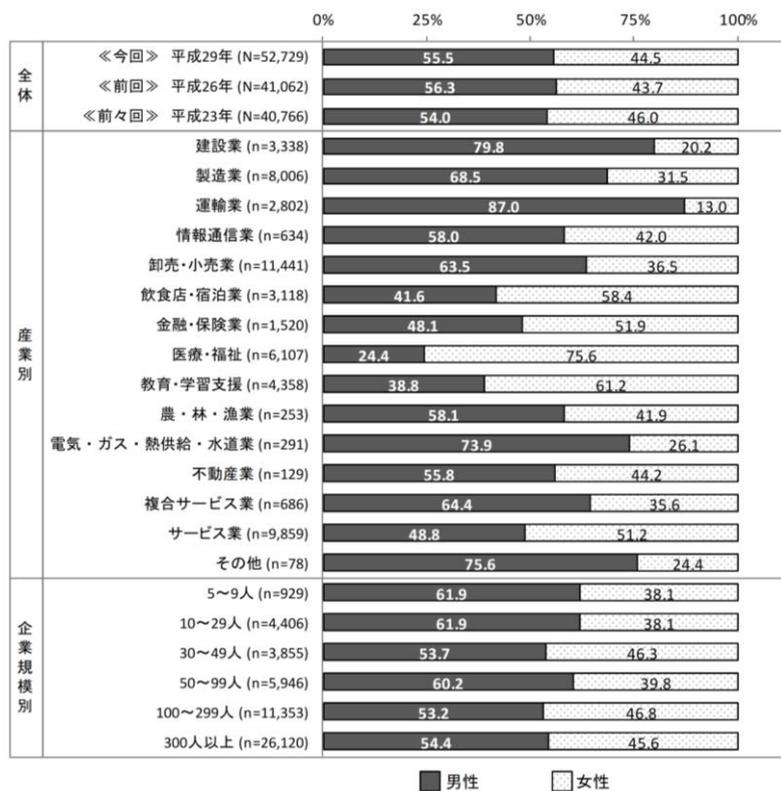
資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

・産業別、企業規模別の性別構成比

産業別の性別構成比をみると、女性は「医療・福祉」で75.6%、次に「教育・学習支援」の分野で61.2%となっている。男性は「運輸業」で87.0%、「建設業」で79.8%と高くなっている。

企業規模別の性別構成比では、いずれの規模でも男性の割合が女性よりも高い。

図Ⅱ－5 全従業員の性別構成比（全体、産業別、企業規模別）



資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

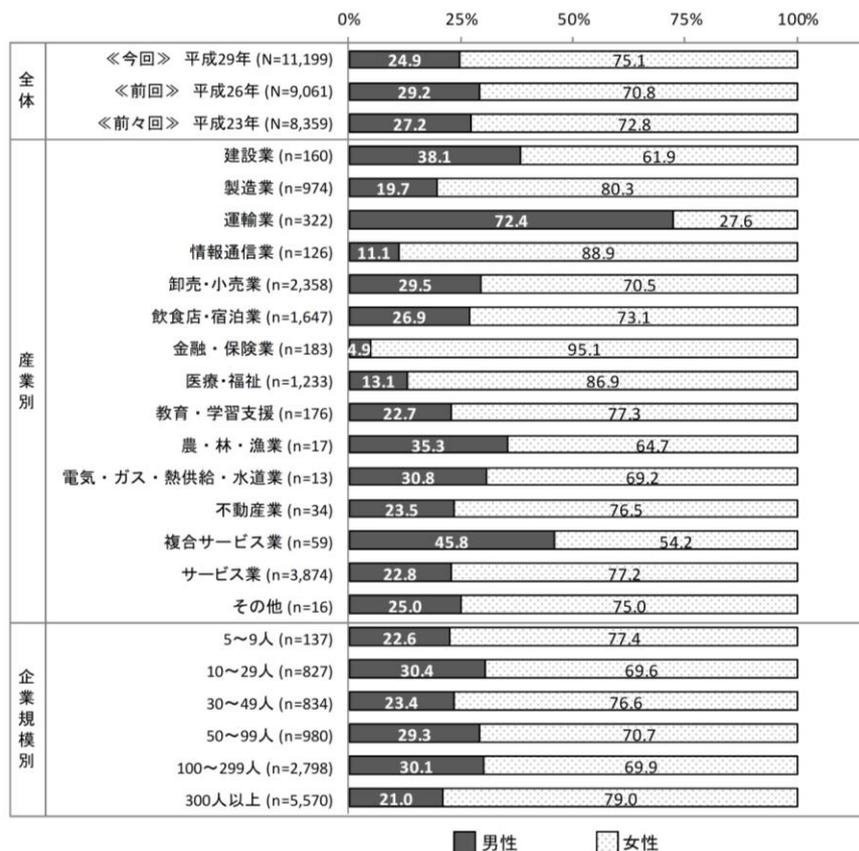
・パートタイマーの

産業別性別構成比

ほとんどの産業で女性の割合が男性の割合より高く、特に「金融・保険業」では95.1%と高くなっている。男性は「運輸業」で72.4%と高くなっている。

企業規模別にみると、いずれの規模でも女性の割合が男性より高く、300人以上の規模の企業で79.0%と最も高くなっている。

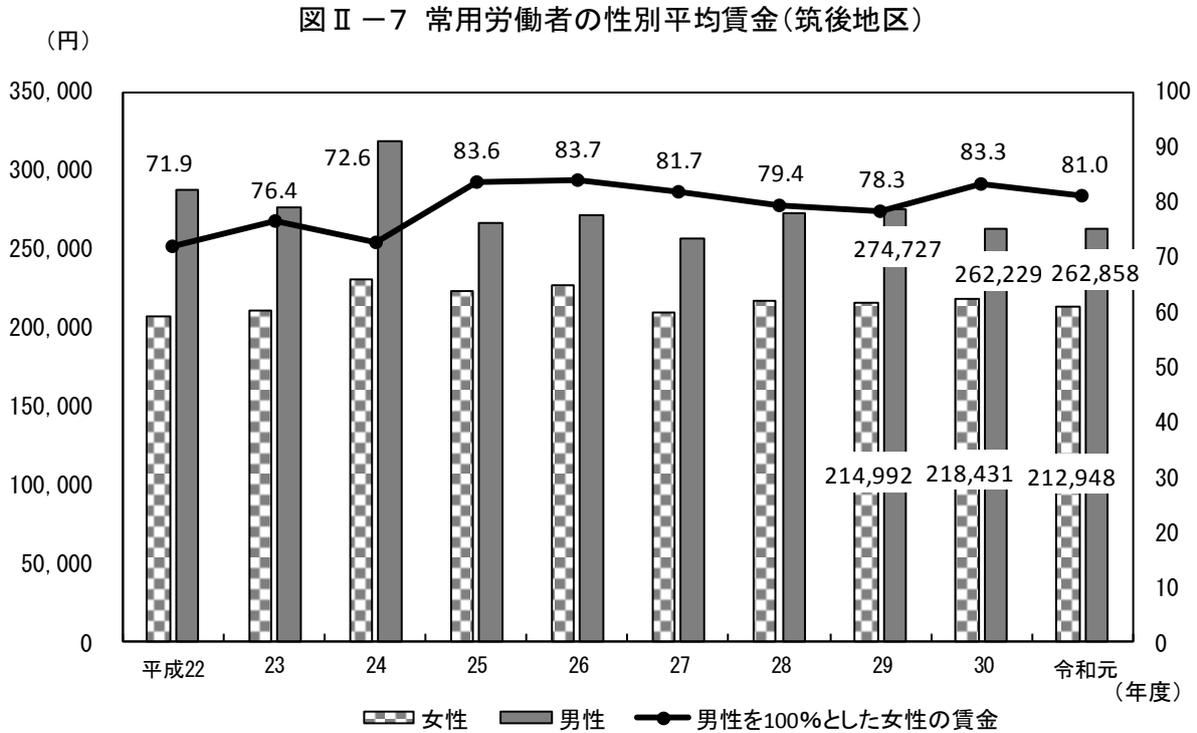
図Ⅱ－6 パートタイマーの性別構成比（全体、産業別、企業規模別）



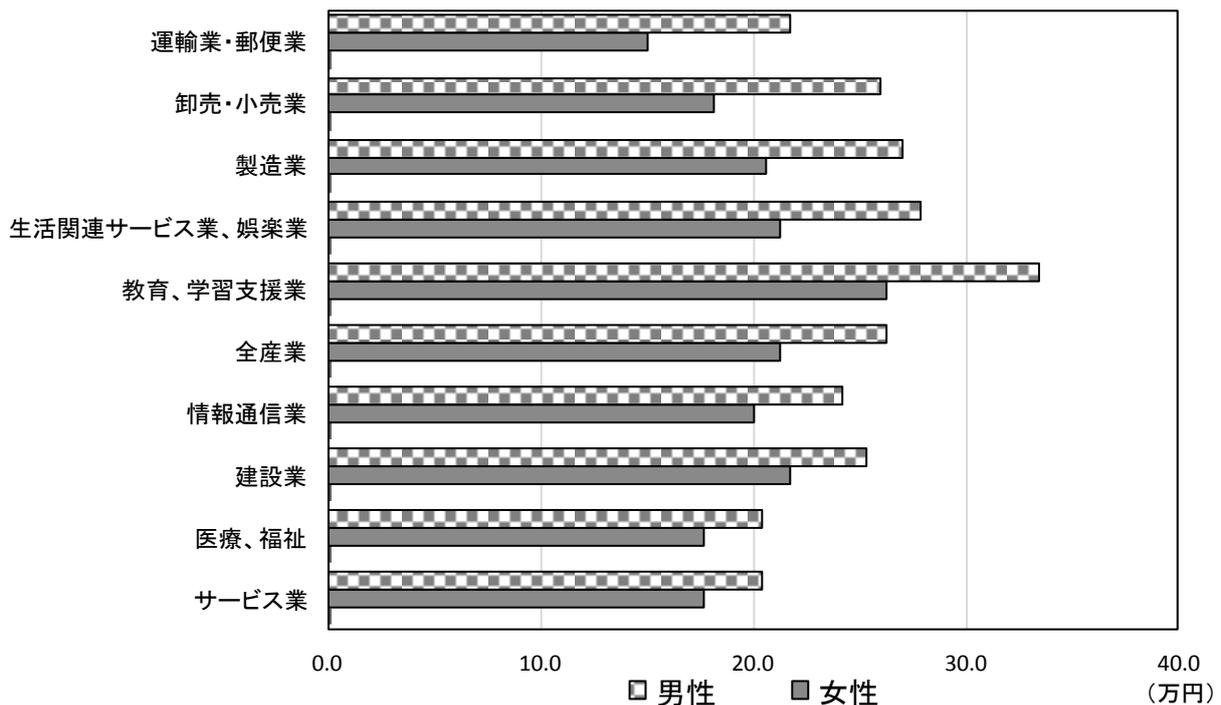
資料出所：「平成 29 年度 久留米市雇用実態調査」

### 3. 男女別の所定内給与(筑後地区)

令和元年の筑後地区における男性の平均賃金は262,858円であるのに対し、女性は212,948円であり、男性を100とした女性の指数は81.0である。所定給与の男女間格差が大きい業種は、運輸業・郵便業で、男女別の格差が小さいのは、医療・福祉、サービス業である



図Ⅱ-8 常用労働者の所定内給与(筑後地区、産業別)

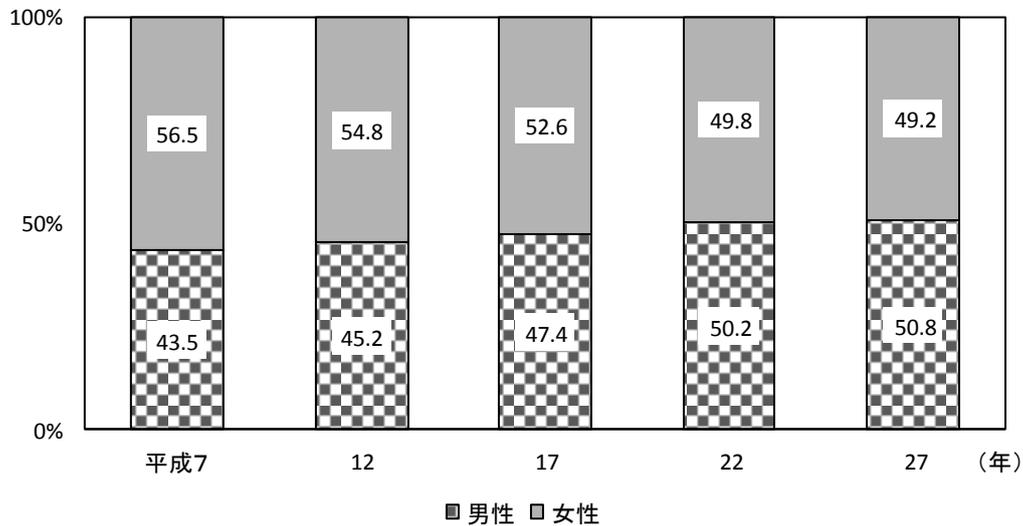


資料出所：「令和元年度福岡県の賃金事情」

#### 4. 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合（市）

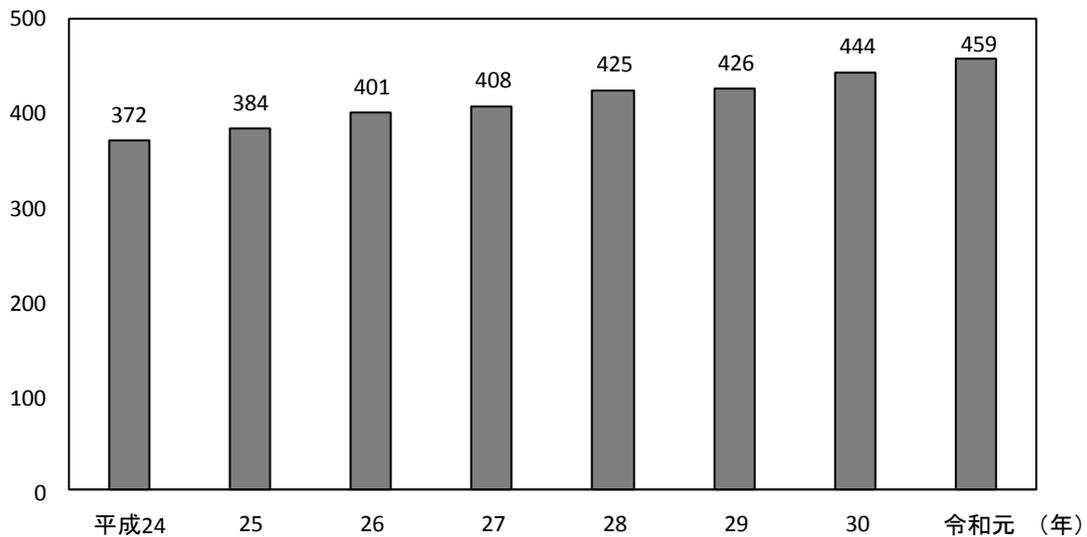
女性の農業就業者は、近年若干減少傾向にあるものの、おおよそ半数を占めており、農業経営において女性は大きな担い手となっていると言える。

図Ⅱ－9 農業人口（販売農家）の性別構成比



資料出所：農林業センサス

図Ⅱ－10 農業における家族経営協定締結状況(市)

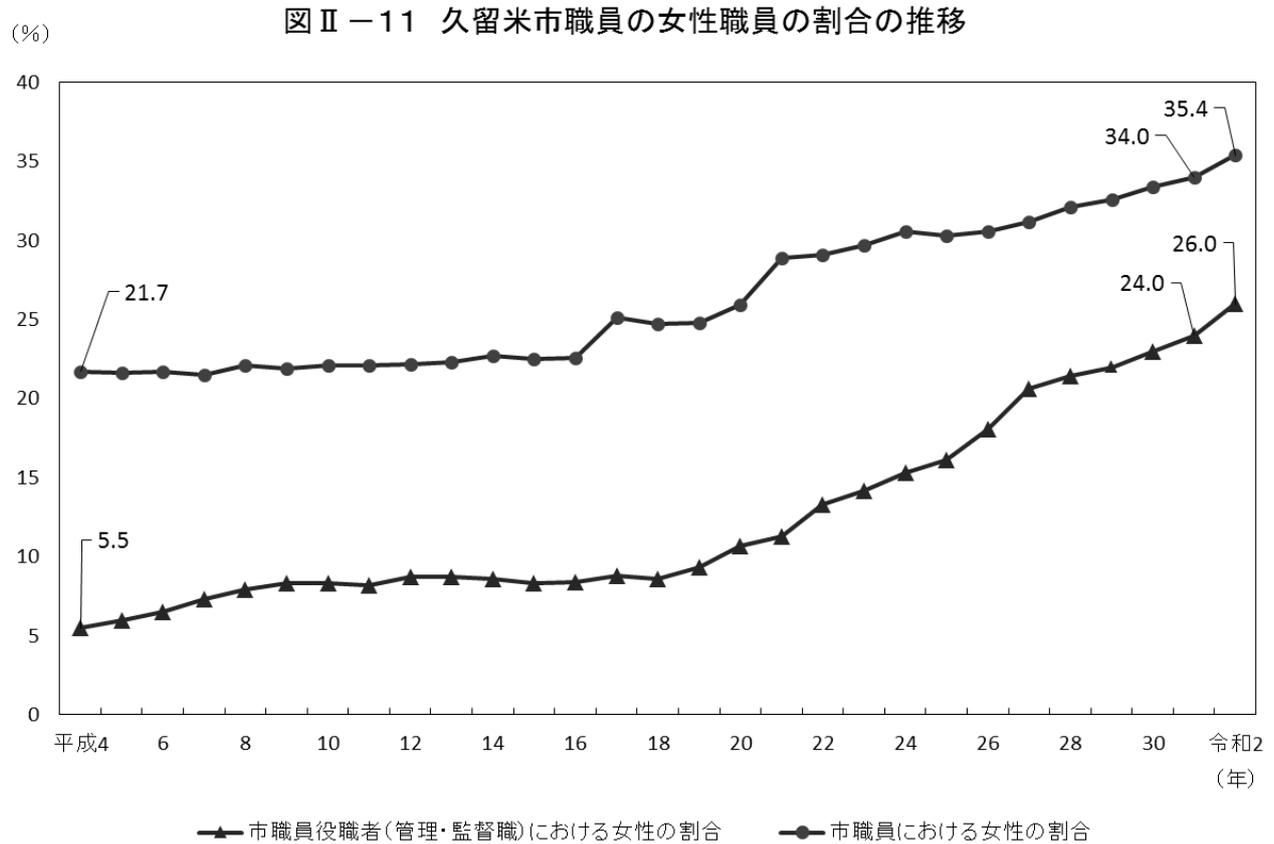


資料出所：市農政課

\*家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取り組みであり、年々増加傾向にある。

## 5. 市職員における女性の割合

久留米市の職員の女性職員の割合は、平成4年時の21.7%から増加しており、令和2年には35.4%となっている。同様に市職員の役職者（管理・監督職）も平成4年の5.5%から令和2年には26.0%に増加している。

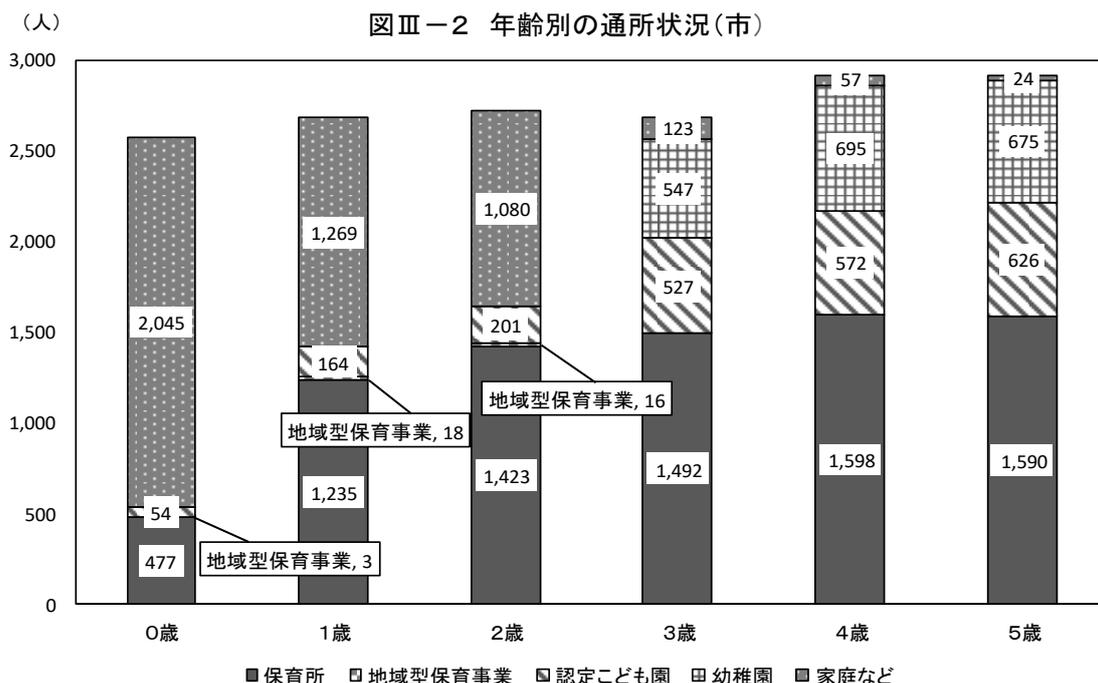
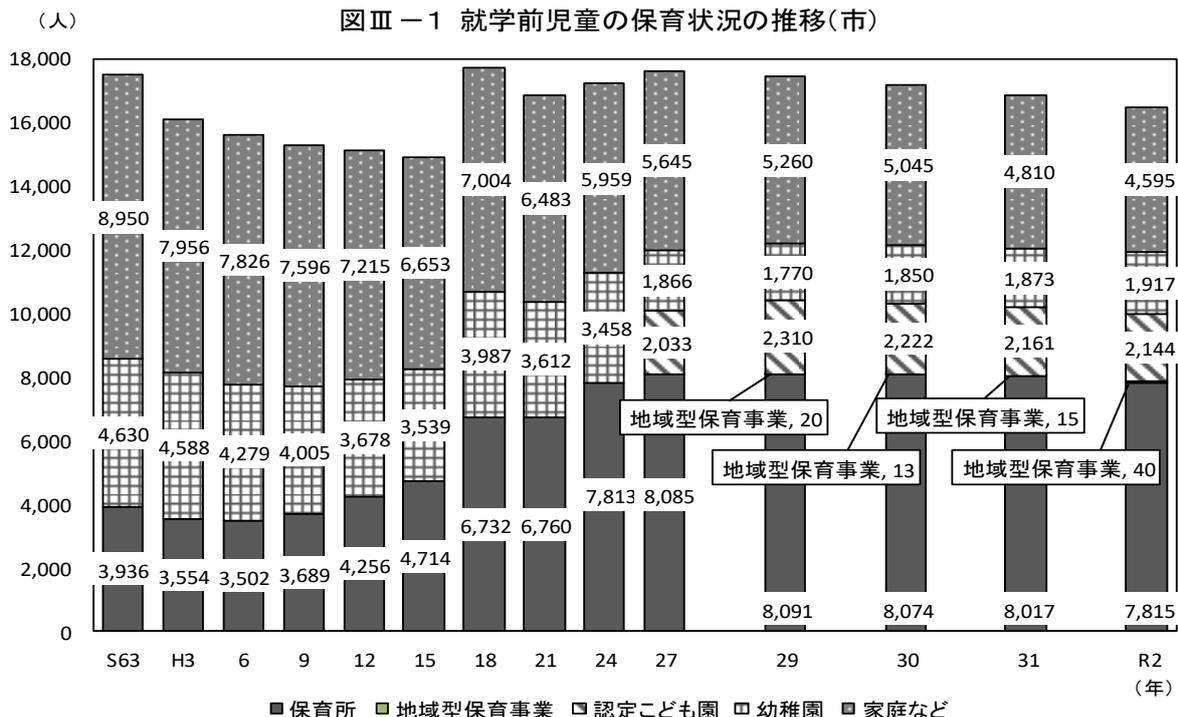


# Ⅲ 家庭・健康・福祉

## 1. 就学前児童の保育状況（市）

久留米市の就学前児童の保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いている。

年齢別にみると、0歳児においては8割が家庭等で保育されており、1・2歳児においては半数程度が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5歳児では9割が保育所や認定こども園、幼稚園を利用して



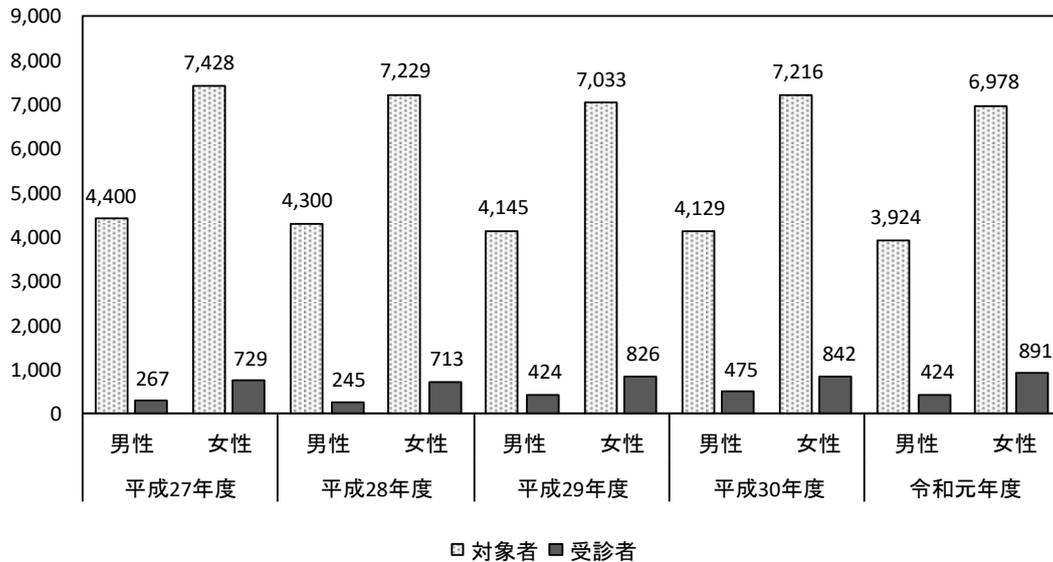
資料出所：「令和2年版 保健福祉事業概要」

## 2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況（市）

### （1）生活習慣病予防健康診査

久留米市では、35歳から39歳及び40歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない人を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。例年、受診率は約1割程度となっている。

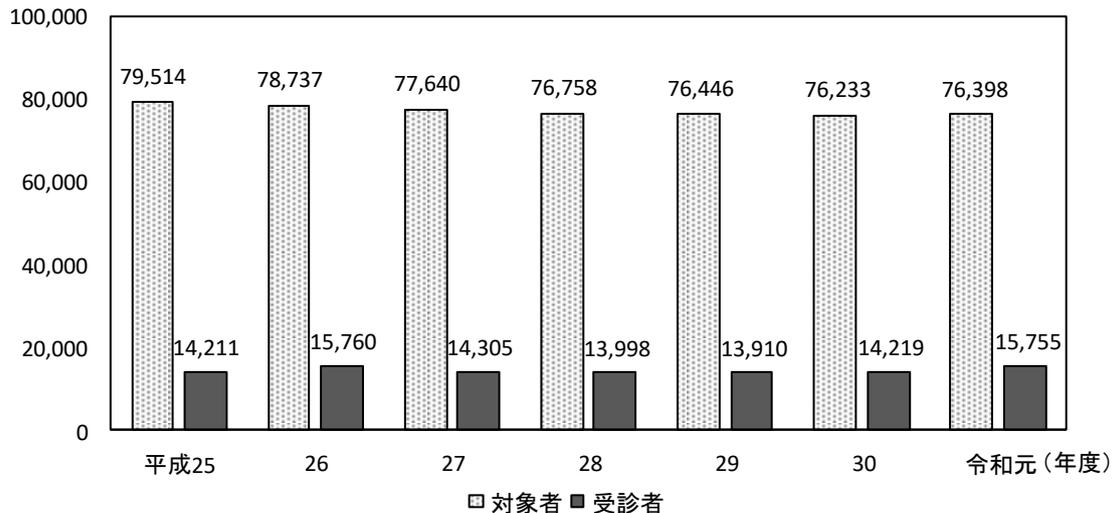
（人） 図Ⅲ－3 生活習慣病予防健康検査



### （2）子宮頸がん検診〔女性〕

20歳以上の女性を対象に実施している。久留米市では、平成21年度から、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。令和元年度の受診者は対象者の20.6%である。

（人） 図Ⅲ－4 子宮頸がん検診（女性）

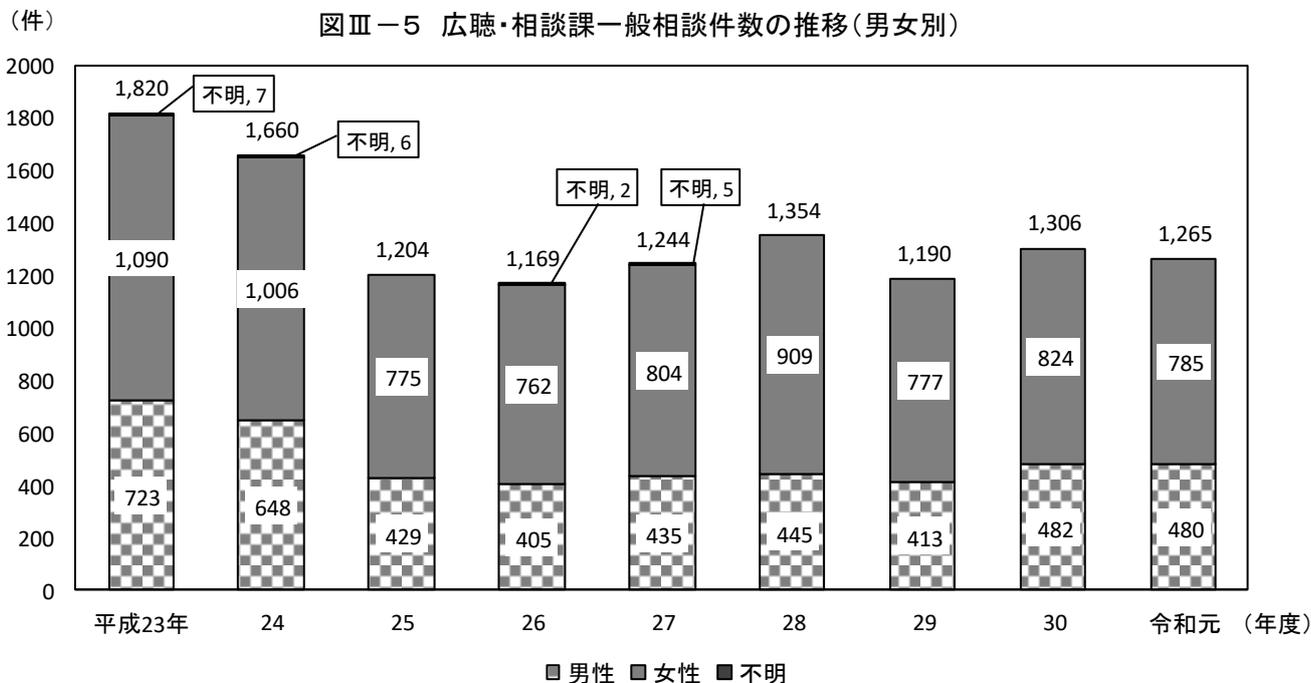


資料出所：「令和2年版 保健福祉事業概要」

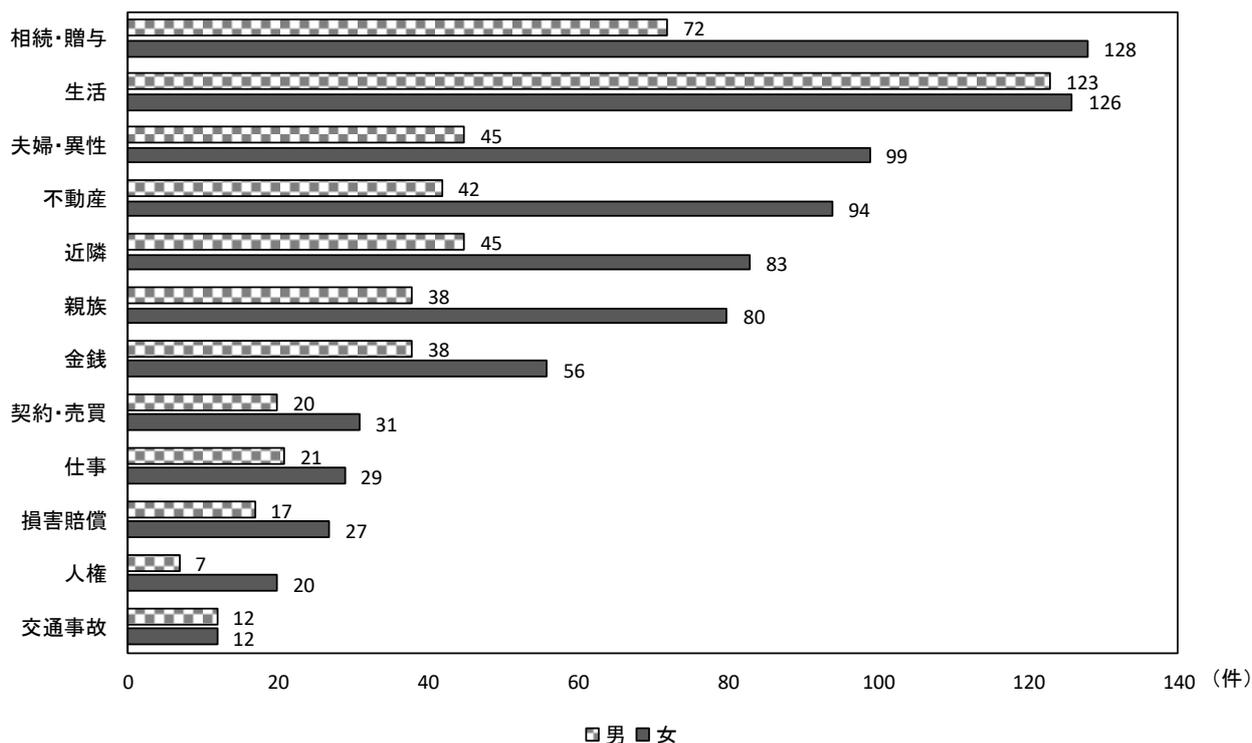
### 3. 相談の状況（市）

#### （1）広聴・相談課一般相談

広聴・相談課への一般相談は全体として減少傾向にある。男女別では女性の方が相談件数が多く、女性からの相談の内訳を見ると、「相続・贈与」、「生活」、「夫婦・異性」の上位3項目で女性からの相談全体の44.9%を占めている。次いで、「不動産」、「近隣」の相談が多い。



図Ⅲ－6 広聴・相談課一般相談の内訳（令和元年度）

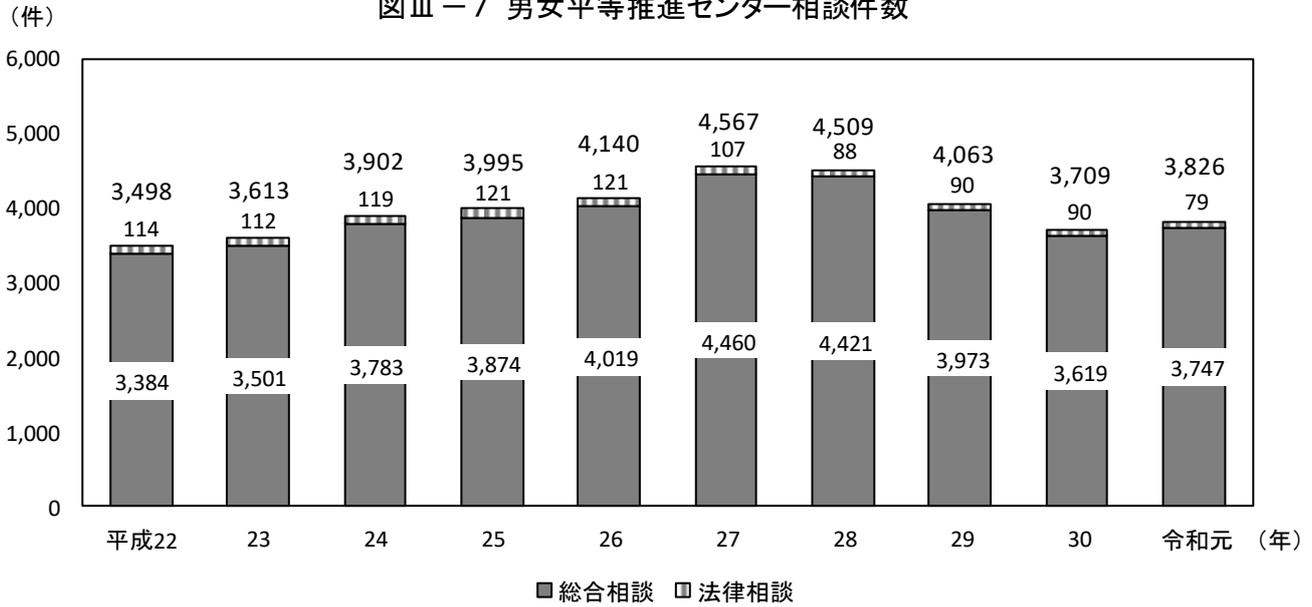


資料出所：「令和2年度 市民相談概況」  
（※令和元年度より集計区分変更）

(2) 男女平等推進センター相談

総合相談件数は、平成 28 年度から減少に転じているが、依然高い数値で推移している。

図Ⅲ－7 男女平等推進センター相談件数



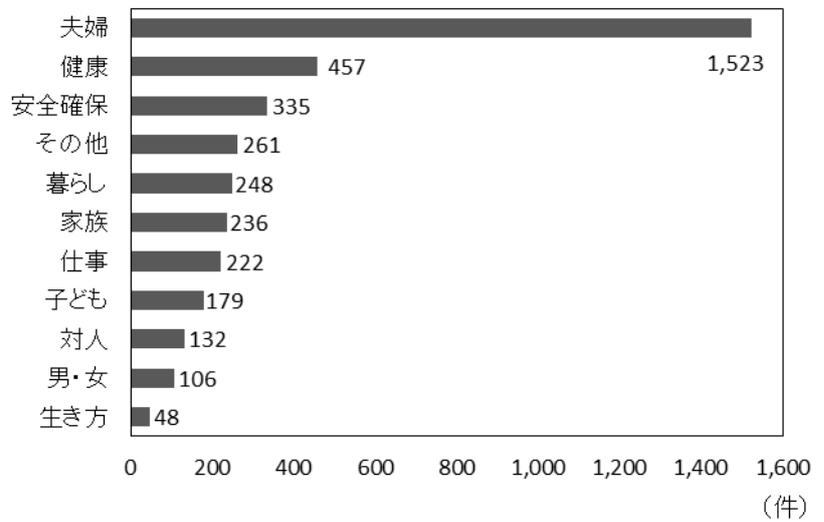
図Ⅲ－8 総合相談の内訳(令和元年度)

・総合相談と法律相談の内訳

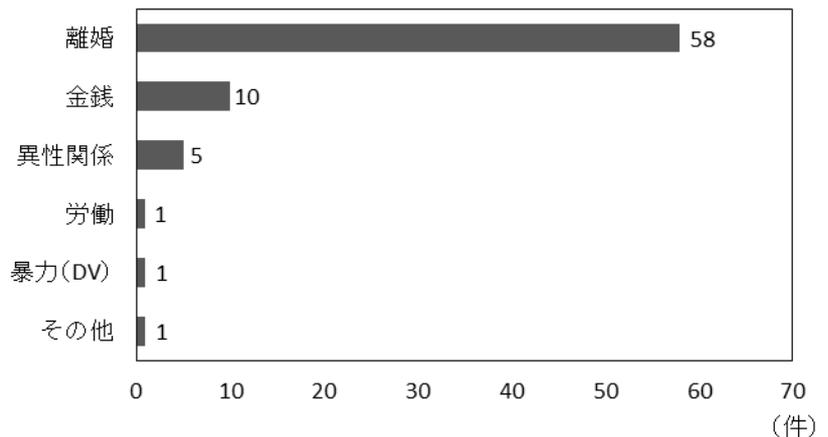
総合相談では、夫婦に関連する相談が 40.6%を占めている。次いで、健康に関する相談が多い。

法律相談では、離婚に関する相談が最も多くなっている(図Ⅲ－9)。

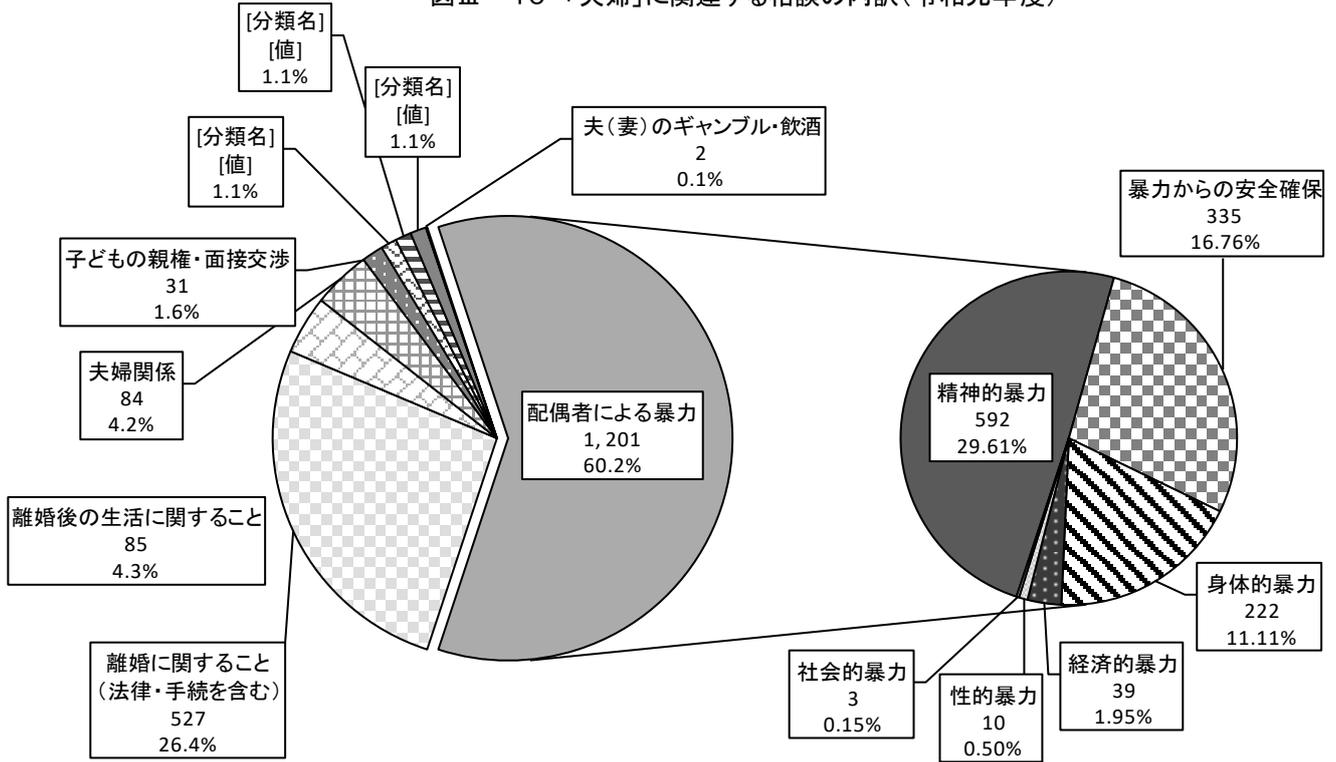
また、総合相談の「夫婦」に関連する相談の中では、配偶者による暴力の相談が最も多い。配偶者による暴力の内容では、精神的暴力及び身体的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている。(図Ⅲ－10)



図Ⅲ－9 法律相談の内訳(令和元年度)



図Ⅲ-10 「夫婦」に関する相談の内訳(令和元年度)



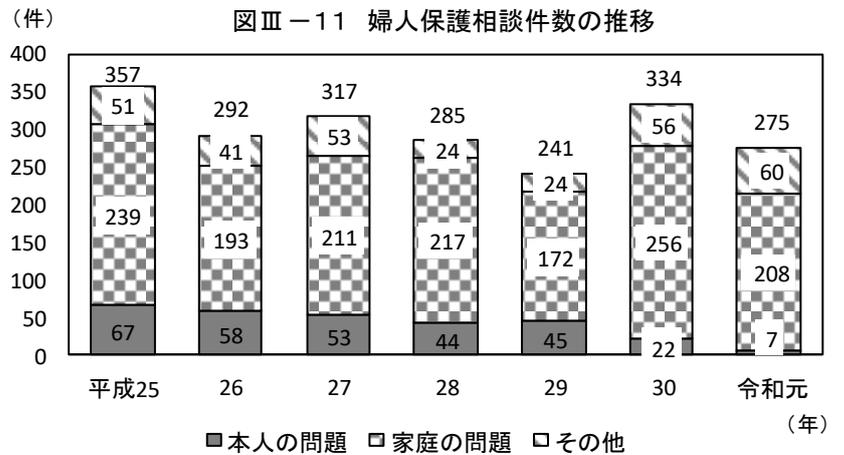
資料出所：市男女平等推進センター

### (3) 婦人保護相談

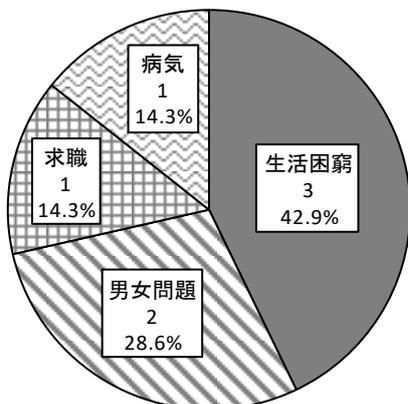
減少傾向にあった相談件数は、平成30年度に増加したものの、令和元年度は再び減少(△17.7%)している。

最も件数の多い相談区分は「家庭の問題」で208件(75.6%)あり、そのうち、夫の暴力・酒乱は104件(50.0%)あった。「その他」60件のうち56件(20.4%)は住居に関するものである。

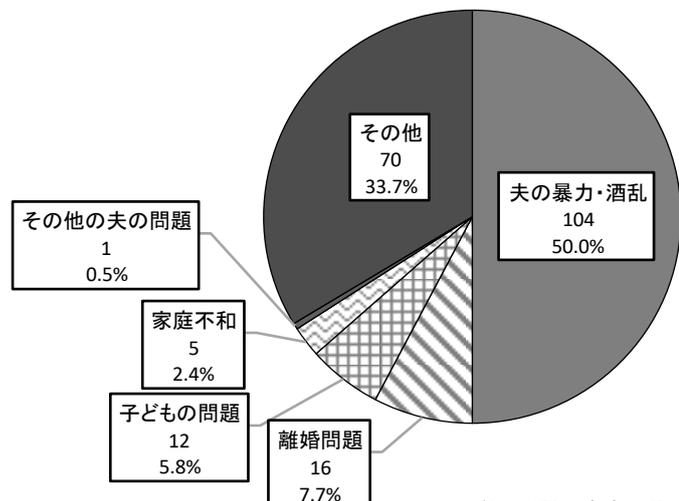
図Ⅲ-11 婦人保護相談件数の推移



図Ⅲ-12 「本人の問題」内訳(令和元年)



図Ⅲ-13 「家庭の問題」内訳(令和元年)



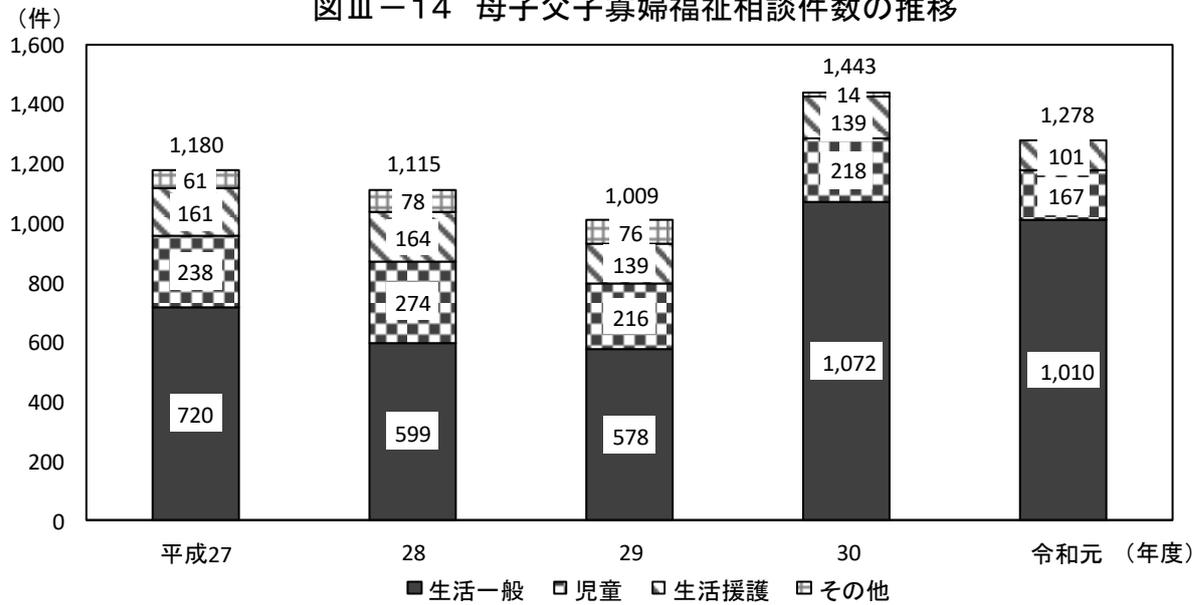
資料出所：市家庭子ども相談課

(4) 母子父子寡婦福祉相談

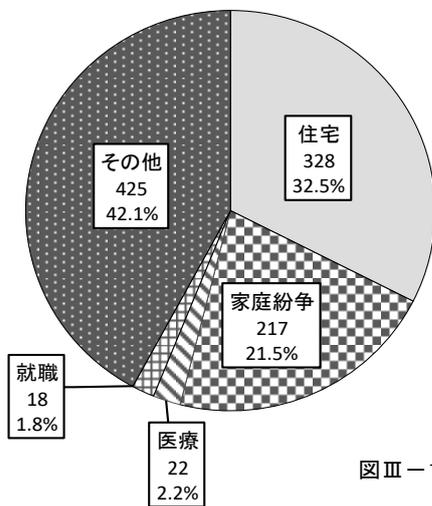
減少傾向にあった相談件数は、平成30年度に増加したものの、令和元年は再び減少（△11.4%）している。

最も件数の多い相談区分は「生活一般」で1,010件（79.0%）あり、そのうち住宅に関するものが328件（32.5%）ある。

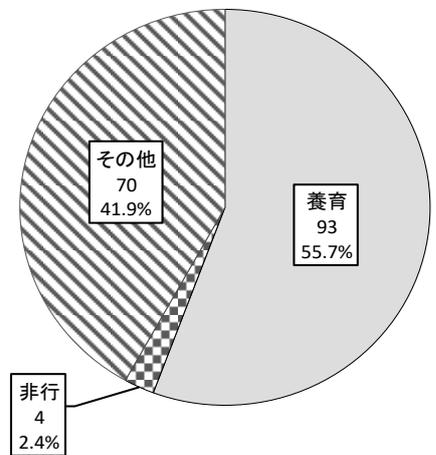
図Ⅲ-14 母子父子寡婦福祉相談件数の推移



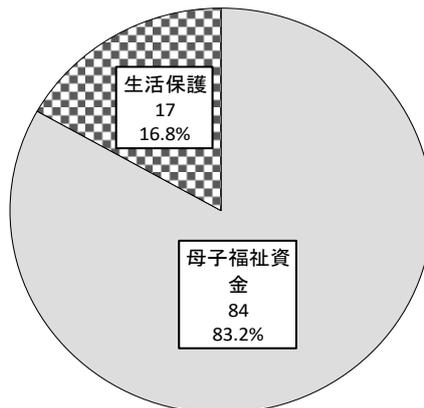
図Ⅲ-15 「生活一般」の内訳(令和元年度)



図Ⅲ-16 「児童」の内訳(令和元年度)



図Ⅲ-17 「生活援護」の内訳(令和元年度)

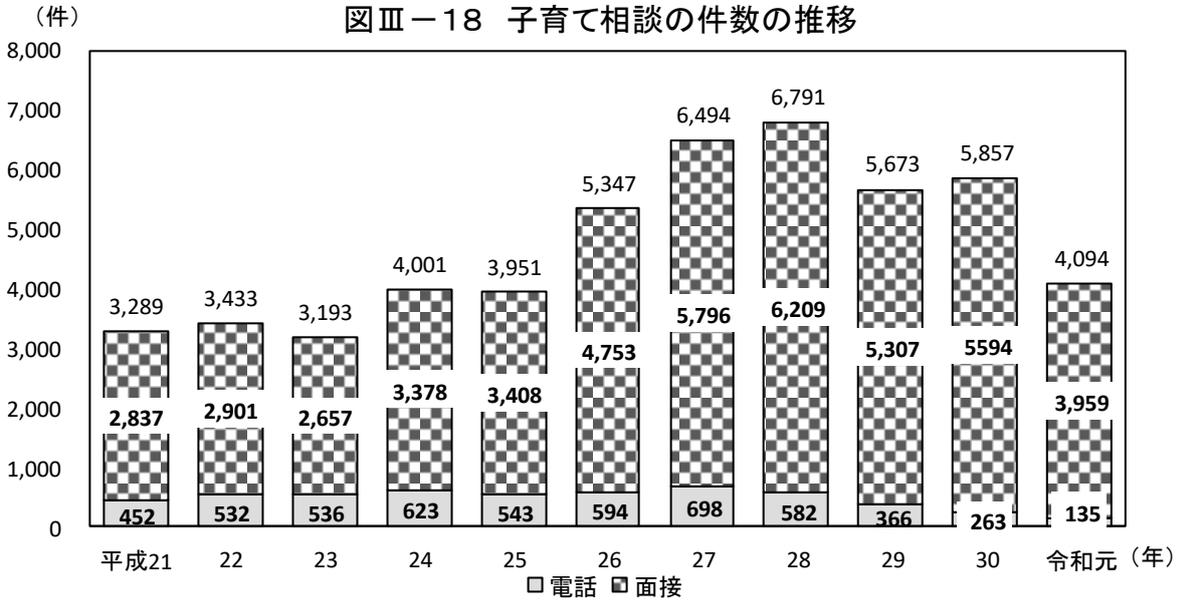


資料出所：市家庭子ども相談課

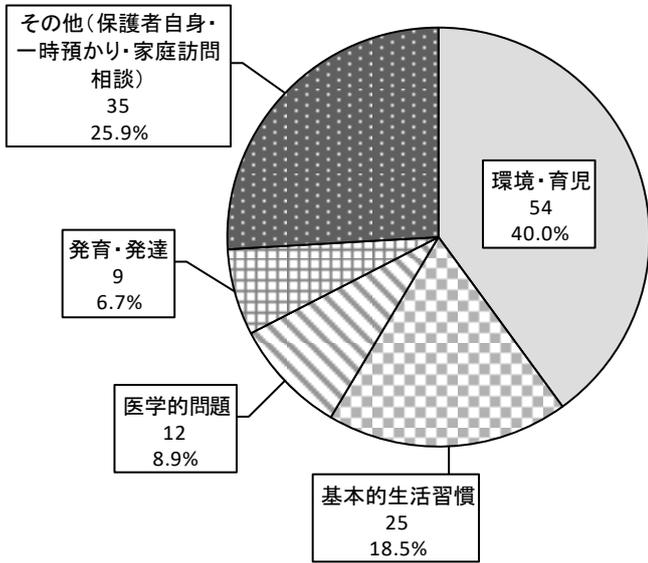
(5) 子育て相談

子育て相談の総合件数は、平成26年度以降増加傾向にあったが、平成29年度以降は減少している。相談方法としては、電話相談よりも面接による相談が多い。

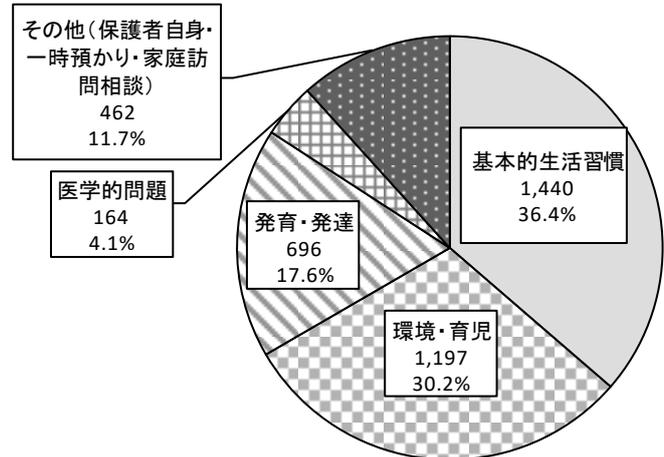
また、相談の内訳は、電話相談では「環境・育児」が最も多く、面接相談では「基本的生活習慣」に関する相談が最も多い。



図Ⅲ-19 電話相談の内訳(令和元年度)



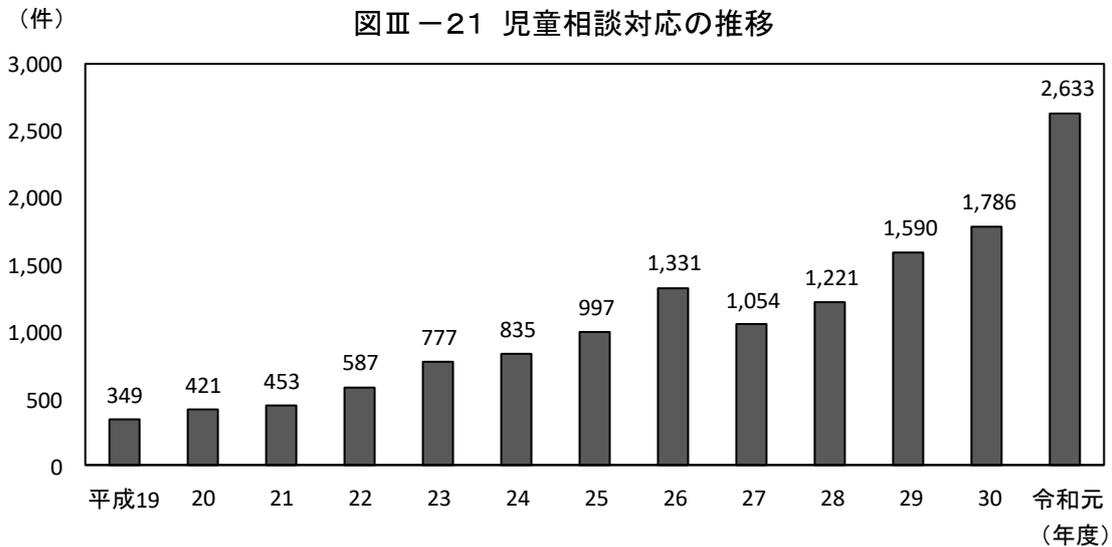
図Ⅲ-20 面接相談の内訳(令和元年度)



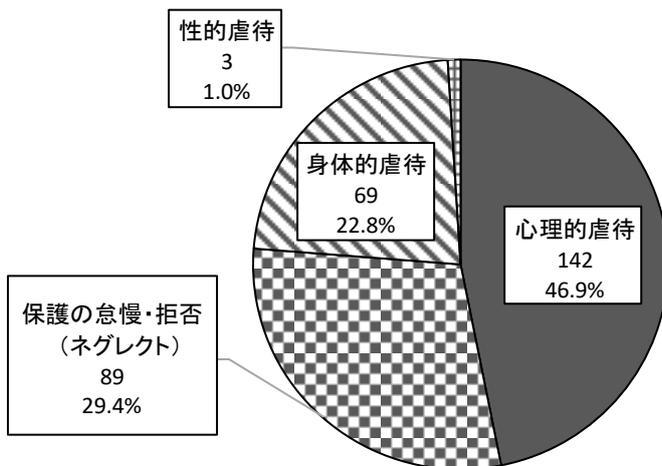
資料出所：市子ども政策課

#### 4. 児童相談の状況

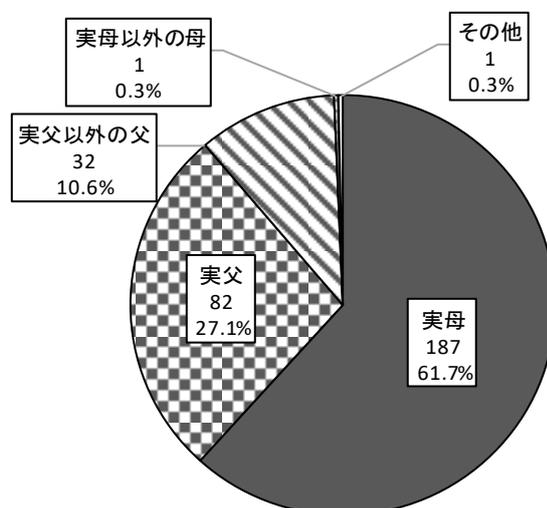
児童相談対応件数について、増加傾向の数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、「心理的虐待」が最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。



図Ⅲ－22 虐待の種類別対応件数（令和元年度）



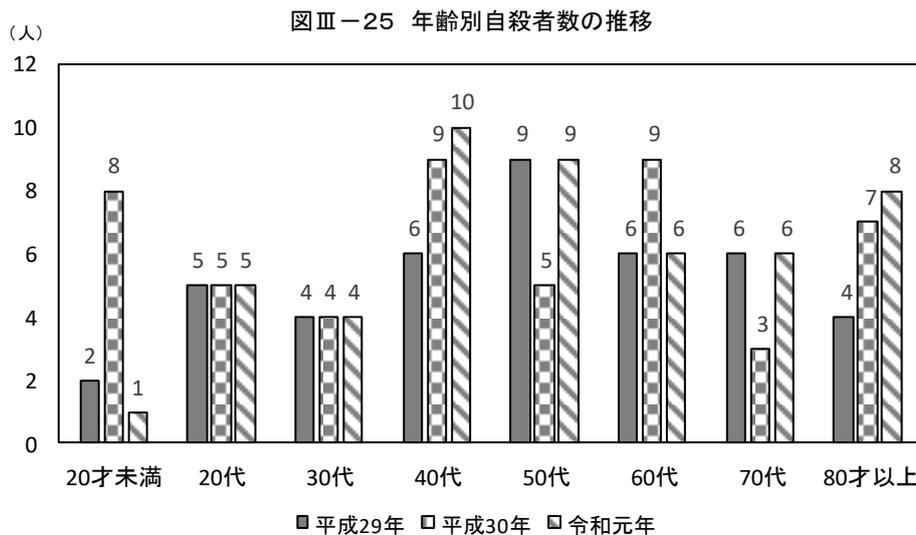
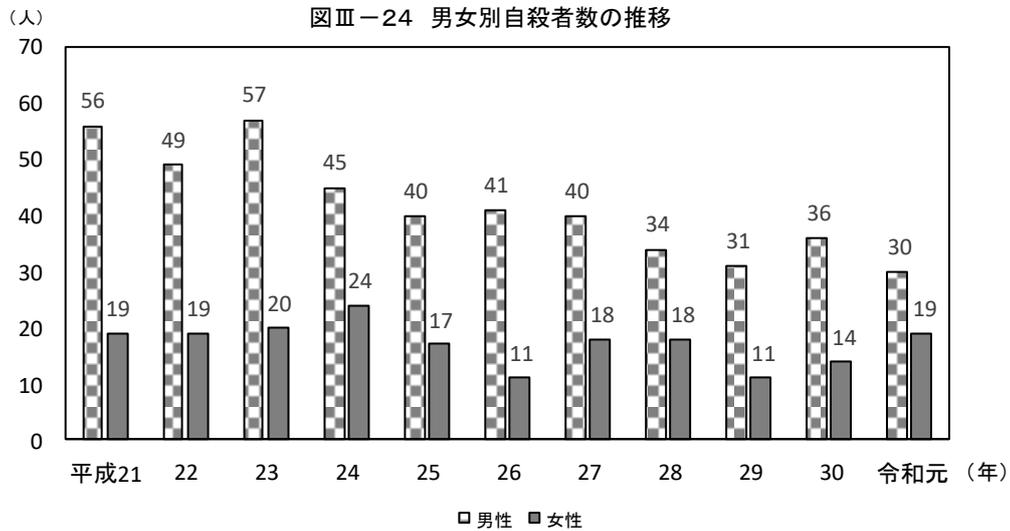
図Ⅲ－23 虐待者別対応件数（令和元年度）



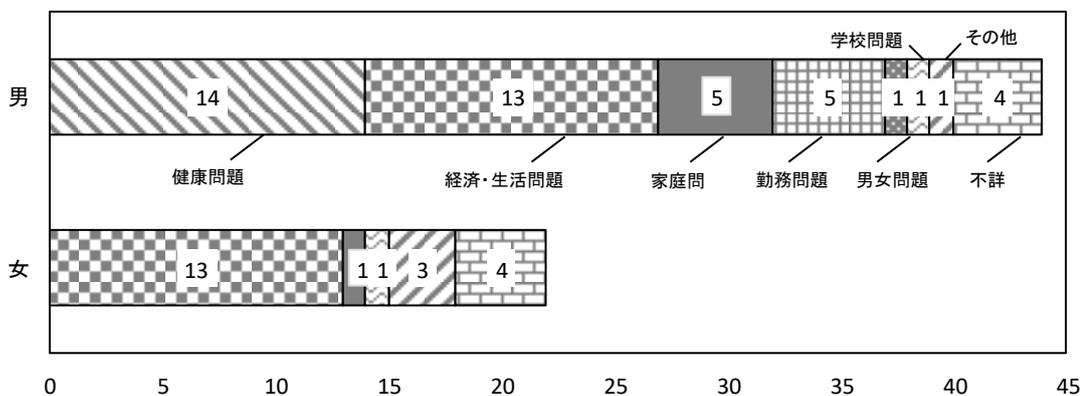
資料出所：市家庭子ども相談課

## 5. 自殺の概要

自殺は、性別では男性の比率が高く、女性の約2～3倍となっている。年齢別では50代が多く、次いで40～70代となっている。原因別では、健康問題と経済生活問題、勤務問題によるものが多い。



図Ⅲ-26 原因動機別自殺(令和元年度、市、男女別)



注 原因動機別は複数計上のため自殺者数の合計とは異なる

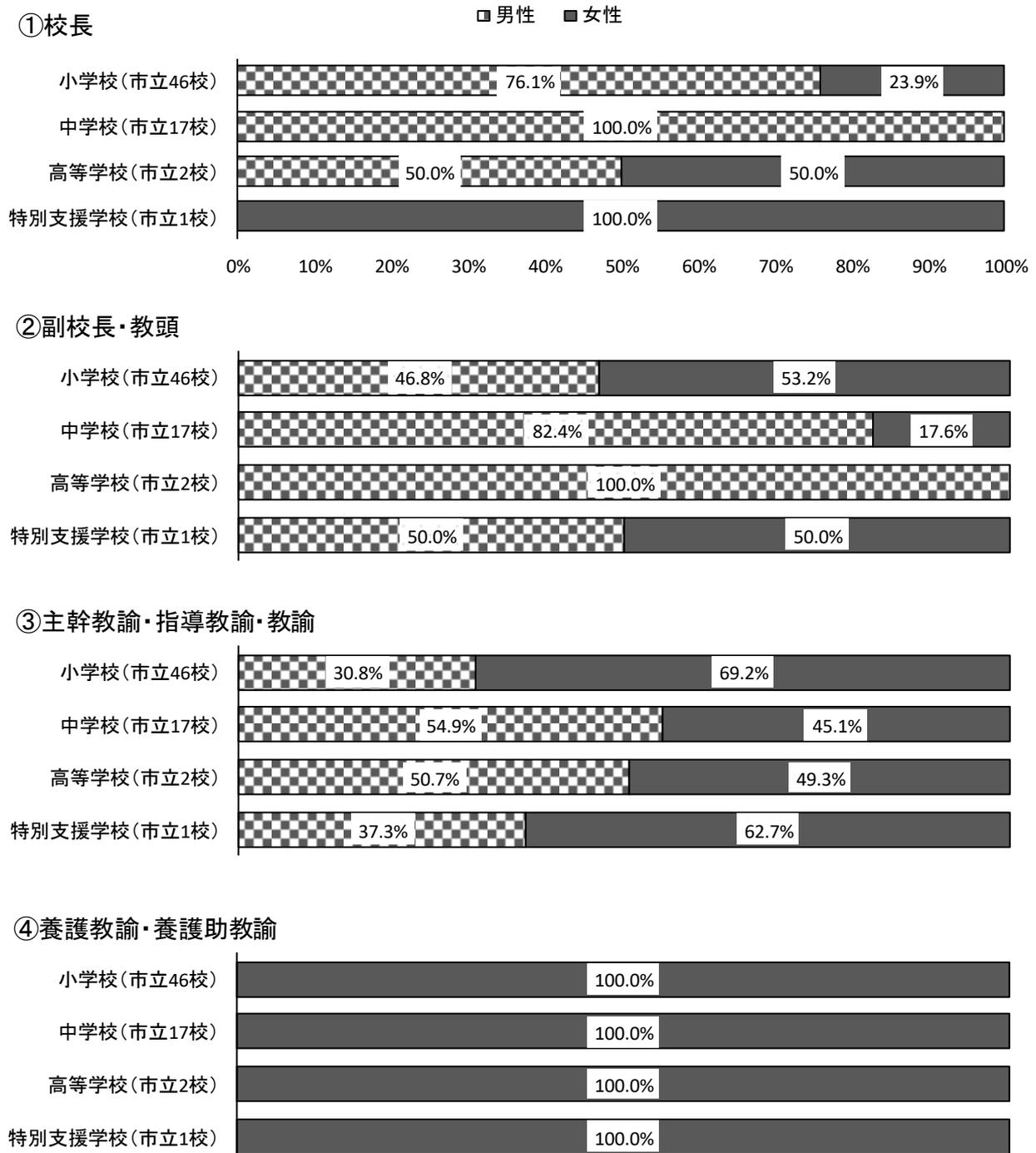
資料出所：市保健所保険予防課

# IV 教育

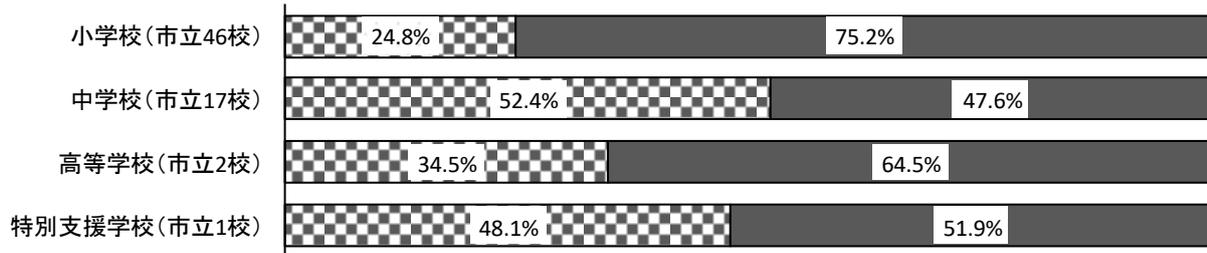
## 1. 教育機関における役職別男女の割合

令和2年度における教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）は、小学校、特別支援学校で女性の割合が、中学校、高等学校に比べて高く、小学校で69.2%、特別支援学校で62.7%になっている。小学校校長の女性の割合は23.9%ではあるが、副校長・教頭は53.2%となり、5割を超えた。中学校の女性の教諭等の割合は45.1%であり、教頭は17.6%である。講師等（助教諭含む）では、中学校を除き、女性の割合が高くなっている。

図IV－1 学校における役職別男女の割合（令和2年5月1日現在）



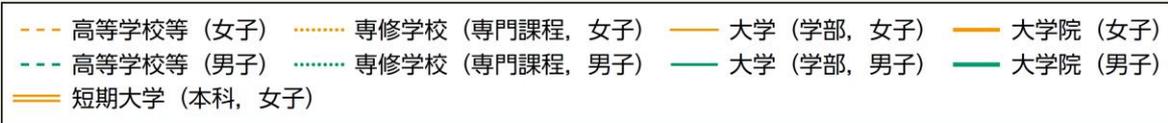
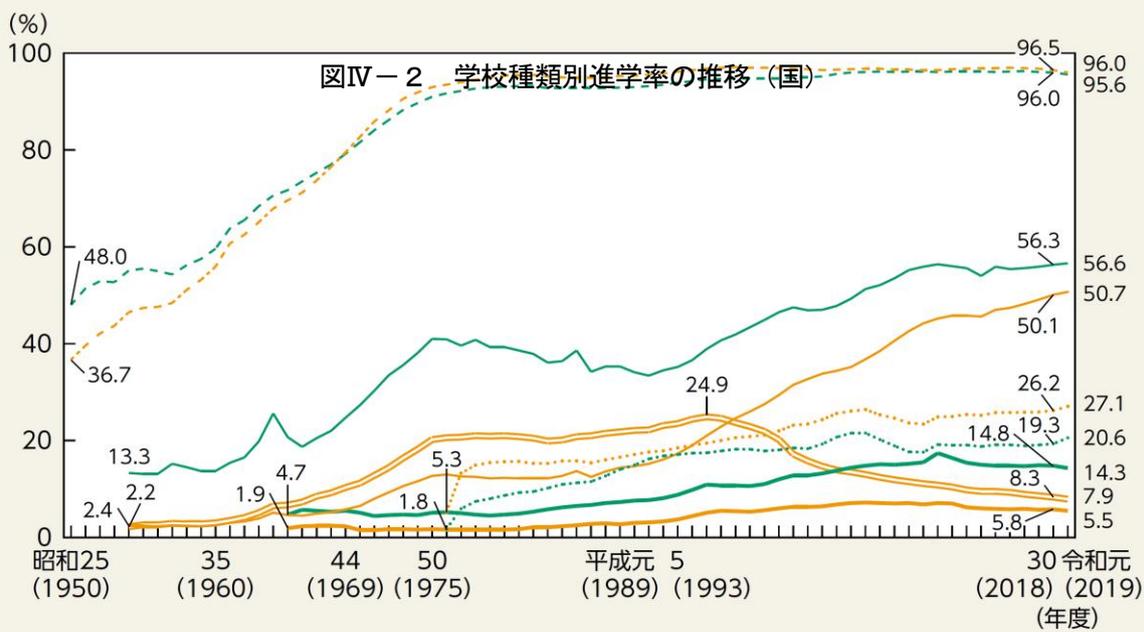
### ⑤講師等(助教諭含む)



資料出所：教職員課

## 2. 学校種類別進学率の推移(国)

令和元年度の学校種類別の進学率を見ると、高等学校への進学率は、女子 96.0%、男子 95.6%と女子の方が若干高くなっている。大学(学部)への進学率は、女子 50.7%、男子 56.6%と男子の方が5.9ポイント高いが、女子は全体の7.9%が短期大学(本科)へ進学しており、これを合わせると、女子の大学進学率は58.6%となる。近年、大学(学部)の女子の進学率は上昇傾向にある一方、短期大学への進学率は低下傾向にある。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。  
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校, 中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み, 過年度中卒者等は含まない。)/「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし, 進学者には, 高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。  
 3. 専修学校(専門課程)進学率は,「専修学校(専門課程)入学者数(過年度高卒者等を含む。)/「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。  
 4. 大学(学部)及び短期大学(本科)進学率は,「大学学部(短期大学本科)入学者数(過年度高卒者等を含む。)/「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし, 入学者には, 大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 5. 大学院進学率は,「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」/「大学学部卒業生数」×100により算出(医学部, 歯学部は博士課程への進学者)。ただし, 進学者には, 大学院の通信制への進学者を含まない。

資料出所：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

# V 社会参画

## 1. 委員会・審議会等における女性登用状況

表V-1 地方自治法（180条の5）に基づくもの

(R2.4.1 現在)

名 称	定数	現 委 員 数			女性の比率 (%)
		女	男	計	
教育委員会	5	3	2	5	60.0
選挙管理委員会	4	1	3	4	25.0
公平委員会	3	1	2	3	33.3
監査委員	4	0	4	4	0.0
農業委員	24	4	19	23	17.4
固定資産評価審査委員会	12	3	5	8	37.5

( ) 内の数字は審議会・委員会の数

資料出所：市男女平等政策課

表V-2 その他の審議会・委員会等の女性登用状況

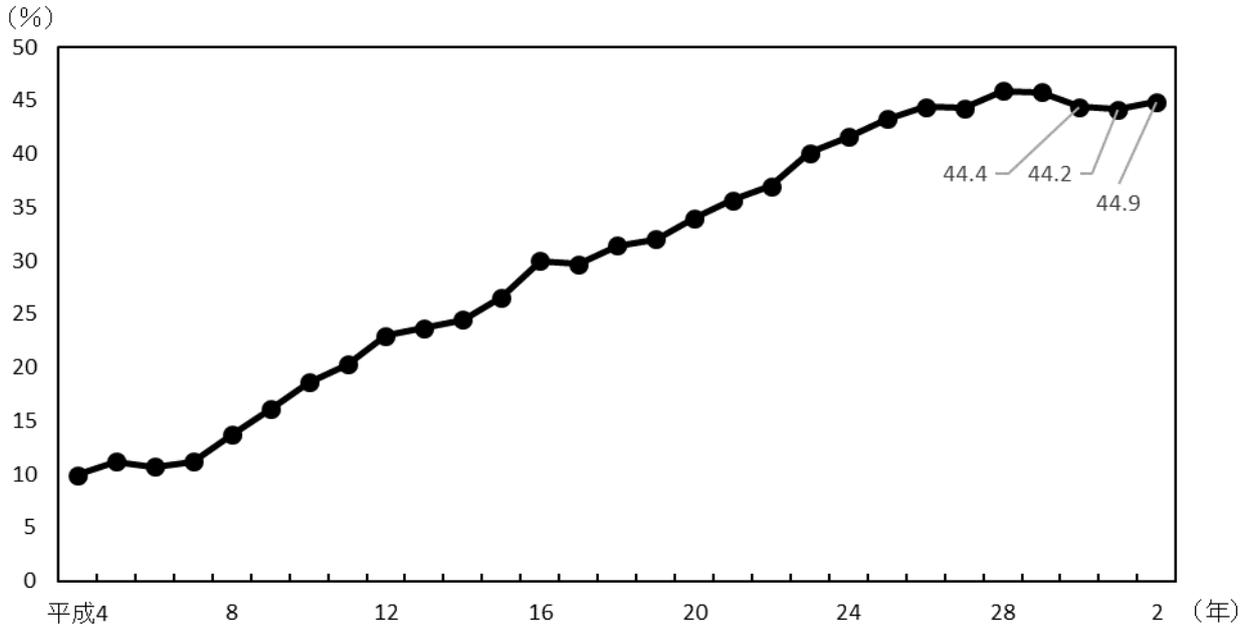
(R2.4.1 現在)

内 訳	審議会等数	委員数（人）			登用率 (%)
		総数	女性	男性	
A：法律・条例に基づくもの	77	1,143	502	641	43.9%
B：要綱等に基づくもの	23	381	183	198	48.0%
合計（A+B）	100	1,524	685	839	44.9%

※任期満了が3月31日であるものの委嘱が6月以降になる審議会等を除く。

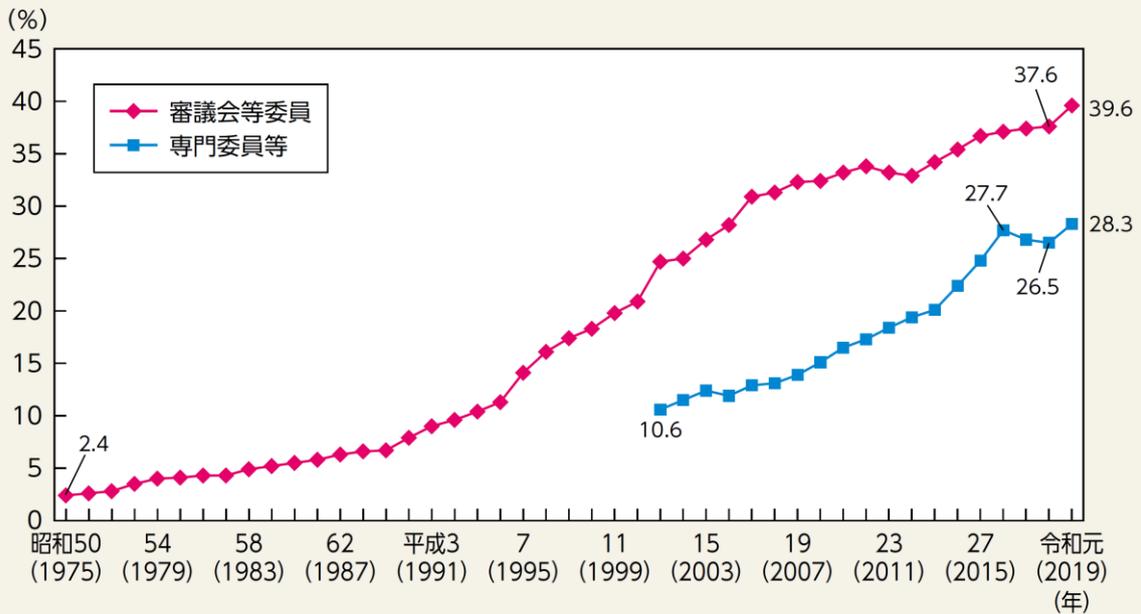
資料出所：久留米市男女平等政策課

図V-3 審議会における女性の割合の推移



\*平成31年4月に「久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱」を改定し、「各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする」と、数値目標を明確にした。

図V-4 審議会等における女性委員割合の推移（国）



(備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。  
 2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。平成7年以降は、各年9月30日現在。昭和62年以前は、年により異なる。

資料出所：内閣府令和2年版男女共同参画白書

審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)

A. 法律・条例に基づくもの

令和2年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市総合計画審議会	20	8	12	40.0%
2	久留米市政治倫理審査会	9	4	5	44.4%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	7	3	4	42.9%
4	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	3	6	33.3%
5	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
6	久留米市行政不服審査会	6	4	2	66.7%
7	久留米市民会館跡地活用等検討委員会	10	3	7	30.0%
8	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	2	5	28.6%
9	久留米市非常勤職員等の公務災害補償等認定委員会	7	3	4	42.9%
10	久留米市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
11	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	2	6	25.0%
12	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
13	久留米市防災会議	46	9	37	19.6%
14	久留米市水防協議会	21	4	17	19.0%
15	久留米市国民保護協議会	46	9	37	19.6%
16	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	6	2	4	33.3%
17	久留米市防犯まちづくり推進協議会	19	8	11	42.1%
18	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	10	7	58.8%
19	久留米市隣保館運営審議会	15	7	8	46.7%
20	久留米市男女平等政策審議会	13	7	6	53.8%
21	久留米市男女平等推進センター運営委員会	15	9	6	60.0%
22	久留米市文化芸術振興審議会	11	5	6	45.5%
23	久留米市芸術奨励賞選考委員会	15	6	9	40.0%
24	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
25	久留米市社会教育委員	10	5	5	50.0%
26	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	9	7	56.3%
27	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
28	久留米市文化財専門委員会	16	8	8	50.0%
29	久留米市スポーツ推進審議会	18	8	10	44.4%
30	久留米市立図書館協議会	17	9	8	52.9%
31	久留米市民生委員推薦会	14	6	8	42.9%
32	久留米市社会福祉審議会	37	18	19	48.6%
33	久留米市国民健康保険運営協議会	14	6	8	42.9%
34	久留米市障害支援区分認定審査会	34	16	18	47.1%
35	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
36	久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会	16	7	9	43.8%
37	久留米市介護認定審査会	72	31	41	43.1%
38	久留米市地域密着型サービス運営委員会	8	4	4	50.0%
39	久留米市保健所運営協議会	20	9	11	45.0%
40	久留米市感染症診査協議会	9	5	4	55.6%
41	久留米市予防接種健康被害調査委員会	11	5	6	45.5%
42	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	1	4	20.0%
43	久留米市子ども・子育て会議	15	8	7	53.3%
44	久留米市養護児審査会	19	11	8	57.9%
45	久留米市要保護児童対策地域協議会	29	13	16	44.8%
46	久留米市環境審議会	16	7	9	43.8%
47	久留米市放置自動車廃物判定委員会	7	4	3	57.1%
48	久留米市産業廃棄物審議会	5	2	3	40.0%
49	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
50	久留米市中央卸売市場取引委員会 青果取引委員会	7	4	3	57.1%
51	久留米市中央卸売市場取引委員会 水産物取引委員会	8	4	4	50.0%
52	久留米市中央卸売市場運営協議会	23	8	15	34.8%
53	久留米市中小商工業融資委員会	15	6	9	40.0%
54	久留米市企業立地促進委員会	14	6	8	42.9%
55	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	4	5	44.4%
56	久留米市伝統的町並み保存審議会	9	4	5	44.4%
57	久留米市公共事業再評価検討委員会	5	2	3	40.0%

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
58	久留米市都市計画審議会	20	8	12	40.0%
59	久留米市屋外広告物審議会	8	4	4	50.0%
60	久留米市景観審議会	7	4	3	57.1%
61	久留米市地域公共交通会議	30	8	22	26.7%
62	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
63	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	6	3	3	50.0%
64	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
65	久留米市有線放送運営委員会	11	5	6	45.5%
66	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
67	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	6	4	60.0%
68	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	6	8	42.9%
69	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	16	10	6	62.5%
70	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	7	5	58.3%
71	久留米市三潞生涯学習センター運営委員会	15	8	7	53.3%
72	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
73	久留米市教育支援委員会	35	19	16	54.3%
74	久留米市立小中学校通学区審議会	15	8	7	53.3%
75	久留米市教科用図書選定委員会	11	4	7	36.4%
76	久留米市立学校結核対策委員会	9	4	5	44.4%
77	久留米市教育集会所運営審議会	15	8	7	53.3%
	計	1129	493	636	43.7%

B. 規則・要綱に基づくもの

令和2年4月1日現在

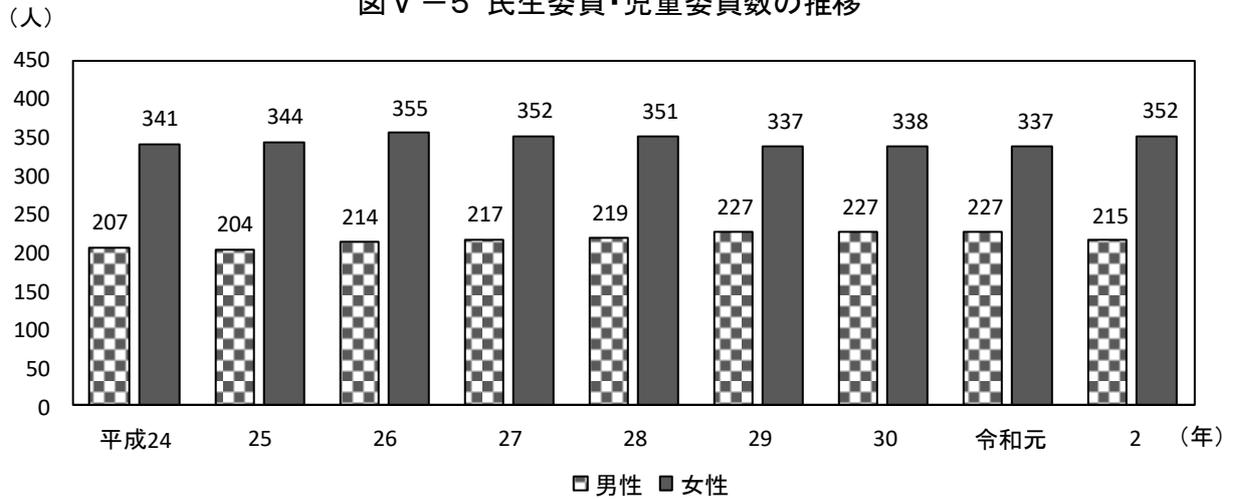
	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市地方創生総合戦略検証会議	15	6	9	40.0%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	63	23	40	36.5%
4	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
5	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
6	久留米市地域福祉計画推進協議会	25	13	12	52.0%
7	久留米市救急医療協議会	12	5	7	41.7%
8	久留米市障害者地域生活支援協議会	17	8	9	47.1%
9	久留米市障害者差別解消支援地域協議会	23	10	13	43.5%
10	久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会	21	9	12	42.9%
11	久留米市成年後見推進協議会	6	4	2	66.7%
12	久留米市認知症支援ネットワーク会議(久留米市オレンジ会議)	19	11	8	57.9%
13	久留米市自殺対策計画推進委員会	18	8	10	44.4%
14	久留米市慢性疾病児童等地域支援協議会	13	8	5	61.5%
15	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	26	11	15	42.3%
16	久留米市環境美化促進協議会	14	6	8	42.9%
17	久留米市地球温暖化対策協議会	24	11	13	45.8%
18	久留米市循環型ごみ処理委員会	13	7	6	53.8%
19	久留米市都市計画マスタープラン等策定委員会	5	3	2	60.0%
20	水緑花くるめ推進協議会	10	5	5	50.0%
	計	352	162	190	46.0%

資料出所：市久留米市男女平等政策課

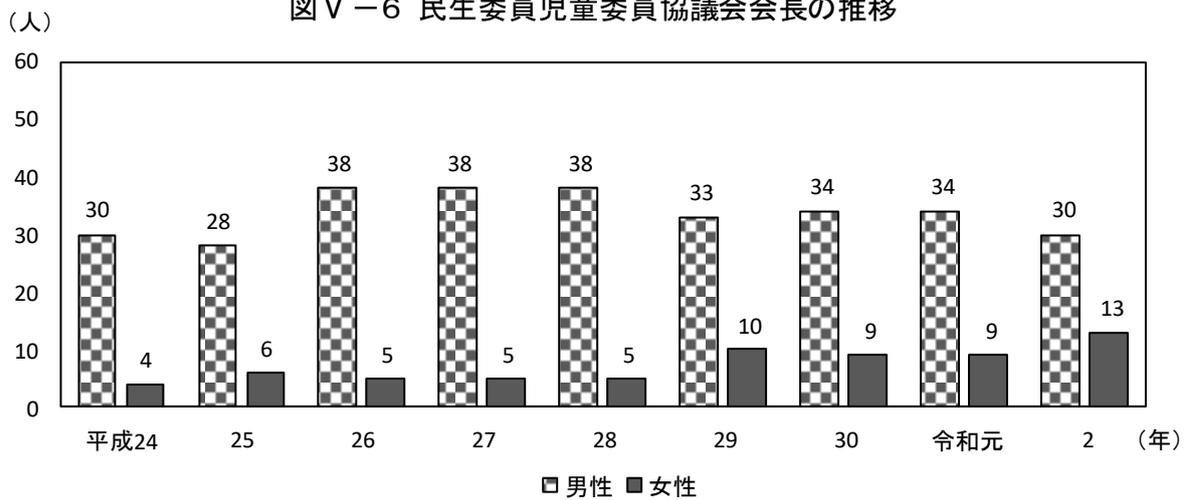
## 2. 民生委員・保護司における女性の割合（市）

民生委員は、女性の割合が多いが、会長に限れば男性が圧倒的に多い。

図V-5 民生委員・児童委員数の推移

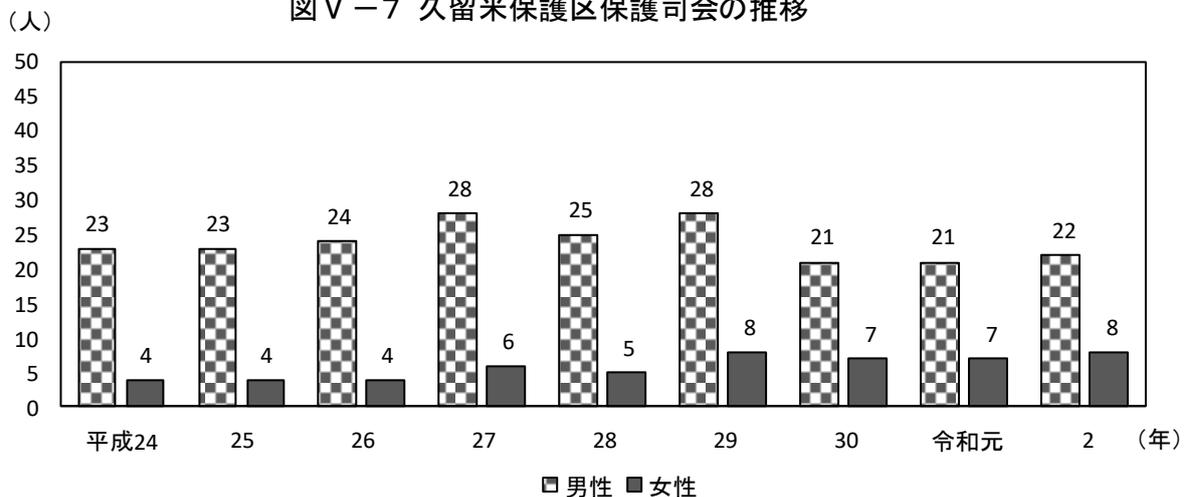


図V-6 民生委員児童委員協議会会長の推移



資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会

図V-7 久留米保護区保護司会の推移



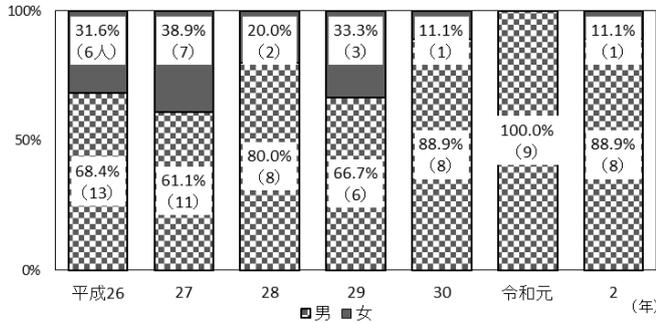
資料出所：久留米保護区保護司会

### 3. 団体等における女性役職者等の割合（市）

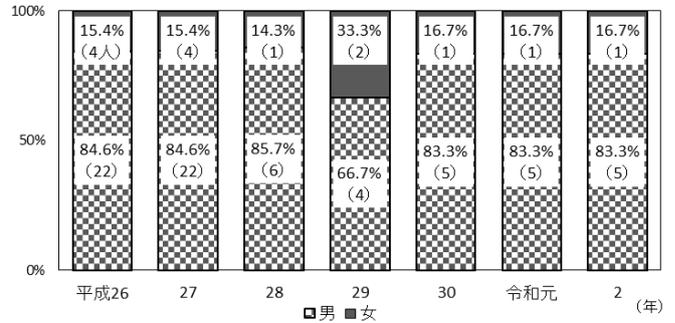
#### (1) PTA

小・中学校PTA連合会役員及び各PTA会長は、以前から男性の割合が多い。

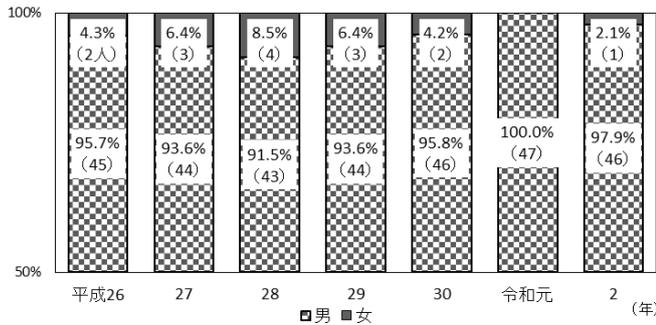
図V-8 小学校PTA連合会役員の推移



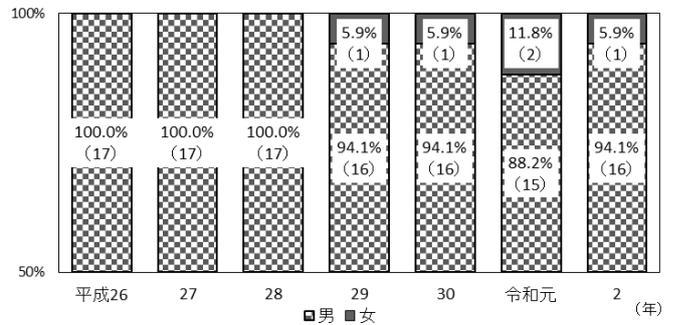
図V-9 中学校PTA連合会役員の推移



図V-10 小学校PTA会長の推移



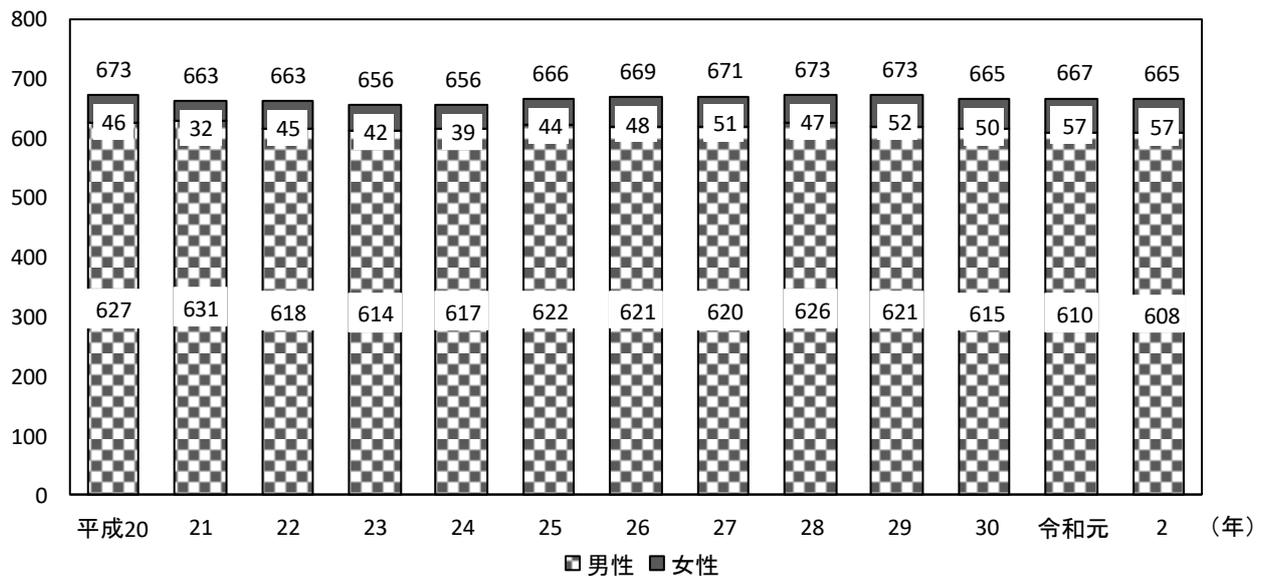
図V-11 中学校PTA会長の推移



#### (2) 自治会長

自治会長は男性の数が圧倒的に多く、女性の割合は男性の1割未満で推移している。

図V-12 自治会長の男女比の推移(市)



資料出所：市地域コミュニティ課

#### 4. 議会における女性議員の割合

久留米市の市議会議員の女性の比率は16.7%（当選時）で、これは福岡県議会議員の女性比率である10.3%及び全国の市議会議員の女性議員の割合である14.9%を上回っている。

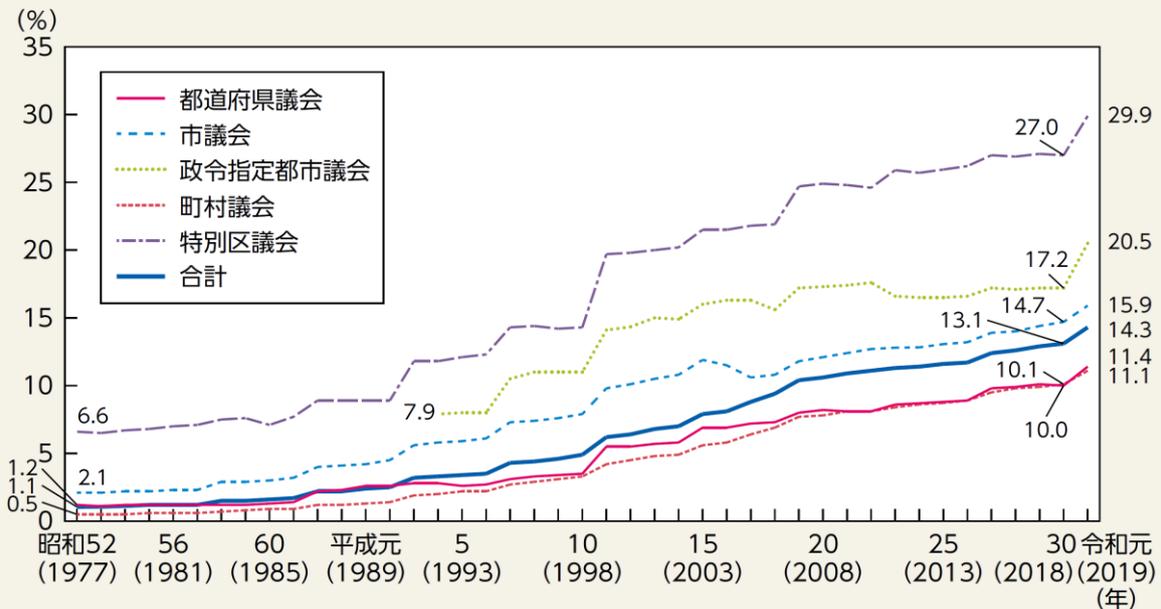
表V-13 議会議員の女性の割合

	女	男	女性の比率 (%)
H19.5.2～H23.5.1	6	36	14.3%
H23.5.2～H27.5.1	5	33	13.2%
H27.5.2～R1.5.1	6	32	15.8%
R1.5.2～R5.5.1	6	30	16.7%
*福岡県	9	78	10.3%

\* 当選時の数値

資料出所：市議会事務局

図V-14 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。  
 2. 各年12月末現在。  
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料出所：内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

## 5. HDI、GII、GGI における日本の順位

① HDI 平成30 (2018) 年  
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	アイルランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
6	オーストラリア	0.938
6	アイスランド	0.938
8	スウェーデン	0.937
9	シンガポール	0.935
10	オランダ	0.933
11	デンマーク	0.930
12	フィンランド	0.925
13	カナダ	0.922
14	ニュージーランド	0.921
15	英国	0.920
15	米国	0.920
17	ベルギー	0.919
18	リヒテンシュタイン	0.917
19	日本	0.915
20	オーストリア	0.914
21	ルクセンブルク	0.909
22	イスラエル	0.906
22	韓国	0.906
24	スロベニア	0.902
25	スペイン	0.893
26	チェコ	0.891
26	フランス	0.891
29	イタリア	0.883
30	エストニア	0.882
32	ギリシャ	0.872
32	ポーランド	0.872
36	スロバキア	0.857
39	ラトビア	0.854
40	ポルトガル	0.850
42	チリ	0.847
43	ハンガリー	0.845
59	トルコ	0.806
76	メキシコ	0.767

② GII 平成30 (2018) 年  
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.040
2	デンマーク	0.040
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
6	ベルギー	0.045
7	フィンランド	0.050
8	フランス	0.051
9	アイスランド	0.057
10	韓国	0.058
11	シンガポール	0.065
12	スロベニア	0.069
12	イタリア	0.069
14	オーストリア	0.073
15	スペイン	0.074
16	ルクセンブルク	0.078
17	ポルトガル	0.081
18	カナダ	0.083
19	ドイツ	0.084
20	キプロス	0.086
21	エストニア	0.091
22	アイルランド	0.093
23	日本	0.099
24	イスラエル	0.100
25	オーストラリア	0.103
27	英国	0.119
30	ポーランド	0.120
31	ギリシャ	0.122
34	ニュージーランド	0.133
35	チェコ	0.137
40	ラトビア	0.169
42	米国	0.182
43	スロバキア	0.190
56	ハンガリー	0.258
62	チリ	0.288
66	トルコ	0.305
74	メキシコ	0.334

③ GGI 令和元 (2019) 年  
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミビア	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
16	フィリピン	0.781
17	南アフリカ	0.780
18	スイス	0.779
19	カナダ	0.772
20	アルバニア	0.769
21	英国	0.767
25	メキシコ	0.754
26	エストニア	0.751
27	ベルギー	0.750
34	オーストリア	0.744
35	ポルトガル	0.744
36	スロベニア	0.743
38	オランダ	0.736
40	ポーランド	0.736
44	オーストラリア	0.731
51	ルクセンブルク	0.725
53	米国	0.724
57	チリ	0.723
63	スロバキア	0.718
64	イスラエル	0.718
76	イタリア	0.707
78	チェコ	0.706
84	ギリシャ	0.701
105	ハンガリー	0.677
108	韓国	0.672
121	日本	0.652
130	トルコ	0.635

- (備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2019」、GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」より作成。  
2. 測定可能な国数は、HDIは189の国と地域、GIIは162か国、GGIは153か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(35か国)を抽出。

\*HDI…人間開発指数(Human Development Index)。国連開発計画(UNDP)による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

\*GII…ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)。国連開発計画(UNDP)による指標で、国家の人間開発の達成度が男女の不等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】・妊産婦死亡率・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数【エンパワメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)【労働市場】・労働力率(男女別)

\*GGI…ジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index)世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等待性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数  
資料出所:内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

## VI 苦情処理機関

### 1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)

所管部局	件数 (H15 ~R1)	構成比 (%)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	8%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	23%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くために掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	3%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	23%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	3%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	3%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三瀬総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	5	13%	・高校の名簿(H15) ・小学校通信の表現(H19) ・高校の制服(H15) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	5	13%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18,23) ・職場における不利益取扱い(H16,H30)
合計	40	100%	

### 第3部 相談窓口一覧



名称	内容	相談受付日時	連絡先
久留米市 男女平等推進センター	【総合相談、性暴力相談】 女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強かん、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など 女性相談員が対応	月～水、金、土 10:00～18:00 木 17:00～20:00 日 10:00～17:00	久留米市 男女平等推進センター  久留米市諏訪野町1830-6 (えーるピア久留米内)  電話 0942-30-7802
	【法律相談】 離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が対応	第2・4木 14:00～15:30 第3木 17:30～19:00 (祝日、月末日、年末年始を除く) * 面接相談は要予約	
久留米市 家庭子ども相談課	児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9208(児童相談) 30-9063(婦人相談)
DV相談プラス	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員が対応。  (1) 電話相談 (2) メール相談 (3) チャット相談 (4) 外国人相談者向け相談 (チャット相談)	(1) 24時間受付 (2) 24時間受付 (3) 毎日/12:00～22:00 (4) 毎日/12:00～22:00	(1) 0120-279-889  (2)、(3)、(4) ホームページからアクセス ( <a href="https://soudanplus.jp">https://soudanplus.jp</a> )
DV相談ナビ	発信地等の情報から最寄りの最寄の相談機関に電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】  #8008  (はれれば)
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	発信地等の情報から最寄りのワンストップ支援センターに電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】  #8891  (早くワンストップ)
児童相談所虐待対応ダイヤル	発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)最寄りの児童相談所に電話が自動転送され、直接相談可能。	24時間対応	【全国共通短縮ダイヤル】  189  (いちはやく)

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県DV相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話		
	配偶者暴力相談支援センター (北筑後)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	電話 0942-34-8111
	福岡県配偶者からの 暴力相談電話 (夜間休日相談)	月～金 17:00～24:00 土、日、祝日 9:00～24:00 (年末年始を除く)	電話 092-663-8724
	男性DV被害者のための 相談ホットライン	水・木 17:00～20:00 金 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 092-571-1462
	LGBTの方のDV被害者 相談ホットライン	第2火 12:00～16:00 第4火 17:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 080-2701-5461
福岡県あすばる 相談ホットライン	【総合相談】 夫やパートナーからの暴力や家庭に 関係する相談 女性相談員が対応	9:00～17:00 金曜日(祝日を除く)は、 18:00～20:30も対応 (8/13～8/15、年末年始 (12/28～1/4は除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる
	【専門相談】 法律、こころの健康、女性に対する暴 力、就業援助など 女性の弁護士や臨床心理士などの専 門家が対応 要予約	毎月1～3回、13:00～ 16:00(就業援助相談は 10:00～12:00) *相談内容によって相談 日時が異なるため、ホー ムページで確認 <a href="http://www.asubaru.or.jp/">http://www.asubaru.or.jp/</a>	春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-1266
	【専門相談】 男性のための電話相談 男性臨床心理士が対応	第1・3土曜日 14:00～16:00 第2・4金曜日(祝日を除 く) 18:00～20:30 (祝日、8/13～8/15、年末 年始を除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-4977

名称	内容	相談受付日時	連絡先
性暴力被害者 支援センター・ふくおか	性暴力被害に関する相談に対し、電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援	24時間365日 (年中無休)	電話 092-409-8100
福岡県警察本部 犯罪被害相談	犯罪被害相談 【心のリリーフ・ライン】  犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアに、女性の臨床心理士が対応	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は要予約	福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-632-7830
	【性犯罪被害相談電話】  性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応	24時間365日 (* 男性警察官が対応する場合あり)	【全国共通短縮ダイヤル】  #8103  (ハートさん)
福岡県 性暴力加害者相談窓口	事前電話予約後、面接相談をした後、内容に応じて、再犯プログラムを実施するほか、就労などの生活自立支援や専門医療機関の紹介などを行う。	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	電話 092-289-9398
福岡県筑後 労働者支援事務所	【労働相談】  職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談 自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。	・定例相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)  ・夜間電話相談 水 17:15～20:00 (祝日の場合は翌日に実施。年末年始を除く)	福岡県 筑後労働者支援事務所 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 電話 0942-30-1034
	【子育て女性就職支援センター事業】  子育て中の女性等を対象に働くことに関する相談から就職あっせんまでワンストップで支援。	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡県 子育て女性就職支援センター(筑後エリア) 久留米市合川町1642-1 (福岡県筑後労働者支援事務所内) 電話 0942-38-7579
福岡労働局 総合労働相談コーナー	解雇、労働条件、募集・採用、いじめを含む労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応。	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡労働局 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 福岡労働局・雇用環境均等部 指導課内 電話 092-411-4764

名称	内容	相談受付日時	連絡先
市民相談	市政に関する苦情、要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど	市政相談・一般相談は 原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9017
久留米市外国人相談窓口 (令和2年8月3日開設)	仕事、在留資格、健康保険、住まい、出産・子育て、結婚・離婚など、外国人住民が生活する中で困っていることやわからないことなど、多言語で相談に対応。	原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9096
苦情処理機関 男女平等推進委員	・苦情の申出 市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき ・救済の申出 市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9246

## 第 4 部 參考資料



## 久留米市男女平等を進める条例

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 1 6 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 1 7 条—第 2 9 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 3 0 条—第 3 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 3 4 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

**第 1 条** この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

## (基本理念)

**第 3 条** 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

**第6条** 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による差別的取扱い等の禁止)

**第7条** 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 男女平等推進のための基本的施策

### (政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

**第8条** 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

### (情報収集及び調査研究)

**第9条** 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

### (啓発活動)

**第10条** 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

### (男女平等推進教育の充実)

**第11条** 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

### (家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

**第12条** 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

### (男女平等推進活動への支援)

**第13条** 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

### (男女平等推進体制の整備)

**第14条** 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

### (男女平等推進拠点)

**第15条** 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

### (行動計画)

**第16条** 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

## 第3章 苦情等の申出の処理

### (男女平等推進委員)

**第17条** 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (苦情及び救済の申出)

**第18条** 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

### (推進委員の処理の対象としない事項)

**第19条** 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

#### (市に係る苦情等の申出の処理)

**第20条** 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

#### (救済の申出の処理)

**第21条** 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。
- 4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
- 5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

#### (自己の発意による苦情等の処理)

**第22条** 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

#### (処理の経過及び結果の通知)

**第23条** 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

**(調査への協力)**

**第24条** 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

**(職務の遂行)**

**第25条** 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

**(兼職の禁止)**

**第26条** 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

**(政治的行為の制限)**

**第27条** 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

**(解職の制限)**

**第28条** 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

**(守秘義務)**

**第29条** 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

**第4章 久留米市男女平等政策審議会**

**(設置)**

**第30条** 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**(組織)**

**第31条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

**(所掌事務)**

**第32条** 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要なときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年9月30日 久留米市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議 すること。
久留米市男女平等政策審議会	男女平等政策に関する事項について調査審議すること。

」

を

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議 すること。
--------------------------	------------------------------------

」

に改める。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。)の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

## ○久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日

14男女第73号

## (目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

## (目標)

第3条 各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする。ただし、委員の数が奇数の場合は、男女それぞれの委員の数の差が1名であることとする。

2 前項に規定する目標によりがたい場合は、男女の割合のいずれもが40パーセントを下回らないこととする。

## (登用の促進)

第4条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管の長」という。）は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる事項に留意し、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設ける等の配慮をすること。
- (2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

## (登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

2 登用推進員は、男女平等政策会議幹事（久留米市男女平等政策会議設置規程（平成15年久留米市規程第9号）別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。）のうち各部次長（部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名）をもって充てるものとし、所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。

3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充（定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。）に当たっては、男女平等政策会議会長（以下「会長」という。）に意見を求めることができる。

4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

## (協議書等の提出)

第6条 登用推進員は、審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について所管の長に通知する。

2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たり、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書（別記様式）、予定者名簿及び審議会等の設置の根拠となる規程（以下「協議書等」という。）を所属の部長等に提出しなければならない。

3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(事後報告)

第6条の2 所管の長は、前条の規定によらない委員の交代などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に対し、第6条に規定する協議書等を提出するものとする。この場合において、提出された協議書等は、登用状況変更報告書とみなす。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(改善に向けた検討)

第7条 協議書等の提出を受けた男女平等推進担当部長は、第3条に規定する目標が達成されていない場合は、会長及び男女平等政策会議副会長（以下「副会長」という。）に報告し、会長、副会長及び部長等で登用率向上のための改善策について協議するものとする。

(その他)

第8条 所管の長は、審議会等において男女の占める割合が一方に偏ることで発言の機会が阻まれることなく、多様な意見が施策に反映されるよう、新たに委員に就任する者に対して事前に審議会等の趣旨や内容を説明する等丁寧な対応に努めるものとする。

第9条 団体推薦の場合において、推薦を依頼する団体に対し、団体の役職を担う女性が育成されるよう、必要に応じて男女共同参画に関する啓発や情報の提供を行うものとする。

(公表)

第10条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年16男女第153号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年19男女第186号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22男女第232号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年23男女第69号）

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成28年27男女第138号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年29男女第100号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年30男女第88号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第6条、第6条の2関係)

## 審議会等委員への女性の登用に関する協議書

担 当 課 : \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 担当 \_\_\_\_\_ 連絡先( \_\_\_\_\_ )

### 1 審議会等の概要

審議会等の名称			
設置根拠			
区分 (該当するものに○)	A:法律・条例によるもの	B:要綱等によるもの	
委員任期(期間)	年 月 日 から	年 月 日 (	年 か月)

### 2 提出理由

提出の理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 改選(任期満了に伴う) <input type="checkbox"/> 補充 <input type="checkbox"/> 異動報告(人事異動等による一部改選など)
-------	---

### 3 男女の割合

	女性(人)	男性(人)	合計(人)	登用率 <small>(小数点以下第2位を四捨五入)</small>	
				女性	男性
今回					
前回					

【目標】  
女性又は男性の割合は、いずれも50%が目標  
男女いずれの割合も40%を下回らないこと。

### 4 登用率の見込み

- 男女いずれの割合も40%以上  
男女いずれかの割合が40%未満

男女いずれかの割合が40%未満の理由

理由

今後の対応策

担当課長		登用推進委員(次長)		男女平等政策会議委員(部長)	
(氏名)	印	(氏名)	印	(氏名)	印

<備考> この協議書の添付書類として審議会等の委員予定者名簿(女性委員に印を付けたもの)及び  
審議会等の設置根拠規程を提出すること。

### <男女平等政策会議事務局確認欄>

男女平等政策課長	協働推進部次長	男女平等推進担当部長

<事務局の意見>

## 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**(社会における制度又は慣行についての配慮)**

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

**第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**(経過措置)**

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

##### (施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

##### (職員の身分引継ぎ)

**第3条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

##### (別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

##### (施行期日)

**第1条** この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。



## ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

令和2年度版久留米市男女共同参画白書  
(久留米市男女共同参画行動計画令和元年度実施状況)

令和3年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703